

天川村地域防災計画

地 震 編



令和6年度修正
天川村防災会議

[地域防災計画]

—第1章 総 則—

第1節	計画の目的と構成.....	1
第2節	防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱.....	4
第3節	天川村の自然的・社会条件.....	11
第4節	地震被害想定.....	14

—第2章 災害予防計画—

第1節	避難行動計画.....	23
第2節	避難生活計画.....	29
第3節	帰宅困難者対策計画.....	35
第4節	要配慮者の安全確保計画.....	38
第5節	住宅応急対策予防計画.....	45
第6節	防災教育計画.....	46
第7節	防災訓練計画.....	50
第8節	自主防災組織の育成に関する計画.....	53
第9節	企業防災の促進に関する計画.....	57
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画.....	59
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画.....	61
第12節	まちの防災構造の強化計画.....	63
第13節	建築物等災害予防計画.....	66
第14節	災害に強い道づくり.....	69
第15節	緊急輸送道路の整備計画.....	72
第16節	ライフライン施設の災害予防計画.....	74
第17節	危険物施設等災害予防計画.....	76
第18節	水害予防対策.....	78
第19節	地盤災害予防対策.....	79
第20節	地震火災予防計画.....	81
第21節	第6次地震防災緊急事業五箇年計画.....	85
第22節	防災体制の整備計画.....	86
第23節	航空防災体制の整備計画.....	90
第24節	通信体制の整備計画.....	92
第25節	孤立集落対策.....	95
第26節	支援体制・受援体制の整備.....	97
第27節	保健医療計画.....	99

第28節	防疫予防計画	103
第29節	火葬場等の確保計画	104
第30節	廃棄物処理計画	105
第31節	食料、生活必需品の確保計画	107
第32節	文化財災害予防計画	111

一第3章 災害応急対策計画一

第1節	活動体制計画	119
第2節	災害情報の収集・伝達計画	131
第3節	避難行動計画	144
第4節	避難生活計画	154
第5節	帰宅困難者対策計画	162
第6節	要配慮者の支援計画	164
第7節	住宅応急対策計画	169
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	172
第9節	通信運用計画	175
第10節	広報計画	181
第11節	支援体制の整備	184
第12節	受援体制の整備	185
第13節	公共土木施設の初動応急対策	191
第14節	建築物の応急対策計画	193
第15節	道路等の災害応急対策計画	194
第16節	ライフライン施設の災害応急対策計画	202
第17節	危険物施設等災害応急対策計画	205
第18節	水防活動計画	208
第19節	地盤災害応急対策計画	210
第20節	消火活動計画	213
第21節	救急、救助活動計画	222
第22節	保健医療活動計画	223
第23節	緊急輸送計画	229
第24節	災害警備、交通規制計画	232
第25節	食料、生活必需品の供給計画	238
第26節	給水計画	243
第27節	防疫、保健衛生計画	246
第28節	遺体の火葬等計画	251

第29節	廃棄物の処理及び清掃計画	254
第30節	ボランティア活動支援計画	259
第31節	災害救助法等による救助計画	262
第32節	文教対策計画	266
第33節	文化財災害応急対策計画	270

－第4章 災害復旧・復興計画－

第1節	公共施設の災害復旧	277
第2節	被災者の生活の確保	279
第3節	被災中小企業の振興、農林漁業者への融資	288
第4節	義援金の配分	293
第5節	激甚災害の指定に関する計画	295
第6節	災害復旧・復興計画	296

－第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画－

第1節	総則	305
第2節	南海トラフ地震臨時情報	307
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	311
第4節	防災訓練計画等	312
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	313
第6節	地域防災力の向上に関する計画	316
第7節	広域かつ甚大な被害への備え	318
第8節	地震発生時の応急対策等	322
第9節	消火活動計画	331
第10節	医療救護計画	331
第11節	緊急輸送計画	331
第12節	防疫、保健衛生計画	331
第13節	支援・受援体制の整備	332
第14節	広域避難対策	333
第15節	物資の確保	334

天川村地域防災計画

地 震 編

—第1章 総 則—

第1章 総則

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱	4
第3節	天川村の自然的・社会条件	11
第4節	地震被害想定	14

第1節

計画の目的と構成

天川村の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、天川村防災会議が作成する計画であり「天川村地域防災計画」の地震編として、天川村の地域における地震災害（水害を除く。水害については「水害・土砂災害編」参照）に対処するため、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 国・県及び天川村の防災会議ならびに防災計画の体系



第3 計画の基本方針

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。

併せて、村民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫化している近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。

1 計画の推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、村民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 県、村、防災関係機関及び村民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守
- (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (9) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立
- (10) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

要配慮者とは

主として高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者

2 対象とする災害

本計画では、地震、竜巻、台風、崖崩れ、地すべり、土石流、豪雨、水害、火災等の災害に対して多角的な観点から防災機能を強化したまちづくりを行うため、自然の地形を考慮しながら、災害予防計画の立案及び災害時の応急対策を行う。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第5 計画の構成

地震編は、計画編と資料編から構成する。地震編の構成は次の5章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱、本村の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

災害発生に備えて、平常時から教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救助・救護体制等の整備や都市基盤の安全性の強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

5 第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本村における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第6 計画の周知

本計画の内容は、村職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第7 計画の運用・習熟

本計画を効果的に推進するため、村及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節

防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱

本節は、天川村並びに奈良県及び村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

第1 村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
天川村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 天川村防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 水道施設等の確保体制の整備 12. 避難計画の作成及び避難所等の整備 13. ボランティア活動支援の環境の整備 14. 要配慮者の安全確保体制の整備 15. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 16. 防疫予防体制の整備 17. 廃棄物処理体制の整備 18. 火葬場等の確保体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 天川村災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急処置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
天川村消防団 奈良県広域消防 組合本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災の予防 2. 消防力の強化 3. 危険物等の規制と安全の確保 4. 消防計画の立案 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の鎮圧やその他の災害の軽減措置 2. 災害時の救急、救助 	

第3 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市基盤整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備・点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他、法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画
吉野土木事務所 (天川方面係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 県管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の復旧に関すること

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
吉野警察署 〔川合駐在所〕 〔洞川駐在所〕	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等又は検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
吉野保健所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護 2. 防疫、清掃等応急保健衛生対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生関係施設の復旧

第4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿財務局 奈良財務事務所			<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿中国森林管理局（奈良森林管理事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用復旧用材の供給 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
大阪管区気象台（奈良地方気象台）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域への支援情報の提供

第5 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第4施設団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣の計画及び準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練への参加 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便(株) (洞川郵便局、 天の川郵便局、 和田郵便局)		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者宛て救助用郵便物の料金免除	
西日本電信電話(株) (奈良支店)	1. 電気通信施設の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救護物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	1. 義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象警報等の放送	1. 気象情報及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
日本通運(株) (奈良営業所)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送
関西電力(株) 関西電力送配電(株) (奈良本部)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧
こまどりケーブル(株)	1. 伝送路等の保全と整備	1. 伝送路等設備の応急対策	1. 伝送路等の復旧

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良交通(株) (自動車事業本部 乗合事業部)	1. 輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送(株) 関西テレビ放送(株) 讀賣テレビ放送(株) (株)毎日放送 朝日放送テレビ(株)	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(株)朝日新聞社 (奈良総局) (株)毎日新聞社 (奈良支局) (株)讀賣新聞大阪本社 (奈良支局) (株)産業経済新聞社 (奈良支局) (株)奈良新聞社 (一社)共同通信社 (奈良支局) (株)時事通信社 (奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
(一社)奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班（JMAT）の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班（JMAT）の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
(一社)奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧
(一社)奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
(一社)奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
(公社)奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
(公社)奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業協同組合（天川支店） 天川村森林組合	1. 共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県・村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
天川村商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入

資料編 ○ 防災関係機関連絡先一覧

(P66)

第3節 天川村の自然的・社会条件

本節では、本村の位置、地形・地質特性及び社会的条件を示す。

第1 村の位置

本村は、奈良県吉野郡の中央部に位置し、また紀伊山地主部の吉野山地の中心に立地している。本村の面積は175.66平方kmで、東西約20km、南北約13kmと東西に細長く南北に狭い形状となっている。周囲は、北部に黒滝村、西部には五條市、東北部は川上村、そして東南部は上北山村に接している。

天川村の位置図



天川村の位置						役場の位置	
方位	地名	経度	方位	地名	緯度	地名	経緯度
極東	洞川	東経 135° 59′	極南	北角	北緯 34° 10′	沢谷 60 番地	東経 135° 51′
極西	塩谷	東経 135° 45′	極北	洞川	北緯 34° 17′		北緯 34° 14′

第2 自然的要因

1 地形・地質

本村は、紀伊山地主部の吉野山地の中心に位置している。その吉野山地の主脈で、近畿の屋根とも称される大峯山系が村の東部から南部にかけてそびえ、近畿の最高峰である八経ヶ岳(1,915m)などの山々が連なっている。また、本村の北境及び南境もこの支脈によって形づくられ、西端は天ノ川の流出口になっている。

集落は、標高441mから820mの天ノ川沿いのわずかな平地や傾斜地に点在している。地形は高峰深谷の起伏する壮年期のもので、その山岳美、溪谷美、あるいは原生林の森林美などにより、吉野熊野国立公園に指定されている。

地質は、西日本でも学術上極めて興味ある存在で、弥山から天ノ川流域にかけての砂岩、頁岩を主とする。四万十(シマント)層、山上ヶ岳などの秩父古生層は洞川などの石炭層を伴い、川迫ダム付近は酸性深成岩、稲村岳頂上付近には礫岩が見られる。

なお、平成23年紀伊半島大水害では、県内約1,800か所で土砂異動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約1億 m^3 (東京ドーム80杯分)と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土砂量であり、そのうち約9割の8,600万 m^3 が県内で発生したと推定されている。

また、紀伊半島大水害では崩壊面積10,000 m^2 以上、推定崩壊深10m以上等の深層崩壊が54か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」(事務局:県深層崩壊対策室)の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が600mm~1,000mm超で発生し、降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。

2 気候

本村は高地に集落が形成されており、1,300~1,700mの高山に囲まれているため、夏季は極めて冷涼で年平均気温11度、月平均最高28.4度であり、昼夜の気温差は大きい。また、国内最大雨量の大台山系に隣した大峯山系を有しているため雨量は年間2,000mmと多く、過去の記録においても大災害が発生している。また冬季においては積雪30cm程度で交通機関の途絶も年1~2回生じている。

なお、平成23年台風第12号では、紀伊半島の南東部の一部の地域において8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が2,000mmを超えた(県内において、過去およそ100年間の台風等による最大降水量は1,241mmであったが、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量2,436mmを観測した)。また、本村では9月3日に1時間40mmの激しい雨が解析された。

また、風は一般に谷間に沿って吹きやすいため、被害をもたらすことがしばしばあり、本村洞川の南よりの強風は、河谷に沿って吹く強風の代表的なものである。

第3 社会的要因

1 人口

本村の総人口は1,176人（令和2年国勢調査）で現在も減少傾向である。また、人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者（65歳以上50.9%）の割合は高い。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

2 産業

令和2年の国勢調査における産業別就業人口構成比は、林業を基幹産業とした第一次産業が6.4%、建設業を中心とした第二次産業が11.9%、観光を軸とした第三次産業が81.7%となっている。第一次産業は年々減少し、第二次産業も減少、自然の恩恵である観光資源を生かしたサービスの振興により第三次産業は増加傾向にある。

本村には、大峯山系をはじめ、キャンプ場、温泉等観光資源、施設が豊富であるが、これらを訪れる観光客は村内に不案内ということもあり、観光客に対する防災対策の確立は急務である。

3 交通

本村の交通体系は、村の中央部を東西に走る県道及び東部を南北に走る国道309号を動脈道路とし、これから県道、村道、林道が支線状に分岐して道路網を構成している。

しかし、村内の道路は、天ノ川沿いに主要地方道高野天川線が整備されているが、狭あい箇所など未整備の区間が複数存在しており、異常気象のたびに災害を受けやすく、山崩れ等による交通途絶もたびたび発生し危険にさらされている。

第4節 地震被害想定

奈良県が平成16年に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、内陸型地震と海溝型地震が考えられる。

内陸型地震については、現在の観測体制での予知は不可能に近く、今のところまったく分からないというのが現状である。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人を超える死者を出す戦後最大の災害となった。

一方、海溝型地震については、駿河湾から遠洲灘に地震発生の可能性が指摘され、東海地方を観測強化地域として「地震防災対策強化地域判定会」が設置される等の地震予知体制の整備が図られている。

前述の地震被害想定は、奈良県内で内陸型、海溝型地震が起きた場合において、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進する上での基礎資料として参考にするものである。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、平成23年度から「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」が行われている。平成24年8月29日の報告では、本村の最大震度は、震源域が陸地に近いケースで6強、その他のケースでは5強と想定されている。

これは、中央構造線断層帯を震源とする、これまで想定してきた地震の最大震度6.5と同程度、又は、それを上回る揺れとなるものであることから、本節における被害想定以上の大規模災害を念頭に置く必要がある。

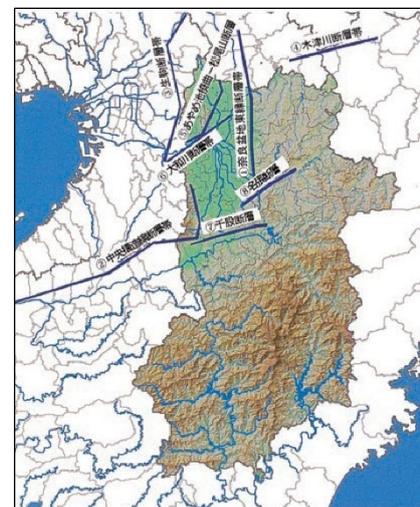
第1 想定地震

「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、次の地震を想定し、調査を行なっている。

1 内陸型地震

対象地震	断層長さ (km)	想定マグニ チュード
① 奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
② 中央構造線断層帯	74	8.0
③ 生駒断層帯	38	7.5
④ 木津川断層帯	31	7.3
⑤ あやめ池境曲一松尾山断層	20	7.0
⑥ 大和川断層帯	22	7.1
⑦ 千股断層	22	7.1
⑧ 名張断層	18	6.9

※①～④は地震調査委員会による全国主要98断層帯に該当



内陸型地震の想定震源

2 海溝型地震

対 象 地 震	想定マグニチュード
① 東南海・南海地震同時発生	8.6
② 東南海地震	8.2
③ 南海地震	8.6
④ 東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

第2 奈良県全体の被害想定結果

1 内陸型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
① 奈良盆地東縁断層帯	119,535	83,442	5,153	19,045	435,074
② 中央構造線断層帯	98,086	84,973	4,319	18,817	393,781
③ 生駒断層帯	98,123	87,691	4,257	17,578	431,210
④ 木津川断層帯	38,714	74,334	1,800	15,864	251,817
⑤ あやめ池境曲一松尾山断層	84,874	84,692	3,675	16,579	398,139
⑥ 大和川断層帯	92,234	85,660	3,996	16,935	411,899
⑦ 千股断層	56,676	76,800	2,673	14,296	253,245
⑧ 名張断層	56,167	77,915	2,643	14,261	257,094

2 海溝型地震

対 象 地 震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
① 東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484
② 東南海地震	520	498	3	163	2,375
③ 南海地震	713	648	2	232	3,102
④ 東海・東南海地震同時発生	520	498	3	163	2,375
⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484

第3 天川村の被害想定結果

1 内陸型地震

		① 奈良盆地 東緑断層 帯	② 中央構 造線断 層帯	③ 生駒断 層帯	④ 木津川 断層帯	⑤ あやめ池境曲 —松尾山断層
最大震度		6 強	6 強	6 弱	5 強	6 弱
液状化危険度		なし	なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	108	171	76	6	6
	半壊棟数	289	289	212	9	9
火災被害	炎上出火 件数	1	1	0	0	0
	焼失棟数	22	39	0	0	0
人的被害	死者数	9	13	6	1	1
	負傷者数	19	28	10	0	0
断水世帯数		265	438	163	12	12
電力供給障害世帯数		848	848	848	150	150
電話使用不能世帯数		11	19	—	—	—
避難人口 (避難所)	地震直後	449	527	362	23	23
	1 週間後	478	565	389	27	27

		⑥ 大和川断層帯	⑦ 千股断層	⑧ 名張断層
最大震度		6 弱	6 強	6 弱
液状化危険度		なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	41	135	81
	半壊棟数	78	289	232
火災被害	炎上出火件数	0	1	0
	焼失棟数	0	21	0
人的被害	死者数	4	11	7
	負傷者数	3	23	12
断水世帯数		82	334	181
電力供給障害世帯数		848	848	848
電話使用不能世帯数		—	78	—
避難人口 (避難所)	地震直後	174	487	381
	1 週間後	195	520	408

2 海溝型地震

		① 東南海・南海地震	② 東南海地震	③ 南海地震	④ 東海・東南海地震	⑤ 東海・東南海・南海地震
最大震度		5 強	5 強	5 強	5 強	5 強
液化化危険度		なし	なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	0	0	0	0	0
	半壊棟数	0	0	0	0	0
火災被害	炎上出火件数	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0
断水世帯数		0	0	0	0	0
電力供給障害世帯数		0	0	0	0	0
電話使用不能世帯数		—	—	—	—	—
避難人口 (避難所)	地震直後	0	0	0	0	0
	1 週間後	0	0	0	0	0

南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6 強	平郡町	6 弱	広陸町	6 強
大和高田市	6 強	三郷町	6 強	河合町	6 強
大和郡山市	6 強	斑鳩町	6 強	吉野町	6 弱
天理市	6 強	安堵町	6 強	大淀町	6 弱
橿原市	6 強	川西町	6 強	下市町	6 弱
桜井市	6 強	三宅町	6 強	黒滝村	6 弱
五條市	6 強	田原本町	6 強	天川村	6 強
御所市	6 強	曾爾村	6 強	野迫川村	6 弱
生駒市	6 弱	御杖村	6 強	十津川村	6 強
香芝市	6 強	高取町	6 弱	下北山村	6 強
葛城市	6 弱	明日香村	6 弱	上北山村	6 強
宇陀市	6 強	上牧町	6 弱	川上村	6 強
山添村	6 弱	王寺町	6 強	束吉野村	6 強

第4 東海トラフ等巨大地震の被害想定（地震調査研究推進本部公表等）

地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」という。）では、社会的・経済的に大きな影響を与えらるると考えられる主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震発生可能性の長期評価（長期評価）を実施している。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、令和7年1月15日に公表した「海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和7年（2025年）1月1日）」によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、80%程度と評価されている。

また、地震発生相対的評価の高い奈良県の主要な断層帯である奈良県盆地東縁断層帯については、発生確率は10%未満であるがマグニチュード7.4程度の大規模地震が想定されている。

なお、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書 市町村別一覧表」（内閣府，令和7年3月31日公表）によると、天川村では、南海トラフ巨大地震による震度の最大値は6強と想定されている。

地震活動の長期評価

（南海トラフ算定基準日 令和7年1月1日現在）
（奈良県盆地東縁断層帯算定基準日 平成17年1月12日変更）

領域又は地震名	南海トラフ	奈良県盆地東縁断層帯	
長期評価で予想した地震規模	M8～M9 クラス	M7.4 程度	
地震発生率	10年以内	30%程度	ほぼ0%～5%
	30年以内	80%程度	ほぼ0%～7%
	50年以内	90%程度以上 もしくはそれ以上	ほぼ0%～10%
地震後経過率	0.90	0.2～2.2	
平均発生間隔	次回までの標準的な値 88.2年	約5000年	
最新発生次期 (ポアソン過程を適用したものを除く)	79.0年前	約11000年前～1200年前	

天川村地域防災計画

地 震 編

—第2章 災害予防計画—

第2章 災害予防計画

第1節	避難行動計画	23
第2節	避難生活計画	29
第3節	帰宅困難者対策計画	35
第4節	要配慮者の安全確保計画	38
第5節	住宅応急対策予防計画	45
第6節	防災教育計画	46
第7節	防災訓練計画	50
第8節	自主防災組織の育成に関する計画	53
第9節	企業防災の促進に関する計画	57
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	59
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	61
第12節	まちの防災構造の強化計画	63
第13節	建築物等災害予防計画	66
第14節	災害に強い道づくり	69
第15節	緊急輸送道路の整備計画	72
第16節	ライフライン施設の災害予防計画	74
第17節	危険物施設等災害予防計画	76
第18節	水害予防対策	78
第19節	地盤災害予防対策	79
第20節	地震火災予防計画	81
第21節	第6次地震防災緊急事業五箇年計画	85
第22節	防災体制の整備計画	86
第23節	航空防災体制の整備計画	90
第24節	通信体制の整備計画	92
第25節	孤立集落対策	95
第26節	支援体制・受援体制の整備	97
第27節	保健医療計画	99
第28節	防疫予防計画	103
第29節	火葬場等の確保計画	104
第30節	廃棄物処理計画	105
第31節	食料、生活必需品の確保計画	107
第32節	文化財災害予防計画	111

第1節

避難行動計画

【基本的な考え方】

地震発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取り組みが重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。

そのため、村は、学校長（施設長）及び社会福祉施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者と連携し、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、避難方法及び避難誘導責任者を定める。

また、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、避難指示等については、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルに基づき、日頃から適切な避難計画の整備、住民への周知徹底を図り、避難対策の推進を図る。

なお、避難所及びその周辺道路に観光客や一時滞在者にも配慮した案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 指定緊急避難場所の選定 (2) 避難路の選定 (3) 指定緊急避難場所及び避難路の整備 (4) 指定緊急避難場所の公表 (5) 指定緊急避難場所の設備及び資機材の配備 (6) 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築 (7) 住民への情報伝達手段の確保 (8) 住民への周知及び啓発 (9) 避難等に関する計画の策定 (10) 防災上重要な施設における計画の策定支援、見直し
	住民課	(1) 指定緊急避難場所の選定 (2) 避難路の選定 (3) 指定緊急避難場所及び避難路の整備 (4) 指定緊急避難場所の設備及び資機材の配備 (5) 住民への情報伝達手段の確保 (6) 住民への周知及び啓発 (7) 防災上重要な施設における計画の策定支援、見直し
	健康福祉課	(1) 自宅療養者等の避難
学校長（施設長）、社会福祉施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等、事業所、その他防災上重要な施設の管理者		(1) 避難計画を作成する (2) 関係職員等に周知徹底を図る (3) 訓練等を実施する

第1 定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・・・・・・一定期間滞在して避難生活を送る施設

第2 指定緊急避難場所の選定（総務課・住民課）

1 指定基準

村は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (3) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定にあたっての注意事項

村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（本村を除く）の同意を得ることとする。

3 県への通知

村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示する。

4 指定の取消

村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに公示する。

5 留意事項

村は、指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知を徹底する。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

第3 避難路の選定（総務課・住民課）

村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

- 2 避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、崖崩れなど二次災害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備（総務課・住民課）

村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備、維持管理に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 避難経路における外灯の無停電対策の推進
- 5 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 6 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- 7 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

資料編 ○ 指定緊急避難場所一覧 (P71)

第5 指定緊急避難場所の公表（総務課）

村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第6 指定緊急避難場所の設備及び資機材の配備（総務課・住民課）

村は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるように準備しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者及び女性を考慮した施設整備に努める。

指定緊急避難場所の設備及び資機材（令和7年3月31日現在）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 通信機材 | (2) 放送設備 |
| (3) 照明設備（非常用発電機を含む。） | (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料 |
| (5) 冷暖房器具等 | (6) 給水用機材 |
| (7) 救護所及び医療資機材 | (8) 物資の集積所 |
| (9) 仮設建物又はテント及び仮設トイレ | (10) 防疫用資機材 |
| (11) 工具類 | (12) 下着・衣服・生理用品など |

第7 情報伝達手段の確保（村長、総務課）

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような多様な情報伝達手段について、可能な限り適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等とも連携した周知に努める。

- 1 防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声子局）
- 2 自治体放送
- 3 消防団、警察、自主防災組織、自治会※、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）
- 4 緊急速報メール
- 5 広報車、消防団による広報

※自主防災組織や自治会等の地域の防災活動の担い手が高齢化していること等により、災害時の確実な情報伝達が課題である点にも留意する。

第8 住民への周知及び啓発（総務課、住民課）

1 災害に関するリスク等の開示

村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等を周知する。

2 ハザードマップの内容の理解促進

- (1) 村は、震度被害のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。なお、必要に応じ、県に対してハザードマップの作成に関する技術的助言を求める。
- (2) 村は、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、住民の避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるよう努める。
- (3) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知する。

第9 避難等に関する計画の策定（総務課）

村は、地震災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定める。

- 1 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 2 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 3 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 4 避難準備及び携帯品の制限等
- 5 その他必要な事項

広報誌 防災てんかわ



河川閉塞による濁水(坪内・南日裏)



冷水の深層崩壊



あしのせ(奈良県吉野土木事務所)

紀伊半島大水害から10年

あの災害を忘れない

復旧・復興

118.5m、流路工、橋梁工などを行い、平成27年に工事が完了しました。その後も、より災害に強いインフラ整備を目的に、最速改良(監修)工事などが継続的に実施されています。

防災てんかわ 第106回

災害への備えを！9月1日は防災の日

災害は、ある日突然身に降りかかってしまいます。地震・台風・豪雨等あげたらきりはありません。日頃から災害に対する備えは行っておきたいですが、日常生活でそんな余裕がない・・・
そんな方は年に一度の防災の日を機に、日頃の防災対策を見直してみてもどうでしょうか。

地震が起きたら

丈夫なテーブルや机の下に潜り揺れが収まるのを待ちましょう。座布団やクッション等で頭を保護するのも効果的です。

揺れが収まったら、コンロやガス機器の火を消しましょう。避難する際は、ブレーカーとガスの元栓を忘れずお切りください。
大きな地震の時は、割れた窓ガラスや照明器具等の破片が散らばる事があります。ケガをしないよう、家の中でも靴を履くのがオススメです。

自分や家族の安否を確認出来たら、災害情報や避難情報を確認し、避難場所へ避難をお願いします。

災害対策物品展示中

山村開発センター1階ロビーで、避難所に設置する段ボールベッドや個室用テントを体験していただけます。9月末まで設置しています。



テントに入ったり、ベッドで寝てみた子どもたち。ベッドは300キロまで耐えられることに驚いていました。

コロナ禍を経て、避難所に求められる機能も変わってきており、ニーズにあった備蓄を進めています。

防災の日の歴史

9月1日は、1923年(大正12年)に「関東大震災」が発生した日であるとともに、暦の上では210日あたり台風シーズンを迎える時期でもあります。また、1959年(昭和34年)9月26日には「伊勢湾台風」があり、その災害は戦後最大のものでした。このことがきっかけとなり、1960年(昭和35年)に災害に対する心構えなどを育成する目的で、9月1日が「防災の日」と制定されました。
日常生活の中で常に意識しておくことは難しい防災ですが、年に一度は身近に起こりうるものと考え、日頃の対策を見直してみましょう。

広報誌 てんかわ (令和3年9月1日)

広報誌 てんかわ (令和5年8月1日)

第10 防災上重要な施設における計画の策定支援、見直し（総務課・住民課・各施設管理者）

幼稚園や小中学校においては、避難計画に基づき避難訓練等を行い、避難の万全を図る。

また、要配慮者に関わる社会福祉施設等、事業所、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

なお、防災上重要な施設においては、土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や管轄する村は、適切に避難確保

計画の策定がなされるよう留意する。

また、村は、これら施設に対し、村の情報収集方法など防災体制について積極的な情報提供を行い、主体的に計画策定を援助する。

1 幼稚園・学校

幼稚園・学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、園児、児童及び生徒の保護者への引渡し方法、地域住民の避難場所となる場合の学校側の受入方法等を定めた避難計画に基づき避難訓練等を実施する。

また、避難計画については、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するため、必要に応じて、次の事項に留意して見直すものとする。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 社会福祉施設等

要配慮者に関わる社会福祉施設等において、入所者を他の機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合においては、収容施設、移送の方法、保健、衛生等についても配慮するよう定めておく。

資料編 ○土砂災害警戒区域等

(P92)

第11 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、地震発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。

村は、住民の防災活動に対して、全面的に推進、支援、協力するとともに、必要に応じて、県からの支援や助言を受ける。

また、住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。

資料編 ○自主防災組織の状況

(P68)

第12 自宅療養者等の避難（健康福祉課）

- 1 村は、保健所等が新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行う取り組みについて協力する。
- 2 村は、保健所等が行う自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整や、自宅療養者等に対する避難の確保に向けた情報提供についても連携を図る。

第2節

避難生活計画

【基本的な考え方】

村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、地震発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 指定避難所の指定 (2) 多様な施設の利用の検討 (3) 指定避難所の整備 (4) 指定避難所の公表 (5) 避難所の運営 (6) 避難所運営に関する計画の策定
	住民課	(1) 指定避難所の指定 (2) 指定避難所の整備
	健康福祉課	(1) 指定避難所の整備 (2) 避難所の運営 (3) 在宅被災者等への支援体制の整備
住民		(1) 避難所運営に係わる事前対策に努める

第1 定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動」を意味するものである。

※指定避難所：災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する場所

第2 指定避難所の指定（総務課・住民課）

1 指定基準

村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

(1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。
- (6) 耐震構造を有するなど、比較的安全な公共建物とする。
- (7) 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるところとする。
- (8) なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できるところとする。
- (9) 避難者1人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね3.3㎡当たり2人）。

2 指定にあたっての注意事項

村は、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不相当である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 県への通知

村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取り消し

村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 住民への周知

村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

資料編 ○指定避難所一覧

(P72)

第3 多様な施設の利用の検討（総務課）

1 県有施設の利用

村は、指定避難所の不足に備えて、県と県有施設の指定について協議を行う。

2 民間施設の利用

村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

3 隣接市町村等における受入体制の検討

村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で地震発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行う。

4 その他の施設の利用

村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

なお、検討にあたっては、施設の管理者（所有者）に対し、目的、避難所として使用する際の条件等の協議を行う。特に、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備（総務課・住民課・健康福祉課）

村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。なお、必要に応じて、県に協力を要請する。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

（1）トイレのバリアフリー化等

村は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

（2）耐震性の強化

村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

特につり天井については、東日本大震災において落下による被害が相次いだため、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

（3）家庭動物のための避難スペース確保

村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

2 指定避難所の設備及び資機材の配備

村は、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくとともに、日頃から地域と連携して、配備品の取り扱いや維持管理について十分に習得できるよう訓練等を行う。その際、要配慮者や女性及び性的マイノリティを考慮した施設整備に努める。

指定避難所の設備及び資機材（令和7年3月31日現在）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 通信機材 | (2) 放送設備 |
| (3) 照明設備（非常用発電機を含む。） | (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料 |
| (5) 冷暖房器具等 | (6) 給水用機材 |
| (7) 救護所及び医療資機材 | (8) 物資の集積所 |
| (9) 仮設建物又はテント及び仮設トイレ | (10) 防疫用資機材 |
| (11) 工具類 | (12) 下着・衣服・生理用品など |

3 指定避難所の鍵の分散管理

村は、鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第5 指定避難所の公表（総務課）

村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第6 避難所の運営（健康福祉課・総務課）

村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家やNPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

1 避難所運営マニュアルの作成

村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの作成に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

- (1) 避難所運営の基本方針
- (2) マニュアルの目的・構成及び使い方
- (3) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- (4) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- (5) 要配慮者への対応
- (6) 女性への配慮
- (7) 避難所のペット対策
- (8) 大規模災害時の避難所の状況想定
- (9) 関係機関の役割
- (10) 様式

2 避難所としての学校施設利用計画の策定

村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置付けるよう努める。

3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

村は、避難所の運営に関して、地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

4 避難所開設・運営訓練の実施

村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

(1) 村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局の災害対応について、庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 村は、住民主体の避難所運営組織連携し、避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。なお、必要に応じて、県から住民への啓発や村への支援、助言を受ける。

(3) 村及び県は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

(4) 村は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者については、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難所状況等の把握に努める。

6 普及啓発

村は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

7 平常時の感染症対策

村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備（健康福祉課）

- 1 村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることできるよう、支援体制の整備に努める。
- 2 村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難な場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。
- 3 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、村はあらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第8 避難所運営に関する計画の策定（総務課）

村は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定める。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- 4 その他必要事項

第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行うとともに、必要に応じ県から必要な支援、助言を受ける。

第3節

帰宅困難者対策計画

【基本的な考え方】

大規模な地震により、公共交通機関が運行に支障をきたした場合や、人々が一斉に自家用車や徒歩で帰宅を開始した場合、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

また、村内において、国内外からの観光客等の帰宅困難者も発生することが予想されるため、村は、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 住民や企業等への普及啓発の推進 (2) 帰宅困難者への支援対策の推進
	企画観光課	(1) 観光客への支援対策の推進

第1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

地震等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 他府県から天川村へ通勤・通学する者（令和2年国勢調査）

(単位：人)

	大阪府から	京都府から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	3	1	1	5	145
通勤	3	1	1	5	144
通学	0	0	0	0	1

3 天川村から他府県へ通勤・通学する者（令和2年国勢調査）

(単位：人)

	大阪府へ	京都府へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	3	1	4	8	61
通勤	0	0	2	2	54
通学	3	1	2	6	7

4 観光客

令和5年度における村内への観光入込客数は、以下のとおりである。

令和5年度 天川村観光入込客数

(単位：人)

	日帰り	宿泊	外国人 (日帰り宿泊のうち)	その他
合計	636,561	141,691	1,443	45,751
	778,252			

※その他は、路線・観光バス、観光案内所の入込客数

第2 住民や企業等への普及啓発の推進（総務課）

村は、関係機関と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 住民への普及啓発

村は、住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や他市町村等の災害時帰宅支援ステーションの利用について啓発を行う。

2 企業等への普及啓発

村は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等に係る計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

村は、集客施設や観光施設に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策について啓発を行う。

第3 帰宅困難者への支援対策の推進（総務課）

1 徒歩帰宅者への支援

村及び県は、大規模地震発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

村は、オープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合の帰宅困難者受入のため、村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

3 情報提供の体制づくり

村は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、交通機関の運行や復旧情報に関する情報等

を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4 観光客への支援対策の推進（企画観光課）

- 1 村は、県の支援を受け、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、Wi-Fi等の通信環境の整備に努める。
- 2 村は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや地震発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、県と連携して多言語による相談・情報提供体制の整備に努める。

第4節

要配慮者の安全確保計画

【基本的な考え方】

要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等が挙げられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

村は、全ての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取り組みに努めるとともに、地域住民や自主防災組織と協力ながら要配慮者支援の体制を整備に努める。

あわせて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 村地域防災計画への規定及び全体計画の策定 (2) 地域における支援体制のネットワークづくり (3) 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）への要請 (4) 情報伝達手段の整備
	健康福祉課	(1) 村地域防災計画への規定及び全体計画の策定 (2) 避難行動要支援者名簿の更新 (3) 個別避難計画の作成及び更新 (4) 避難所における対策の推進 (5) 防災知識の普及 (6) 防災教育・訓練の実施 (7) 要配慮者に関わる社会福祉施設等との連携 (8) 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備
社会福祉施設・災害時 要配慮者関連施設		(1) 自主防災組織等の整備及び、緊急連絡体制の確立 (2) 村、地域等との連携体制づくり (3) 施設入所者の防災訓練の実施 (4) 入所者避難生活に係る資材の備蓄、防災資機材の整備

第1 村地域防災計画への規定及び全体計画の策定（総務課・健康福祉課）

村は、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、下記の重要事項を本計画に定める。また、村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

- 4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項
- 5 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保
- 8 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

第2 避難行動要支援者名簿の更新（健康福祉課）

- 1 村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的に更新する。
- 2 村は、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所または居所
 - (5) 電話番号その他の連絡先
 - (6) 避難支援等を必要とする事由
 - (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項
- 3 村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、本計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、又は村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。
- 4 村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

第3 個別避難計画の作成及び更新（健康福祉課）

- 1 村は、庁内の防災関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画を作成する。
- 2 村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新すると

ともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

- 3 本計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。
- 4 村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。
- 5 村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。また、県の支援を受けながら、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう努める。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり（総務課）

1 地域における支援の体制

- (1) 地域ぐるみの協力のもと要配慮者別に誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。
- (2) 村は、関係団体等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲を、あらかじめ、検討するように努める。

2 避難における安全確保の体制

誘導担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておくとともに、避難所や避難路の指定は、地区の要配慮者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮する。

第5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）への要請（総務課）

令和元年度11月1日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）が整備されている。災害時には避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図っている。

村は、必要に応じ奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の避難所等への派遣を要請する。

第6 避難所における対策の推進（健康福祉課）

1 福祉避難所の整備等

- (1) 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮

- 者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、村は、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された「ほほえみポート天川」や天川小中学校を福祉避難所として指定し、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。
- (2) 村は、本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努める。
- (3) 村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設「天川村小規模多機能型居宅介護施設もみじの里」や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定するように努める。そのため、平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にし、施設側と協定を結ぶなど連携体制の整備に努める。
- (4) 村は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、耐震化や要配慮者に配慮したバリアフリー化、要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。
- (5) 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (6) 村の福祉避難所の整備では、福祉避難所を指定するためのノウハウや人材の不足、福祉避難所の運営体制（庁内体制の整備、関係機関との連携）の構築や要配慮者支援のための専門的人材の確保などの課題があるため、県が示す「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」や、県内外の好事例、県が開催する職員向けの研修等を踏まえて、避難者受入の訓練実施に努める。
- (7) 村は、県と連携しながら、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され浸透するように周知・広報を行う。

資料編 ○福祉避難所一覧

(P72)

2 指定避難所における外国人対策

- (1) 災害時に外国人が迅速に避難できるよう、日頃から、多言語や「やさしい日本語」によるパンフレットやホームページ、SNSを活用した指定避難所の周知に努める。
- (2) 観光地、宿泊施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。
- (3) ホテル・旅館、観光施設等の従業員について、国内及び国外の観光客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育を推進する。
- (4) 外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文、ピクトグラム(図記号)による案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

第7 情報伝達手段の整備（総務課）

1 様々な情報伝達手段の整備

- (1) 過去の災害において、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、村は、災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話による災害用伝言板サービス、遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法については、点字・録音・文字情報等の工夫を図る。
- (2) 村は、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう住民に周知するとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートの確保に努める。

2 外国人に対する情報提供

- (1) 外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、村は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時にとるべき行動などの防災啓発に努める。
- (2) 外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、村は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、ピクトグラム（図記号）、SNS等の様々な情報伝達手段を確保する。
- (3) 村は、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努めるとともに、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第8 防災知識の普及（健康福祉課）

要配慮者等への防災知識の普及は、要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

1 視覚機能に障害のあるとき

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚機能に障害のあるとき

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（自治体放送等）
- (3) 手話による周知
- (4) その他、効果的な方法の併用による周知

3 日本語理解に障害のあるとき

- (1) 外国語、絵画等による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障害のあるとき

- (1) 地図による情報の周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第9 防災訓練、教育の実施（健康福祉課）

村は、地域住民や自主防災組織、地元の警察、消防、医療機関、関係団体等と要配慮者が合同で、救出訓練や避難訓練、防災訓練を実施する場を提供するよう努める。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように努める。

さらに、村は、関係者と協力連携して、避難者受入訓練や防災教育に関する情報の周知を図る。

第10 要配慮者に関わる社会福祉施設等との連携（健康福祉課）

要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者は、村と連携して以下の体制を整備する。

- 1 災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。
- 2 公共的施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。
- 3 緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。
- 4 災害時において施設入所者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 5 災害時に施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

資料編 ○要配慮者利用施設一覧 (P78)

第11 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備（健康福祉課）

- 1 村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。また、大災害時には輸送ルートが遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意しながら検討を進める。
- 2 外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。
- 3 現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

- 4 アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するよう求めるものとする。

資料編 ○災害時における物資供給等に関する協定書 (P48)

第5節

住宅応急対策予防計画

【基本的な考え方】

村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 応急仮設住宅の設置の検討 (2) 公営住宅の空家状況の把握
	企画観光課	(1) 一般住宅空家の状況把握

第1 応急仮設住宅の設置の検討（産業建設課）

- 1 村及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。
- 2 村は県主導のもと、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について、近隣市町村との連携を進める。
- 3 村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第2 公営住宅の空家状況の把握（産業建設課）

村及び県は、災害時における被災者用の住宅として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第3 一般住宅空家の状況把握（企画観光課）

村は、平時から一般住宅の空家の状況、利用の可否等の状況を把握し、災害時に提供できる体制の整備に努める。

第6節 防災教育計画

【基本的な考え方】

地震発生時における被害の軽減を図るため、村は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 職員に対する防災教育の実施 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 事業所及び防火管理者等に対する防災教育の普及啓発 (4) 災害教訓の伝承
	教育委員会	(1) 教職員及び児童生徒に対する教育 (2) 災害教訓の伝承

第1 職員に対する防災教育の実施（総務課）

村は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

また、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、職員防災研修会等を通じ教育を行う。



災害対策本部訓練

- 1 気象災害に関する基礎知識（气象台等防災関連機関との連携強化）
- 2 災害の種別と特性
- 3 天川村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- 4 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 6 家庭及び地域における防災対策
- 7 防災対策の課題
- 8 小中学校との防災に関する意見交換会

なお、上記4及び5については、毎年度、各課（室）等において、所属職員に対し十分に周知する。また、各課（室）長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

第2 教職員及び児童生徒に対する教育（教育委員会）

教育委員会は、学校長に対し、村職員に準じて教職員への教育を行うよう指導する。

また、学校安全計画に基づき、児童生徒に対しても災害に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。



天川小中学校防災学習

- 1 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- 2 小中学校の児童生徒を対象に、応急看護等の実践的技能修得の指導を行う。

第3 住民に対する防災知識の普及（総務課）

村は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

住民は、一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけるとともに、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは村が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努める。

1 一般普及

(1) 普及の内容

- ① 天川村地域防災計画の概要
- ② 過去の主な災害事例及びその教訓
- ③ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- ④ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- ⑤ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- ⑥ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑦ 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- ⑧ 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

- ⑨ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑩ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ⑪ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- ⑫ 緊急地震速報の受信及び対応等
- ⑬ ライフライン途絶時の対策
- ⑭ 生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入等）
- ⑮ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（2）普及の方法

- ① 広報紙（広報てんかわ）、パンフレット、ポスター等の利用
- ② 視聴覚教材の貸出
- ③ 広報車、有線放送の利用
- ④ 講演会、講習会、展示会等の実施
- ⑤ 防災訓練、避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）の実施
- ⑥ 防災器具、災害写真等の展示
- ⑦ 村ホームページの活用
- ⑧ ハザードマップの作成・配布
- ⑨ 災害リスクの現地表示

2 社会教育を通じての普及

村及び教育委員会は、PTA、青少年団体等の各団体の構成員が、それぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めるため、各種研修会、集会等を実施するなど防災に関する知識の普及・啓発を図る。

（1）普及の内容

住民に対する一般普及に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

（2）普及の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

第4 事業所及び防火管理者に対する防災教育の普及啓発（総務課）

村は、事業所等職員の防災意識の高揚を図るための普及活動を行うとともに、村、消防署が行う防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

また、防火管理者に対しては、防災教育を実施し、防災知識の普及啓発を図る。

第5 災害教訓の伝承（総務課・教育委員会）

村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第7節 防災訓練計画

【基本的な考え方】

大規模地震発生時において、村は各防災機関と相互に緊密な連携を保ちながら、防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であるため、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるような支援を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 防災訓練の実施責務・協力 (2) 防災訓練の種別及び実施時期の検討 (3) 訓練方法の検討 (4) 訓練結果の評価・総括の実施 (5) 隣接市村等が実施する防災訓練への参加 (6) 県との協力及び支援要請
	県	(1) 村・消防署が行う防災訓練への協力・支援
	住民・関係団体、事業所等	(1) 村・消防署が行う防災訓練への積極的参加・協力

第1 防災訓練の実施責務・協力（総務課）

- 1 村は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な地震防災訓練を行う。
- 2 村は、国や県（防災統括室等）に対する訓練実施への支援を要請する。
- 3 住民その他関係ある団体は、村が行う防災訓練に協力する。
- 4 事業所等の職員は、村、消防署が行う地震防災訓練へ積極的に参加する。

第2 防災訓練の種別及び実施時期の検討（総務課）

村が実施する訓練は次のとおりとする。訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

1 防災総合訓練

村は、非常時に、各防災関係機関や住民等と迅速・的確に活動できる体制を強化するため、住民（自主防災組織等）、県、下市消防、吉野警察署、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施するよう努める。

また、訓練では、地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や、地震発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上に資する内容を検討する。

2 各地域での防災訓練

村は、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練を支援し、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

なお、「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施するよう努める。

(1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

避難訓練では、要配慮者の避難支援訓練の実施も検討するよう努める。

(2) 避難所開設・運営訓練

避難所開設・運営訓練では、要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等にも配慮する。

(3) 安否確認訓練

安否確認訓練では、例として、平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、村に報告を行う訓練等を検討するよう努める。

(4) 緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動等の研修会等

3 その他

村は、単独または県と共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震災害に関するテーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。



災害対策本部訓練

第3 訓練方法の検討（総務課）

- 1 村は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。
- 2 地震防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努める。
- 3 訓練の際には、要配慮者に十分配慮する。

第4 訓練結果の評価・総括の実施（総務課）

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、参加者へのアンケートを毎回実施するなど、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。



災害対策本部訓練 評価・総括

第5 隣接市村等が実施する防災訓練への参加（総務課）

村は、隣接市村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第6 県との協力及び支援要請（総務課）

村は、必要に応じて、防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して支援・協力の要請を行う。

- 1 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力
- 2 消防防災ヘリコプターの派遣
- 3 避難所訓練等のモデル事業の実施
- 4 職員による出前トークの実施 等

第8節

自主防災組織の育成に関する計画

【基本的な考え方】

地震の最初の一撃から、最も重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要なため、地域住民は平時からコミュニケーションを図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

村は、これらの取り組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 自主防災組織の活動支援 (2) 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等の策定支援 (3) 地域防災計画等の策定支援
住	民	(1) 災害から自らを守るとともに、お互いに助け合う

第1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動により、自分たちの地域は自分たちで守るという理念のもと、平時から隣近所に声かけなどのコミュニケーションを図り、地域の「きづな」づくりに努める。平常時及び地震発生時において、おおむね次のような防災対策を行う。

1 平常時

- (1) 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器の準備をする。
- (6) 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出品を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と災害時の協力について話し合う。



非常持ち出し袋

2 地震発生時

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 増水している川や谷には近寄らない。

- (3) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (4) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (5) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 電話の利用を自粛する。

第2 自主防災組織の活動支援（総務課）

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、村は、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- (2) 他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地区内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

自主防災組織編成表 (令和7年3月31日現在)

防 災 組 織 名	世帯数(世帯)	人 口 (人)	備 考
洞 川 区	262	476	
北 角 ・ 南 角 区	8	19	
中 越 区	18	32	
川 合 区	29	72	
沖 金 区	19	33	
沢 谷 区	13	16	
中 谷 区	44	77	
沢 原 区	24	51	
北 小 原 区	6	14	
五 色 区	7	12	
南 日 裏 区	36	75	
坪 内 区	57	117	
九 尾 区	11	16	
栃 尾 区	30	51	
和 田 区	16	28	
籠 山 区	12	16	
庵 住 区	18	41	
山 西 区	11	19	
広 瀬 区	4	6	
塩 谷 区	11	13	

2 自主防災組織の編成

(1) 情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班など必要な組織を編成する。

(2) 編成上の留意事項

- ① 女性の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- ② 水防班、がけ崩れの巡視班等
- ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の役割

村は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び地震発生後において次の活動を行う。

(1) 平常時の活動内容

- ① 地震とその対策についての知識の普及や啓発
- ② 防災機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ③ 地域における危険箇所の把握（土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいついものの点検等）
- ④ 地域における消防水利の確認
- ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発（家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等）
- ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑦ 要配慮者の把握
- ⑧ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ⑨ 防災資機材の整備、配置、管理
- ⑩ 防災訓練の実施及び広域的防災訓練への参加
- ⑪ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- ⑫ 地域全体の防災意識向上の促進

(2) 地震発生時の活動

- ① 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- ② 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ③ 地域住民の安否確認
- ④ 正しい情報の収集、伝達
- ⑤ 避難誘導
- ⑥ 避難所の運営、避難生活の指導
- ⑦ 給食、給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ⑧ 災害ボランティア受入の調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

3 育成強化対策

村は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できる仕組みづくり）
- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供 等

第3 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等の策定支援（総務課）

村は、自主防災組織の活動がより効率的に行われるよう、自主防災組織と協議し、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めるよう支援する。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう促す。

第4 地区防災計画等の策定支援（総務課）

自主防災組織は、村と十分協議の上、それぞれの組織において規約及び地区防災計画を定めるように努める。

1 地区防災計画の内容

- (1) 計画の名称
- (2) 計画の対象範囲（位置・区域）
- (3) 基本方針（目標）
- (4) 活動目標（指標等）
- (5) 長期的な活動予定
- (6) 防災訓練
- (7) 物資及び資材の備蓄
- (8) 地区住居者の相互の支援 等

2 個別避難計画との整合

村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第9節

企業防災の促進に関する計画

【基本的な考え方】

村は、企業・事業所が災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進が図られるよう普及啓発活動に努める。

また、村は、企業・事業所が被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画等を支援する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課 天川村商工会	(1) 事業所等への事業継続計画（BCP）等の普及啓発 (2) 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定支援 (3) 地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言の実施
企業・事業所等		(1) 防災活動の推進 (2) 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定

第1 村の役割（総務課）

- 1 村は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。
- 2 村は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、天川村商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- 3 村は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第2 天川村商工会の役割（天川村商工会）

- 1 天川村商工会は、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員の防災力向上の推進に努める。
- 2 天川村商工会は、会員に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等と連携して支援策等情報の周知に努める。
- 3 天川村商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取り組みを計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施する。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

【基本的な考え方】

村は、地域住民を中心に編成された消防団による地域の安全確保や消防団員数の確保など、消防団の活動を支援し、地域の防災力、消防力の強化を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 消防団員確保に向けた啓発 (2) 消防団の資機材の整備・充実
	消防団	(1) 他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める (2) 消防団員の確保を図る

第1 消防団の役割（消防団）

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

資料編 ○ 天川村消防団規則 (P6)

第2 他の組織との連携（消防団）

1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模地震発生時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対する表彰制度の創設及び制度の充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員確保に向けた啓発（総務課・消防団）

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

第4 消防団の資機材の整備・充実（総務課）

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向け、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実や、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等を支援する。

また、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

【基本的な考え方】

大規模地震発生時には、個人のほか、専門技術グループを含むボランティア組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、村は、ボランティアの自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村の社会福祉協議会等と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	健康福祉課	(1) ボランティアの果たす役割の整理 (2) 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備 (3) 専門技術ボランティアの確保 (4) 災害対応活動への迅速な対応
	ボランティア	(1) 活動内容について健康福祉課と連携

第1 ボランティアの果たす役割の整理（健康福祉課）

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- 2 要配慮者の介護及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 通訳等の外国人支援活動 等

第2 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備（健康福祉課）

村は、県及び村の社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、平時から災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

第3 専門技術ボランティアの確保（健康福祉課）

被災地において救援活動を行う専門職ボランティアをあらかじめ登録、把握しておくよう努める。また、専門職ボランティアが、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平時から研修会等の参加促進に努める。

【専門技術ボランティア】

- 1 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- 2 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- 3 外国語通訳ボランティア
- 4 手話通訳、要約筆記ボランティア
- 5 砂防ボランティア

第4 災害対応活動への迅速な対応（健康福祉課）**1 活動拠点の確保**

村は、奈良県社会福祉協議会と連携して、災害救援ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

【災害ボランティアセンター】

- 設置主体：天川村社会福祉協議会
- 設置場所：天川村保健福祉総合センター（ほほえみポート天川）
住所：天川村大字南日裏 200 番地
電話：0747-63-9110 F A X：0747-63-9111

2 ボランティア保険加入の周知

ボランティアの災害救援活動が円滑に実施されるよう、その活動中の事故により傷害を受けた場合に備え、村は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア活動保険」に加入するよう、その周知を図る。

3 村の役割

村は、県及び村の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より、住民に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供するとともに、ボランティア団体・NPO等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。

【具体的な取り組み】

- (1) 災害ボランティア養成研修の実施
- (2) 災害ボランティアコーディネーターの養成
- (3) ボランティアとの防災訓練の実施
- (4) 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

4 県の役割

県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携体制強化を図る。

第12節 まちの防災構造の強化計画

【基本的な考え方】
 村は、震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 災害に備えた計画的なまちづくり (2) 災害に備えた取り組みの強化 (3) 防災空間の整備の拡大
	企画観光課	(1) 災害に備えた計画的なまちづくり (2) 災害に備えた取り組み

第1 災害に備えた計画的なまちづくり（産業建設課・企画観光課）

1 防災ブロックの強化

村は、災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

村は、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「天川村長期総合計画」や「天川村国土強靱化計画」等に基づき、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

村は、長期総合計画や国土強靱化計画等に防災に関する方針を定め、都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれがないような比較的安全性の高い地域に宅地化の誘導を進めるなど、防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進

村は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保に努める。

第2 災害に備えた取り組みの強化（産業建設課・企画観光課）

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

村は、災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、医療機関、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

村は、災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、医療機関含む）の整備

- ① 村及び県は、避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員、耐震性確保及び沿道施設の耐震化の整備を進める。
- ② 村は、二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化の整備を進める。
- ③ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定されるため、村は、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

村及び県は、次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、耐震改修を促進する。なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区及び木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

- (1) 医療機関、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの
- (2) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物
- (3) 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

資料編	○ 指定緊急避難場所一覧	(P71)
	○ 指定避難所一覧	(P72)
	○ 福祉避難所一覧	(P72)
	○ 医療機関一覧	(P78)

3 災害に強いまちづくり施策

村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

村は、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

村は、防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域

防災施設（耐震性貯水槽等）の整備に努める。

（3）災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

第3 防災空間の整備の拡大（産業建設課）

村は、防災空間として、震災時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備に努め、村内の安全性の向上を図る。

第13節 建築物等災害予防計画

【基本的な考え方】

村は、震災による人的被害の軽減のため、県が策定している「奈良県耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 村有建築物の耐震性の確保 (2) 民間建築物の耐震性の確保 (3) 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備 (4) ブロック塀・石塀の倒壊や落下物、家具等転倒防止対策等の推進
	総務課	(1) ブロック塀・石塀の倒壊や落下物、家具等転倒防止対策等の推進
	企画観光課	(1) 文化財建造物等の耐震性向上対策の推進
	教育委員会	(1) 文化財建造物等の耐震性向上対策の実施

第1 村有建築物の耐震性の確保（産業建設課）

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 防災上重要な役割を果たす建築物

- (1) 村は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう努める。
- (2) 耐震診断及び耐震改修のための技術的な指導等は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、耐震診断・耐震改修について県より必要な指導・助言等を受ける。

2 その他の既存建築物

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては、耐震改修の実施を推進するよう努める。

3 非構造部材の耐震対策

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

第2 民間建築物の耐震性の確保（産業建設課）

1 耐震性向上の普及、啓発

- (1) 村は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等に

よる広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

- (2) 村は、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて、耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

- (1) 村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促すとともに、耐震診断助成制度の充実を図る。
- (2) 村は、医療機関、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、村内の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

3 木造住宅の耐震診断・改修の促進

村は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

4 非構造部材の耐震対策

村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

5 技術者の養成等

村は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

第3 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備（産業建設課）

1 被災建築物応急危険度判定士の養成

村は、県が実施する被災建築物応急危険度判定士の育成について、県の事業に協力するとともに、村内でも必要な人材の育成・確保ができるよう、必要な対策の推進に努める。

2 実施体制の整備

- (1) 村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備に努める。

(2) 村は、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

3 応急危険度判定制度の普及・啓発

村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第4 文化財建造物等の耐震性向上対策の推進（企画観光課・教育委員会）

1 耐震性能確保

(1) 村は、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年6月改正）に則し、文化財建造物の耐震性能の確保を図る。

(2) 村は、文化財建造物の所有者や、所有者から修理執行を受託する県、関係機関と協議しながら、必要に応じて耐震対策工事を推進する。

(3) 村及び県は、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果があるため、文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

2 災害時の応急対応体制の確立

村は、村が所有又は管理する文化財の被害状況について県に報告する。また、県から文化財建造物修理技術職員が派遣されたときは、被害状況の調査に協力する。

第5 ブロック塀・石塀の倒壊や落下物、家具等転倒防止対策等の推進（産業建設課・総務課）

1 ブロック塀・石塀等対策

(1) 村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。

(2) 村は、通学路やスクールバスの利用のために一時的に児童生徒等が集合する場所等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上を促進する取り組みの強化を図る。

2 落下物等対策

村は、地震等による落下物からの危害を防止するため、窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 コンピューターの安全対策（総務課）

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

4 家具等転倒防止対策（産業建設課）

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対してリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

【基本的な考え方】

村は、村が管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む地震災害等に対する安全性の確保を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 道路災害予防の推進 (2) 雪害予防の推進 (3) 道路利用者等に対する防災知識の普及

第1 道路災害予防の推進（産業建設課）

1 防災点検等の実施

防災点検を定期的を実施し、耐震補強や補修等対策工事の必要な箇所（区間）の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、耐震補強及び災害防除工事等の防災対策や耐久性の強化を図る改良整備を実施する。

特に、集落間の狭小箇所（西部地区）、防災倉庫設置場所や防災ヘリポート、防災行政無線の親局・中継局・屋外子局などへのアクセス道路について機能確保に努める。

また、林道が緊急時の迂回路として利用できるように配慮し、林道管理者と協議を進め、整備する。主要な幹線道路の通行止めの際、迂回路として重要な路線となる林道西の谷線、高原洞川線については、孤立集落をつくらないためにも、重点的に改修を行う。

孤立予想地区

（令和7年3月31日現在）

地区	集 落（場所）	世帯数（世帯）	人員（人）
洞川地区	洞川	262	476
西部地区	九尾・栃尾・和田・籠山・庵住 山西・広瀬・滝尾・塩野・塩谷	113	190
北角地区	北角	8	19

3 道路通行規制等の実施

地震発生により、道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

また、山岳地帯を縦断する本村の道路事情により、落石の危険が指摘されている箇所もあるため、道路利用者への周知に努める。

4 復旧用資機材等の点検・整備

地震発生時における道路及び橋梁の破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事に必要な資機材等について点検・整備を実施する。

道路の状況 (令和7年1月31日現在)

種 別	延 長
国道 309 号	18,891m
主要地方道 (3 路線)	大峯山公園線 8,956m 洞川下市線 3,693m 高野天川線 20,403m

村道の状況 (令和7年1月31日現在)

道路種別	路線数	実延長 m	改良済		舗装済		自動車交通 不能延長 m	交通不能率 %
			延長 m	改良率 %	延長 m	舗装率 %		
1 級村道	7	10,861	5,371	49.5	9,419	86.7	1,422	13.1
2 級村道	8	11,213	2,655	23.7	7,157	63.8	4,701	41.9
そ の 他	85	113,424	4,506	4.0	21,559	19.0	90,525	79.8
計	100	135,498	12,532	9.4	38,135	28.1	96,648	71.3

村内林道・農道の状況 (令和7年1月31日現在)

区 分	林道 (延長)	農道 (延長)
村 有	61,806m	74m
国 有	4,634m	—
県 有	—	—
森 林 組 合 有	—	—
計	66,440m	74m

資料編 ○道路危険箇所 (P92)

第2 雪害予防の推進 (産業建設課)

1 除雪体制の整備

村内の冬期道路交通を確保するために、除雪要員の確保を図り、除雪体制の整備に努める。

2 除雪路線

各道路管理者と連携を図るとともに、村道の交通確保のため村除雪委託業者と緊密な連絡のもとに迅速に除雪を実施する。路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 消防水利・消防施設の存在する村道及び消防水利・消防施設に通ずる村道
- (2) 公共施設に通ずる村道
- (3) 通学用道路となっている村道
- (4) 交通量の多い村道

3 凍結防止剤の確保

地形、又は道路構造上から路面凍結が起りやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第3 道路利用者等に対する防災知識の普及（産業建設課）

村及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

【基本的な考え方】

平成7年に発生した兵庫県南部地震や、平成23年に発生した東日本大震災等の経験から、地震発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、村は、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 緊急通行車両の事前届出
	産業建設課	(1) 緊急輸送道路の整備
公安委員会		(1) 緊急通行車両として使用されるものであることの確認

第1 緊急輸送道路の整備（産業建設課）

- 1 村は、県において指定した緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道について、計画的に整備を進める。
- 2 村は、県が実施する第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に基づく緊急輸送道路の整備に協力する。

緊急輸送道路ネットワーク路線名（令和7年3月31日現在）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名
第1次	一般国道（指定区間外）	国道309号
第2次	一般国道（指定区間外）	国道309号
	主要地方道	高野天川線

防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	村役場
			吉野土木事務所 （天川方面係）
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	天川観測所
			郵便局
輸送拠点	緊急時における人的・物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート

拠 点	果たすべき機能	種 別	対 応 施 設
ライフライン拠点	日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス
			電気
			電話

資 料 編 ◦ 緊急輸送道路一覧 (P73)

第2 緊急通行車両の事前届出（総務課）

1 防災関係機関の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

資 料 編 ◦ 緊急通行車両等の申請様式 (P120)

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

【基本的な考え方】

上下水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。村は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 電気施設等関連事業者の災害予防対策への協力要請
	住民課	(1) 水道施設の災害予防体制の推進
	産業建設課	(1) 水道施設の災害予防体制の推進 (2) 下水道施設の災害予防体制の推進 (3) 電気施設等関連事業者の災害予防対策への協力要請

第1 水道施設の災害予防体制の推進（住民課・産業建設課）

震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、水道施設の耐震化を進める。

- 1 水道施設の重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。
- 2 老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

第2 下水道施設の災害予防体制の推進（産業建設課）

- 1 下水道施設の設置者は、施設の新設及び増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。
- 2 避難所等においてマンホールトイレの整備に努める。
- 3 すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

第3 電気施設等関連事業者の災害予防対策への協力要請（総務課・産業建設課）

- 1 村は、関西電力株式会社等が実施する災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備等の予防対策に協力する。

- 2 村は、停電対策として、関係機関と十分な調整を行うとともに、自家発電装置の整備や蓄電池の配備などバックアップ機能の強化に努める（自家発電機の設置場所：役場庁舎、天川村立体育館、天川小中学校、ほほえみポート天川の4箇所）。
その他の地区においては、西部地区の避難施設等に発電機を配備している。
- 3 村は、通信事業者の実施する災害に強い通信システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備等の予防対策に協力する。
- 4 村は、関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社奈良本部等が実施する地震災害による設備被害の軽減対策や、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化、それに関連する防災対策に協力する。
- 5 村は、事業者が実施するガス施設における災害発生の未然防止対策や、地震発生時における被害を最小限にとどめる対策、また震災発生地域におけるガスによる二次災害防止、非被災地域におけるガス供給確保を目的としたガスの供給に係わる設備・体制及び運用等について、総合的な災害予防対策に協力する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

【基本的な考え方】

危険物、火薬類、高圧ガス等による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そのため、村は、地震に起因する危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 村内危険物施設の保安対策の強化 (2) 予防査察等の実施 (3) 自主保安体制の充実
奈良県広域消防組合本部		(1) 規定に基づく保安検査、立入検査の実施
関係保安団体・事業所等		(1) 合同防災訓練を実施

第1 村内における危険物施設の保安対策の強化 (総務課・奈良県広域消防組合本部)

- 1 村、消防本部及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。
- 2 村及び消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたり、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- 3 村及び消防本部は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- 4 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

(令和7年3月31日現在)

製造所	貯蔵所								取扱所						
	屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋外	給油	第1種	第2種	移送	一般	施設 総数		
—	3	—	—	—	1	—	2	—	5	3	—	—	—	2	8

第2 予防査察等の実施（総務課・奈良県広域消防組合本部）

村及び消防本部は、火薬類、高圧ガス・LPガス、石油類等の取扱所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の強化に努める。

- 1 消防本部は、危険物の取扱所、貯蔵所等の保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- 2 消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。
- 3 消防本部は、施設の設置及び変更の許可にあたって、水害等による影響を十分考慮した位置及び構造とするように指導する。あわせて、施設管理者に対し、水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、台風接近時には危険物を安全な位置に移動させるなど必要な対策を講じるよう指導する。

第3 自主保安体制の充実（総務課・奈良県広域消防組合本部）

1 危険物施設

危険物取扱事業所は、防災資機材の整備や防災組織の結成、保安教育・防災訓練等を実施するなど、自主保安体制を整備する。また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

2 高圧ガス・LPガス施設

ガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、更に公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の強化に努める。

3 火薬類施設

施設管理者は、従業員に対し、定期的に保安教育を実施し、火薬類の保安の確保と災害の防止に努める。

4 毒物・劇物保管施設

施設管理者は、保管施設が地震により破損・倒壊し、周囲に毒物・劇物の漏えい・拡散が発生しないよう、施設の耐震化及び安全確保策の強化に努める。

第18節 水害予防対策

【基本的な考え方】

地震の発生により、河川管理施設等が破壊され、二次災害としての水害の発生が懸念される。このため、村は、河川管理施設等の管理者が実施する各施設の耐震性能の評価や、計画的な耐震補強等に協力するなど、被害を最小限に留めるための体制整備に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 河川・ダム施設の点検、整備への協力 (2) 災害復旧用資材の備蓄の推進
	ダム設置者	(1) 河川・ダム施設の点検、整備の実施 (2) 災害復旧用資材の備蓄の推進

第1 河川・ダム施設の点検、整備への協力（産業建設課・河川管理施設等の管理者）

- 地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、村は、河川管理施設等の管理者が実施する耐震点検基準等に基づく各施設の耐震度の点検や、緊急性の高い箇所からの計画的補強等対策に協力し、各施設の耐震性の確保に努める。
- 村は、河川管理施設等の管理者と連携し、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に、無線による回線機能を付加して情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

第2 災害復旧用資材の備蓄の推進（産業建設課）

村及び河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防対策

【基本的な考え方】

村は、地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 地盤災害危険区域の指定 (2) 宅地の安全性の向上 (3) 宅地災害の軽減・防止対策の推進

第1 地盤災害危険区域の指定（産業建設課）

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の地盤災害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、地震に係る災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

地震災害の予防上重要な以下の事項については、以下のとおり。

1 地すべり防止区域

村は、地震を誘因とした地すべりに備えるため、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

2 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険は極めて大きいため、村は県に対して、危険度の著しく高いものから急傾斜地崩壊危険区域に指定を働きかける。

(2) 村は、標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

3 山地災害危険区域

村は、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、緊急を要するものから順次防止工事の実施を県に働きかける。

資料編	○地すべり防止区域一覧	(P101)
	○急傾斜地崩壊危険区域	(P101)
	○山地災害危険地区	(P102)

第2 宅地の安全性の向上（産業建設課）

1 宅地の安全性

村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層

「宅地造成等規制法」並びに無秩序な宅地開発を規制する「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

2 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の防災パトロールや危険宅地の点検を強化するなど、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、広く住民に、宅地の安全性についての意識の高揚を図る。

第3 宅地災害の軽減・防止対策の推進（産業建設課）

1 被災宅地危険度判定士の養成

村は、県が実施する被災宅地危険度判定士の養成に協力する。

2 実施体制の整備

- (1) 村及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。
- (2) 村は、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する研修会等に参加し、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第20節 地震火災予防計画

【基本的な考え方】

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大きい。したがって震災被害を最小限に軽減するために、村は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 出火防止の指導 (2) 初期消火の体制整備 (3) 消防力（消火）の強化 (4) 消防水利の整備 (5) 救急・救助体制の整備
奈良県広域消防組合 消防本部		(1) 出火防止の指導 (2) 初期消火の体制整備 (3) 消防力（消火）の強化 (4) 救急・救助体制の整備
地域住民、家庭、職場		(1) 地域住民、職場における初期消火能力向上

第1 出火防止の指導（総務課・奈良県広域消防組合消防本部）

村は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

1 一般家庭に対する指導

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (2) 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の器具の取扱方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- (6) 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

2 事業所等に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底を図る。

- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (6) 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

第2 初期消火の体制整備（総務課・奈良県広域消防組合消防本部）

1 村

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

2 関係機関（事務所等）

- (1) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- (2) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

第3 消防力（消火）の強化（総務課・奈良県広域消防組合消防本部）

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、村は、次により消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

(1) 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防ぎょ計画について定める。

2 消防力の強化

村は、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

(1) 消防本部においては、消防ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。

また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消防団においては、大規模地震や多様な災害にも対応する小型動力ポンプ自動車、ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

(3) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

資料編 ○ 消防ポンプ一覧

(P79)

第4 消防水利の整備（総務課）

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

- 1 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。
- 2 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編 ○ 防火水槽設置場所一覧

(P80)

第5 救急・救助体制の整備（総務課・奈良県広域消防組合消防本部）

- 1 奈良県広域消防組合消防本部の救急隊員・救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備に努める。
- 2 住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- 3 AED（自動体外式除細動器）の維持管理に努めるとともに、利用方法等について訓練を行う。

AEDがすでに設置されている施設

天川村立体育館	洞川温泉ビジターセンター
洞川地区公民館	天川村小規模多機能型居宅介護施設もみじの里
天川村役場	天川小中学校
天川幼稚園	天の川温泉センター
ほほえみポート天川	ふるさとセンターつどい
天川薬湯センターみずはの湯	

- 4 災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ（注）が適切に実施されるよう研修の実施に努める。
（注）トリアージ 災害発生時などに多数の負傷者が発生したとき、傷病者にタグを貼り、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。
- 5 地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- 6 自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

【基本的な考え方】

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、奈良県が地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。村は、その計画に基づき地震防災に係る緊急事業を推進する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	企画観光課 産業建設課	(1) 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の事業の実施
県		(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の作成と事業の実施

第1 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の事業の実施（企画観光課・産業建設課）

1 計画年度

第6次地震防災緊急事業五箇年計画の計画期間は、令和3年度～令和7年度である。

2 事業の実施

村は、奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

4 本村に係る事業の推進

本村に関連する事業は以下の通り。

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁	実施目標 との関係
奈良県 (五條市、天川村)	森林整備事業 (殿野坪内線)	1箇所 5.58km	722	令和3年度～ 令和7年度	林野庁	

第22節 防災体制の整備計画

【基本的な考え方】

災害に迅速・的確に対処するためには、村の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そのため、村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実に努めるとともに、大規模災害時には全職員が災害対応にあたることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 災害対策本部体制の充実 (2) 防災体制の整備 (3) 防災用資機材の整備 (4) 防災関係情報の共有化 (5) 大規模水害発生時における庁舎の機能継続 (6) 大規模停電対策の推進
	産業建設課	(1) 防災体制の整備 (2) 防災用資機材の整備 (3) 大規模水害発生時における庁舎の機能継続 (4) 大規模停電対策の推進

第1 災害対策本部体制の充実（総務課）

1 活動体制の整備

村は、地震発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、村議会議員、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。



災害対策本部訓練

2 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、村は意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員に対して習熟を図る。

3 災害対策本部設備等の整備

- (1) 備品の固定及び落下物の防止措置
- (2) 停電時に備えた非常電源の整備
- (3) 無線機器の点検・整備

- (4) 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- (5) 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣服等の確保

4 災害時の業務継続

村は、災害時に業務が継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。なお、業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目を明確化する。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2 防災体制の整備（総務課・産業建設課）

1 村庁舎等の機能強化

災害対策本部や災害時の拠点となる村庁舎、避難所となる学校およびその他の公共施設において、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

2 防災拠点の整備

- (1) 村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。
- (2) 村は、地震発生時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を位置付け、整備するものとする。

第3 防災用資機材の整備（総務課・産業建設課）

地震発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり防災用資機材の調達需要が発生することが予想されるため、防災用資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。

1 防災資機材整備点検の実施

整備点検の実施については、定期的に行い、不足資機材についてはその都度補充する。

- (1) 整備項目
 - ① 水防、消防等の資機材
 - ② 建設用資機材
 - ③ 医薬品、薬剤等の医療品
 - ④ その他災害用装備資機材（広報車など）
- (2) 保有資機材の点検
 - ① 不良箇所の有無

- ② 機能試験の実施
- ③ 数量の確認
- ④ 薬剤等の効能の確認
- ⑤ その他

2 防災資機材及び災害用備蓄物資の現況

(1) 防災備蓄倉庫 (12 箇所)

(令和7年3月31日現在)

天川村立体育館防災倉庫	和田区防災倉庫
天川村山村開発センター防災倉庫	庵住区・籠山区防災倉庫
天川小中学校防災倉庫	下庵住地区防災倉庫
ほほえみポート防災倉庫	山西区防災倉庫
九尾区防災倉庫	広瀬区防災倉庫
栃尾区防災倉庫	塩野区防災倉庫

(2) 防災備蓄倉庫の内容

(令和7年3月31日現在)

毛布	石油ストーブ	灯油携行缶	ガソリン携行缶
アルファ米	白がゆ、缶詰パン	保存水	食器セット
救急セット	レスキューセット	リアカー	担架
発電機 (LP ガス)	投光器	サークルライト	ドラム式延長コード
懐中電灯	備蓄用電池	非常用ラジオ	缶入りローソク

3 災害応急対策活動に従事する村職員用物資の備蓄

大規模な地震発生時には、災害応急対策活動に従事する村職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、村の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する村職員用の物資の備蓄を推進する。

第4 防災関係情報の共有化 (総務課)

- 1 村は、県及びその他防災関係機関と、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。
- 2 村は県と連携し、発災時に安否不明者 (行方不明者となる疑いのある者) の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確化することに努める。

第5 大地震発生時における庁舎の機能継続 (総務課・産業建設課)

村は、防災拠点等となる建築物 (庁舎、指定避難所等) については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- 1 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- 2 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- 3 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

第6 大規模停電対策の推進（総務課・産業建設課）

- 1 村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- 2 村は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 村は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関や電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- 4 村は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 5 村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、現時点における発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

第23節 航空防災体制の整備計画

【基本的な考え方】

村は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、奈良県消防防災ヘリコプターを、有効に活用し地震発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 県消防防災ヘリコプター要請の体制整備 (2) 緊急ヘリポートの適地選定及び整備
	県	(1) 消防防災ヘリコプターの運航に必要な体制の整備 (2) 保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整 (3) 緊急ヘリポートの整備

第1 県消防防災ヘリコプター要請の体制整備（総務課）

村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項をあらかじめ定める。

1 要請担当窓口

村長が要請を行うものとし、関連する手続の窓口は総務課とする。

2 派遣要請手続

村長は、奈良県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

3 緊急ヘリポートの現状（総務課）

本村における災害活動用緊急ヘリポートは、次のとおりである。

村内災害活動用緊急ヘリポート（令和7年3月31日現在）

名称	所在地	面積（㎡）	標高（m）	役場との距離（m）
川合ヘリポート	沢谷 182	6,500	600	600
梶源グラウンド	洞川 784-21	4,000	830	7,000

第2 緊急ヘリポートの適地選定及び整備（総務課）

1 村の体制

- (1) 村は、西部地区内をはじめ、災害時に孤立することが想定される地区については、広域避難場所からの救出及び緊急物資の配布に資するために、避難所に近接して災害活動用緊急ヘリポート及び広場の着陸適地を選定し、1地区に1箇所の緊急ヘリポートの整備を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地で当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (3) 村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

2 県の体制

(1) 運航体制の整備

県は、県防災航空隊の編成、ヘリコプター応援協定の締結等、消防防災ヘリコプターの運航に必要な体制を整えるとともに、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備に努めることになっている。

(2) 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図ることになっている。

(3) 緊急ヘリポートの整備

県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査することになっている。

資料編 ○ 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定

(P38)

第24節 通信体制の整備計画

【基本的な考え方】

村は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。あわせて、災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報等を住民に確実に伝達できるよう、多様な伝達手段を整備・確保する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 情報収集・連絡体制の整備 (2) 通信施設等の整備 (3) 通信手段の確保 (4) 通信訓練の実施 (5) 非常通信体制の充実強化
県		(1) 消防防災ヘリコプター等活用等、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備
電信電話事業者		(1) 災害に強い信頼性の高い通信設備の構築及び災害業務計画の策定
放送施設		(1) 災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保、保守点検の実施
こまどりケーブル（株）		(1) 災害に強い信頼性の高い通信設備の構築及び災害業務計画の策定

第1 情報収集・連絡体制の整備（総務課）

村は、防災関係機関との連携を図り、地震発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- 1 情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
- 2 各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日等においても対応できるよう配慮する。
- 3 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を確保する体制の整備に努める。

第2 通信施設等の整備（総務課）

1 県防災行政通信ネットワーク

村は、県が設置する「奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会」に参加し、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るとともに、県が開催する機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等に参加する。

2 大和路情報ハイウェイ

村は、県及び通信事業者と事前に取り決めている発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制に基づき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

第3 通信手段の確保（総務課）

- 1 村防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。
 - (1) 各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める（戸別受信機、屋外拡声子局）。
 - (2) 自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。
 - (3) 各区長への停電対応型電話を配布する。
 - (4) 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。
- 2 自治体放送等により被害情報を広報する。
- 3 アマチュア無線免許保有者の協力を求める。
- 4 西日本電信電話㈱の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取り扱い、運用方法等の習熟に努める。
- 5 携帯電話の通信エリア拡大に努めるとともに、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。
- 6 村は、災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Ｌアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知する。
- 7 村は、災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備え、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。
- 8 村は、県の助成措置などを活用して、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。あわせて、避難所等と双方向の通話が可能な防災行政無線の整備に努める。

資料編 ○行政無線親局・中継局・屋外拡声子局設置場所 (P83)

第4 通信訓練の実施（総務課）

村は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第5 非常通信体制の充実強化（総務課）

1 村

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

2 県

機動的な情報収集活動を行うため、県は、消防防災ヘリコプター等を活用するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進することとしている。

3 関係機関

(1) 電信電話事業者

電信電話事業者は、村の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。また、村は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう電信電話事業者に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

(2) 放送施設（日本放送協会等）

日本放送協会及び奈良テレビ放送等は、施設の耐震等強化、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進するものとする。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑化、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的を実施するものとする。

(3) こまどりケーブル（株）

こまどりケーブル（株）は、災害に強い施設の構築及び通信手段の確保を推進するものとする。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑化、適切な実施に向けて、伝送路設備の保守点検や災害訓練等を定期的を実施するものとする。

第25節 孤立集落対策

【基本的な考え方】

平成23年の紀伊半島大水害において、深層崩壊等による孤立集落が発生した経験から、各災害の発生に起因し、中山間地域において、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、孤立集落発生未然防止、及び発生に備えた環境の整備を行う。

村は、孤立する可能性のある住民に対して、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることを周知し、災害時に孤立集落の発生を覚知することは容易でないことを勘案すべきである。

役割分担

実施担当		実施内容
村	住民課	(1) 孤立予想地区の把握 (2) 孤立集落発生に備えた体制整備
孤立する可能性のある住民		(1) 食料等の備蓄 (2) 平時からの安全確認の訓練

第1 孤立予想地区の把握（住民課）

孤立予想地区 (令和7年3月31日現在)

地区	集落(場所)	世帯数(世帯)	人員(人)
洞川地区	洞川	262	476
西部地区	九尾・栃尾・和田・籠山・庵住 山西・広瀬・滝尾・塩野・塩谷	113	190
北角地区	北角	8	19

第2 孤立集落発生に備えた体制整備（住民課）

村は、孤立集落発生未然防止、及び発生に備えた環境の整備を行う。

- 民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は、簡易トランシーバー等の低廉なツールやあらかじめ災害時に活用することを想定してアマチュア無線等の通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

- 管轄する道路を、災害後遅滞なく道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

- 3 災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることから、特に山間部においては、灯油やLPガス等の利用が多いことから、このような燃料を利用して発電できる機器の設置をあらかじめ検討しておく。あわせて、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。
- 4 孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

第3 孤立する可能性のある住民の役割

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、平時から孤立に備えておく。

- 1 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。
- 2 土砂災害警戒区域を把握しておく。
- 3 孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。
- 4 集落内のヘリポートはヘリの操縦士に明確に伝わるような道具をあらかじめ検討しておく。また道具がない場合に、身の回りのもので目印となるような知識を習得しておく（車両の発煙筒を利用する等）。
- 5 孤立する可能性のある住民は情報収集用として電池式携帯ラジオを購入しておく。

資料編 ○土砂災害警戒区域等

(P92)

第26節 支援体制・受援体制の整備

【基本的な考え方】

村外及び県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応や、県及び関係団体との連携した支援体制の整備について、必要な項目を定める。

また、村内において災害が発生し、県または村では応急措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円調に受けることができるよう整備する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 支援体制の整備 (2) 受援体制の整備

第1 支援体制（村外で災害が発生した場合）の整備（総務課）

1 人的支援体制の整備

- (1) 村は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- (2) 村は、友好都市などの個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

2 被災者受入体制の整備

大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、キャンプ場（バンガロー）等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第2 受援体制（村内で災害発生の場合）の整備（総務課）

1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- (1) 村は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- (2) 村は、友好都市などの個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- (3) 村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するよう努める。

2 応援受入体制の整備

- (1) 村は、県の支援を受け、受援マニュアルを作成し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供結、避難所の運営等）を整理しておくものとする。

(2) 村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援職員に紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

資料編	○災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書	(P21)
	○災害時等の応援に関する申し合わせ	(P23)
	○奈良県防災行政無線設備に関する協定書	(P25)
	○奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書	(P26)
	○奈良県消防広域相互応援協定	(P29)
	○消防相互応援に関する協定	(P31)
	○五條市と天川村における消防相互応援協定	(P32)
	○五條市と天川村における消防相互応援協定の詳細事項確認書	(P34)
	○奈良県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱	(P35)
	○奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	(P38)
	○奈良県水道災害相互応援に関する協定	(P40)
	○安心なまちづくりに関する協定書	(P44)
	○災害発生時における天川村と郵便局の協力に関する協定	(P46)
	○災害時における物資供給等に関する協定	(P48)
	○災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	(P51)
	○大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(P55)
	○崩土除去等における道路整備緊急対応業務に関する覚書	(P57)
	○大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物の除去等に関する覚書について	(P64)

第27節 保健医療計画

【基本的な考え方】

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。このため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動が実施できるよう体制を整備する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	健康福祉課	(1) 保健医療活動体制の整備 (2) 初期医療体制の整備 (3) 災害情報の収集・連絡体制の整備 (4) 医薬品等の確保 (5) 保健師等による健康管理・健康相談の実施 (6) 長期療養児を含む在宅難病患者への支援 (7) 精神障害者対策、メンタルヘルス対策の推進 (8) 医療機関の耐震化及び自家発電設備等の整備促進の支援
	県	(1) 救護班の派遣による総合調整
	医療機関	(1) 近隣の医療機関との協力体制の整備 (2) 保健師等による健康管理・健康相談の実施 (3) 長期療養児を含む在宅難病患者への支援 (4) 精神障害者対策、メンタルヘルス対策の推進 (5) 医療機関の耐震化及び自家発電設備等の整備の促進
	奈良県医師会	(1) 医師会等を窓口として災害時における協力体制を推進

第1 保健医療活動体制の整備（健康福祉課）

1 村

村は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

なお、救急医療施設については、第3章第18節「保健医療活動計画」を参照のこと。

また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

- (1) 村は、奈良県医師会等の医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。

- (3) 村は、避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

資料編 ○医療機関一覧 (P78)

2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等（DMA T指定病院、市町村立病院等）及び医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健医療活動についての協定を締結する。また、災害時の保健医療活動に必要なその他の団体と協定の締結について検討する。
- (3) 災害時保健医療活動を円滑に行うため、村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。
- (4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーター等の設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。
- (5) 災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。
- (6) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内の訓練を行う。
- (7) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。

第2 初期医療体制の整備（健康福祉課）

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の整備を図る。

- 1 救護所の設置箇所を定め、住民に周知する。
- 2 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- 3 医療機関の協力により、救護班を編成する。
- 4 護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- 5 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況
天川村立体育館	洞川400番	500人	和室等
天川小中学校	沢谷92番地	300人	特別教室
ほほえみポート天川	南日裏200番地	100人	診療所
ふるさとセンター「つどい」	籠山100番地	120人	和室等

第3 災害情報の収集・連絡体制の整備（健康福祉課）

村は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

第4 医薬品等の確保（健康福祉課）

- 1 村は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- 2 村は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施（健康福祉課・医療機関）

村は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

1 情報の集約と提供の確保

村は、被災者の情報を整理した上で速やかに県に伝達し、県及び関係機関等との情報共有に努める。

2 要配慮者への対応

村は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、必要に応じて県に支援を要請するほか、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

3 人材育成等

村は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。

なお、人材育成等にあたっては、必要に応じて、県に支援を要請する。

第6 長期療養児を含む在宅難病患者への支援（健康福祉課・医療機関）

村は、在宅難病患者に関する情報を県と共有し、県が行う在宅難病患者に対する震災時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策に協力する。

1 在宅難病患者の療養状況の把握と情報の共有

- (1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- (2) 災害時の連絡方法の確保
- (3) 災害時個別支援計画の作成
- (4) 患者・家族の同意に基づいた関係機関への患者情報の提供

2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- (1) 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- (2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立
- (3) 吉野保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

第7 精神障害者対策、メンタルヘルス対策の推進（健康福祉課・医療機関）

村は、県と協力して、迅速かつ適切なところのケアに関する行動指針として県が示す「DPTA 活動マニュアル」に基づき、精神障害者対策を講じる。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、村はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第8 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保（健康福祉課・医療機関）

村は、被災時にも医療機能の提供を可能とするため、村内における医療機関の耐震化及び自家発電設備等の整備の促進を支援する。

第28節 防疫予防計画

【基本的な考え方】

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	健康福祉課	(1) 防疫実施組織の設置 (2) 防疫実施計画の策定
県	(保健所)	(1) 村における防疫措置について実情に即した指導を行う (2) 疫学調査班を編成する (3) 災害予想図を作成する

第1 防疫実施組織の設置（健康福祉課）

1 村（防疫医療班）

- (1) 災害時における被災地域の防疫は、村が県の指導、指示に基づいて行う。村で実施困難なときは、隣接する市町村、県（保健所）の応援を得て実施する。
- (2) 村は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 保健所（疫学調査班）

- (1) 保健所は、村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告等を行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成することになっている。
- (2) 保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定することになっている。

3 県（防疫班）

県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第2 防疫実施計画の策定（健康福祉課）

- 1 防疫班は村職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
- 2 防疫実施計画を作成する。
- 3 医薬品等の調達計画を作成する。
- 4 防疫作業の習熟を図り、災害時を想定した防疫訓練を実施する。
- 5 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

第29節 火葬場等の確保計画

【基本的な考え方】

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	住民課	(1) 火葬データベースの整理 (2) 葬祭業者や近隣府県等との応援・協力体制の確立

第1 火葬データベースの整理（住民課）

火葬は、原則として下記の施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合も発生するため、村は、県が示す「奈良県災害時広域火葬実施要領」に基づき、実施する火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項に関する情報収集に協力するとともに、県から情報提供を受ける。

火葬場

(令和7年3月31日現在)

名称	所在地	火葬炉室	管理者
天川村火葬場	洞川	1	天川村長

第2 葬祭業者や近隣府県等との応援協力体制の確立（住民課）

村は、県の協力により、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入等の応援体制を整備する。

第30節 廃棄物処理計画

【基本的な考え方】

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、村が実施する対策について定める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 災害時の相互協力体制の整備
	住民課	(1) 災害廃棄物処理計画による体制整備 (2) 廃棄物処理に従事できる人員の確保 (3) 災害時の相互協力体制の整備 (4) 廃棄物処理施設の整備等
県（保健所）		(1) 市町村間及び府県間の応援・動員体制についての整備・調整

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備（住民課）

村は、災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県と連携して広域的な処理体制の構築に努める。

第2 廃棄物処理に従事できる人員の確保（住民課）

村は、さくら広域環境衛生組合に対し、災害時に関係者全員が廃棄物処理に従事できるよう、平常時から特に健康保持について留意するよう要請する。

第3 災害時の相互協力体制の整備（総務課・住民課）

1 村

村は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

2 県

県は、相互支援協定に基づく体制整備等を把握するとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

また、環境省近畿地方環境事務局主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会

と締結（平成 21 年 8 月 25 日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成 29 年 6 月 13 日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努めることになっている。

第4 廃棄物処理施設の整備等（住民課）

1 村

- (1) 村は、さくら広域環境衛生組合に対し、焼却処理施設、熱回収施設及びリサイクル施設等の整備や耐震化、不燃堅牢化を推進するとともに、維持管理のための点検の強化に努めるよう要請する。
- (2) 村は、さくら広域環境衛生組合に対し停電時の非常用自家発電設備及び断水時に機器の冷却水等に利用する地下水や河川水の確保等、設備が不能となった場合の代替設備の確保に努めるよう要請する。
- (3) 災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達に係る体制の整備に努める。
- (4) 村は、災害時に排出される廃棄物の収集業務が円滑に実施できるよう、平常時から収集車両の整備及び点検に努めるとともに、さくら広域環境衛生組合との協力体制の整備に努める。

2 県

村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかけることとなっている。

第31節 食料、生活必需品の確保計画

【基本的な考え方】

村は、防災関係機関との連携のもと、大規模地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 県への報告・情報交換 (2) 食料等の備蓄率の向上
	住民課	(1) 食料、生活必需品の確保に向けた役割分担の整理 (2) 県への報告・情報交換
	産業建設課	(1) 食料、生活必需品の確保に向けた役割分担の整理 (2) 平常時の物資調達 (3) 食飲料水等の確保
住民		(1) 最低3日間、推奨1週間分の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
県		(1) 供給に必要な生活必需品の物資の調達を行うための体制を整える
奈良農政事務所		(1) 県内で調達できないものの調達、斡旋の準備を行う
日本赤十字社 奈良県支部		(1) 被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄
流通業者		(1) 災害時物資等の調達協定の締結及び協定に基づく備蓄及び配達の準備を行う

第1 食料、生活必需品の確保に向けた役割分担の整理（住民課・産業建設課）

1 村の役割

- (1) 村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。
- (2) 災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。
- (3) 災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 住民の役割

- (1) 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。
- (2) 東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。

- (3) 食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法^{*}等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

※ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。

- (4) 家族構成を考慮しながら、避難するときに持ち出す最低限の生活用品を準備するよう努める。

3 県の役割

- (1) 県は、被災住民に供給する生活必需品や、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）を含む感染症対策に必要な物資等、村の要請を受けて必要となる物資の、広域的一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 村における計画策定に係る助言を行う。
- (3) 被災した村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。
- (4) 災害発生時は、村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

4 関係機関の役割

- (1) 奈良農政事務所
緊急に必要な食料であって、県内で調達できないものの調達、斡旋の準備を行うものとする。
- (2) 奈良日本赤十字社奈良県支部
災害発生時、被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄を行うものとする。
- (3) 流通業者等
村との災害時必要物資の調達に係る協定の締結及び協定に基づく備蓄及び配達準備を行う。

第2 平常時の物資調達（産業建設課）

1 村の物資調達

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 公的備蓄と併せ、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国及び県との情報共有を図る。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

(5) 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国及び村との情報共有を図る。
- (4) 県及び村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。

資料編 ○ 救援物資の集積場所 (P77)

第3 飲料水等の確保（産業建設課）

1 村における飲料水等の確保

- (1) 配水池の整備を進め、飲料水の確保を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

水道普及率 (令和7年3月25日現在)

村名	行政区域内 総人口	簡易水道			普及率 (%)	飲料水供給施設		
		箇所数	計画給水 人口	現在給水 人口		箇所数	計画 給水人口	現在給水 人口
天川村	1,194	3	2,973	1,042	35.0	3	263	11

2 住民における飲料水等の確保

- (1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の最低3日間、推奨1週間分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

第4 県への報告・情報交換（総務課・住民課）

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。

第5 食料等の備蓄率の向上（総務課）

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、村は、積極的に災害時の物資確保に努める。

あわせて、村は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第32節 文化財災害予防計画

【基本的な考え方】

文化財は後世に伝えるべく貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められる。

本計画では、そのような特性を踏まえるとともに、地震による被害だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策を定める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	教育委員会	(1) 文化財の保存整備 (2) 文化財種別対策の実施 (3) 災害別対策（文化財予防対策）の実施

第1 文化財の保存整備（教育委員会）

1 管理状況の把握

村職員または村教育委員会による適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供、文化財保護委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

2 所有者・管理者への指導・助言

村は、文化財の所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

3 文化財防災思想の普及活動

村は、「文化財防火デー」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず一般住民に対しても、文化財災害予防に関する認識を高めるとともに、災害時に協力する体制づくりを促す。

4 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村は、県が設置する文化財防災のための連絡会議に参加し、消防、警察、県内市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備に協力する。

第2 文化財種別対策の実施（教育委員会）

1 建造物

- (1) 防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を推進する。
- (2) 地震による被害に備えた周辺環境整備を行う。
- (3) 破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設を推進する。

3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。

指定対象の動植物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）の実施（教育委員会）

災害別	予 防 方 法	予 防 対 策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防侵入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討

災害別	予 防 方 法	予 防 対 策
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 全般	(全般)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の設置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

資料編 ◦ 指定文化財一覧 (P138)

天川村地域防災計画

地 震 編

— 第 3 章 災害応急対策計画 —

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	119
第2節	災害情報の収集・伝達計画	131
第3節	避難行動計画	144
第4節	避難生活計画	154
第5節	帰宅困難者対策計画	162
第6節	要配慮者の支援計画	164
第7節	住宅応急対策計画	169
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	172
第9節	通信運用計画	175
第10節	広報計画	181
第11節	支援体制の整備	184
第12節	受援体制の整備	185
第13節	公共土木施設の初動応急対策	191
第14節	建築物の応急対策計画	193
第15節	道路等の災害応急対策計画	194
第16節	ライフライン施設の災害応急対策計画	202
第17節	危険物施設等災害応急対策計画	205
第18節	水防活動計画	208
第19節	地盤災害応急対策計画	210
第20節	消火活動計画	213
第21節	救急、救助活動計画	222
第22節	保健医療活動計画	223
第23節	緊急輸送計画	229
第24節	災害警備、交通規制計画	232
第25節	食料、生活必需品の供給計画	238
第26節	給水計画	243
第27節	防疫、保健衛生計画	246
第28節	遺体の火葬等計画	251
第29節	廃棄物の処理及び清掃計画	254
第30節	ボランティア活動支援計画	259
第31節	災害救助法等による救助計画	262
第32節	文教対策計画	266
第33節	文化財災害応急対策計画	270

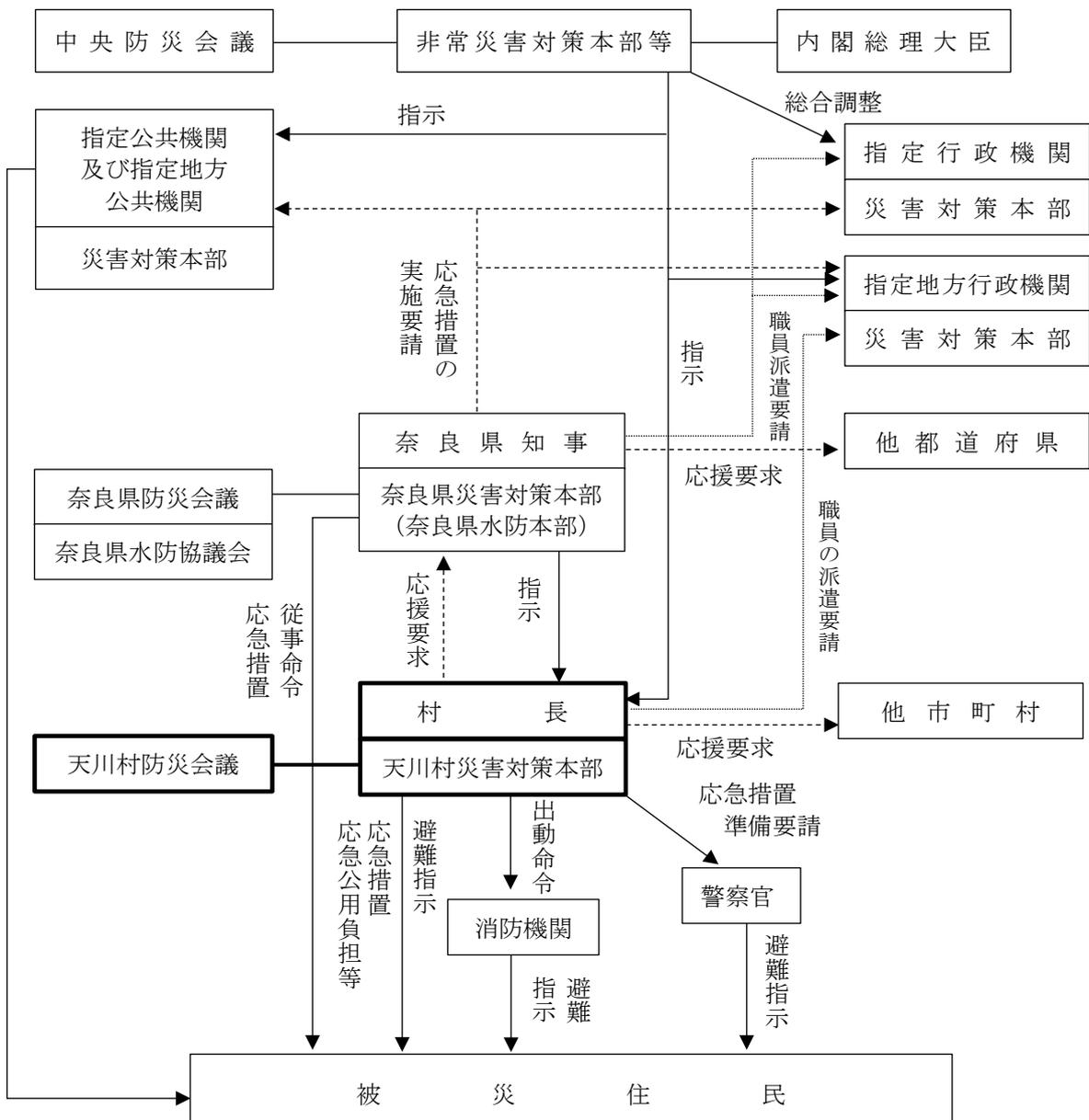
第1節 活動体制計画

【基本的な考え方】

地震が発生し、防災の推進を図る必要がある場合、村は、防災関係機関と連携を図り、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎよし又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

防災活動体制

防災活動のための体制図は次のとおりとする。



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 災害対策本部、現地災害対策本部（必要に応じて）の設置及び廃止 (2) 現地災害対策本部長の指名 (3) 配備要員の決定
	総 務 課 長	(1) 関係職員への動員伝達
	全部（全職員）	(1) 各課各班の所掌事務の遂行 (2) 動員要請に応じた参集、対応

第1 村の活動体制

1 天川村防災会議

村長を会長として、災害対策基本法第16条の規定により組織するものであり、その所掌事務としては、本村における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を任務とする。

2 天川村災害対策本部（本節第3を参照）

村長を本部長として、天川村、天川村教育委員会、天川村消防団等を統括する機関であり、震度5強以上の地震が発生した場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動全てを包括する。

3 天川村地震災害警戒体制【第1次配備】（本節第2を参照）

村内で震度4または5弱の地震が発生した場合（第1次配備）に、災害対策本部設置以前の段階として災害の警戒にあたる。

資 料 編	○天川村防災会議条例	(P1)
	○天川村防災会議運営規則	(P3)
	○天川村防災会議委員名簿	(P4)
	○天川村災害対策本部条例	(P5)

第2 天川村地震災害警戒体制【第1次配備】

1 配備の基準

配備時期	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度4の地震が発生したとき ・その他村長が特に必要と認めたとき 	
	総務課対応	第1次配備
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他村長が特に必要と認めたとき
避難の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の必要性はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難発令基準相当
災害対策本部	—	—
職員の動員	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課（防災担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の20%（約12名） ・各課長 ・総務課 ・主幹 ・各課業務に必要な職員
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集（主に庁内にて） ・連絡調整（県、消防、警察、各区長等） ・次の動員体制の移行に向けての連絡等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集（庁内、災害のおそれがある現場） ・連絡調整（県、消防、警察、各区長等） ・次の動員体制への移行に向けての連絡等 ・各課業務への対応 ・道路 ・各所管施設（学校、観光等） ・水道施設 ・通学バス ・避難所開設準備（健康福祉課） ・その他
動員時の連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・SNS（ライン等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・総務課→各課長→各課員（各課員は業務に必要な場合）

2 災害警戒本部の事務分掌

- (1) 地震情報等の伝達に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び伝達、報告に関すること。
- (3) 庁内及び各関係組織との連絡調整に関すること。

3 解除の基準

- (1) 災害対策を概ね終了したとき
- (2) 災害発生のおそれがなくなり解散を適当と認めたとき

第3 災害対策本部の組織及び事務分掌【第2次配備・第3次配備】

1 災害対策本部の設置

村長は、村内で震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に県災害対策本部を自動設置する。

また、被災現地における災害応急対策を推進する上で必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(1) 設置及び廃止基準

設置基準	1. 村内で震度5弱又は震度5強以上の地震を観測したとき
廃止基準	1. 災害対策を概ね終了したとき 2. 災害発生のおそれなくなり解散を適当と認めたとき

(2) 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送	総務課長
住民	防災行政無線・自治体放送	総務課長
県本部	奈良県防災情報システム	総務課長

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、ほほえみポートてんかわ又は被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

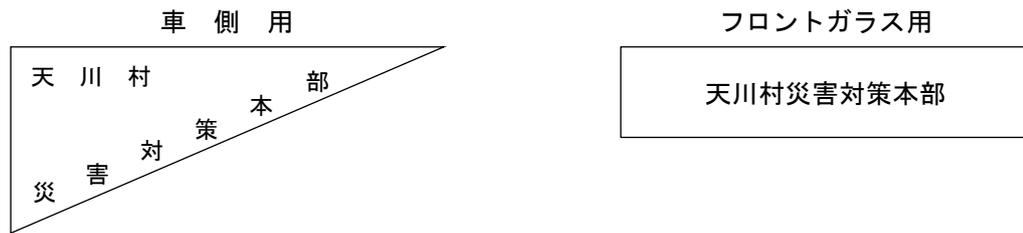
また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(4) 職員の証明証、腕章及び自動車標識

本部の職員が災害対策活動に従事するときは、村職員証明証を所持するほか下記の腕章を左腕に付ける。

天川村災害対策本部

本部が使用する車両には、活動の円滑化のため次の標識を付ける。



2 組織編成

天川村災害対策本部の組織編成は「天川村災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。本部長（村長）不在のときは、副村長、教育長、参事、会計管理者の順位により指揮をとる。

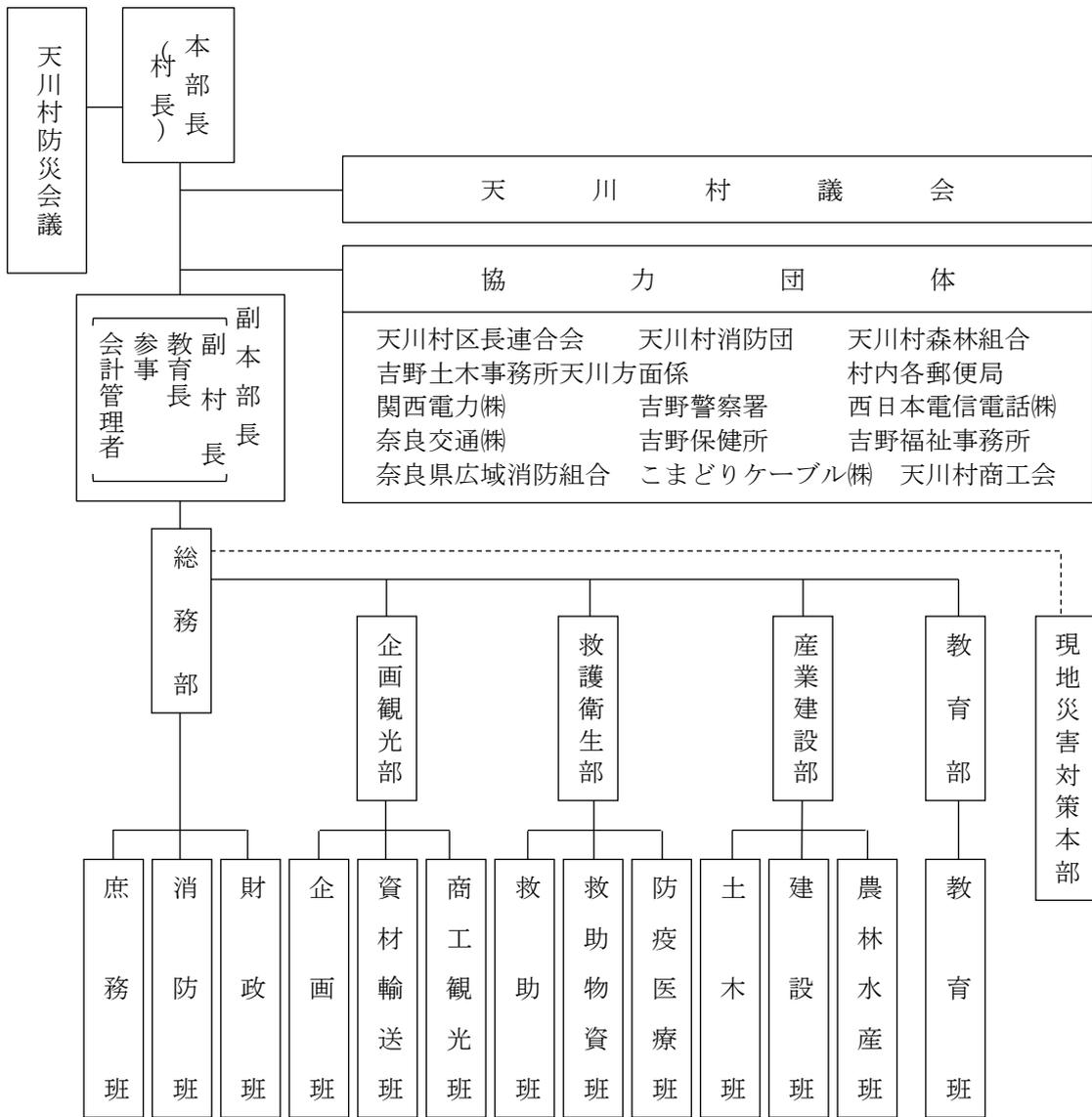
3 現地災害対策本部の設置

村長は局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必要があると認めた場合は現地災害対策本部を設置することができる。

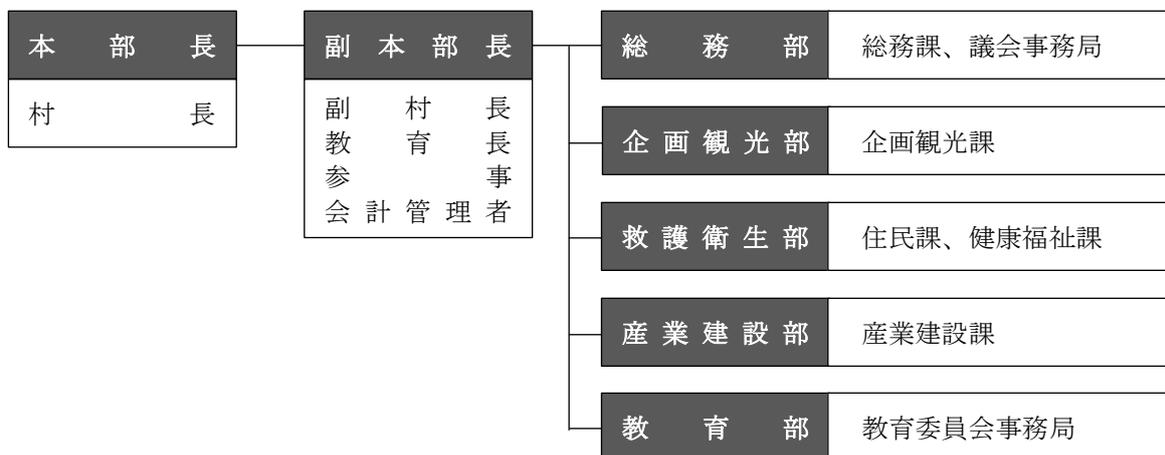
- (1) 設置の基準は、災害対策本部長が被災現地における災害応急対策を推進する上で必要があると認めた場合、現地災害対策本部を設置することができる。
- (2) 現地災害対策本部長は、村長が、村職員の中から指名する。
- (3) 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。
- (4) 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - ① 被害状況、復旧状況の情報分析
 - ② 本部長の指示による応急対策の推進
 - ③ 現地における関係機関との連絡調整
 - ④ 現場活動の役割分担・調整
 - ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

天川村災害対策本部組織図



天川村災害対策本部 庁内組織図



4 天川村災害対策本部の所掌事務

部	班	所 掌 事 務
総務部 部長 総務課長	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部運営に関すること。 2 本部職員の非常招集に関すること。 3 本部職員の現況把握と配置に関すること。 4 災害発生・被害状況及び災害救助法適用に関する報告に関すること。 5 村議会議員への被害等の速報及び連絡調整に関すること。 6 議会関係者の視察に関すること。 7 その他議会対策に関すること。 8 各部班、関係機関との連絡・統制に関すること。 9 被害状況の収集に関すること。 10 被害に関する予算及び資金に関すること。 11 県及び他市町村への応援依頼に関すること。 12 自衛隊派遣要請に関すること。
	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防・水防に関すること。 2 県及び近隣市町村の応援要請に関すること。 3 応急対策及び緊急救助措置等の実施に関すること。 4 応急水防資材の収集に関すること。 5 気象警報等の受理及び伝達に関すること。 6 消防団・広域消防組合との連絡調整に関すること。 7 災害現場における消防及び防災業務に関すること。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助費、災害救助金の管理及び経理に関すること。 2 本部職員の給与に関すること。 3 罹災による村税の減免に関すること。
企画観光部 部長 企画観光課長	企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関すること。 2 災害時の通信公用車等の管理に関すること。 3 災害地における現地写真その他必要な資料の収集に関すること。 4 県等に関する陳情要望事項の取りまとめに関すること。
	資材輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用自動車の管理及び配車に関すること。 2 救助及び義援物資の輸送に関すること。 3 輸送協力団体との連絡に関すること。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係災害の情報収集に関すること。 2 観光施設の災害対策に関すること。 3 観光客（外国人観光客を含む）への支援に関すること。

救護衛生部 部長 住民課長 健康福祉課長	救助班	1 災害状況、応急対策、その他緊急措置の実施状況の調査に関する事。 2 災害救助法の適用、運用の連絡調整に関する事。 3 現地指導及び連絡に関する事。 4 被災者の救助に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。 6 遺体の収容・処理及び埋葬に関する事。 7 要配慮者に関する事。 8 ボランティアの受入に関する事。
	救助物資班	1 避難所の運営に関する事。 2 炊き出し、その他救助食品の需給に関する事。 3 被服、寝具等生活必要物資の配分に関する事。 4 義援物資の受入・配分に関する事。
	防疫医療班	1 重症患者の入院措置及び外科施設の整備に関する事。 2 悪疫流行防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、食器の検査及び感染症患者、病原体保有者の検査に関する事。 3 飲料水の適否検査及び確保に関する事。 4 医療救護班の編制及び運用、実施に関する事。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関する事。 6 環境衛生及び生活衛生に関する事。
産業建設部 部長 産業建設課長	土木班	1 土木災害の情報収集に関する事。 2 道路及び橋梁の応急普及に関する事。 3 河川及び砂防施設の応急普及に関する事。 4 堆積土砂の除去に関する事。
	建設班	1 被災者の収容施設の応急修理に関する事。 2 被災者の応急仮設住宅に関する事。 3 役場庁舎及び村有建物の応急補修に関する事。
	農林水産班	1 農林業関係災害の情報収集に関する事。 2 農林道及び農地農林業施設の応急普及に関する事。 3 被災農作物の応急技術対策に関する事。 4 治山に関する事。
教育部 部長 教育委員会事務局長	教育班	1 教育活動（管下学校を含む。）の作成及びその実施の推進に関する事。 2 関係機関、協力団体等の連絡調整に関する事。 3 保育園、幼稚園、小中学校関係の災害に関する情報の取りまとめに関する事。 4 文教施設の応急修理に関する事。 5 応急教育の実施及び運営に関する事。 6 教材学用品等の調達配分方法に関する事。 7 学校保健衛生に関する事。 8 教材学用品、学校給食材料等の輸送及び計画に関する事。 9 文化財保護に関する事。

第4 職員の動員（全職員）

1 動員基準

地震発生時における、村職員の動員基準は次表のとおりとする。ただし配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

組織体制	配備区分	配備時期	職員の動員	活動内容
災害警戒体制 (災害対策本部設置前)	総務課対応	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度4の地震が発生したとき ・土砂災害警戒情報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 (防災担当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 (主に庁内にて) ・連絡調整 (県、消防、警察、各区長等) ・次の動員体制への移行に向けての連絡等
	第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度4の地震が発生したとき ・その他村長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の20% (約12名) ・各課長 ・総務課 ・主幹 ・各課業務に必要な職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 (庁内、災害のおそれがある現場) ・連絡調整 (県、消防、警察、各区長等) ・次の動員体制への移行に向けての連絡等 ・各課業務への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・各所管施設 (学校、観光等) ・水道施設 ・通学バス ・避難所開設準備 (健康福祉課) ・その他
災害対策本部体制	第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度5弱または震度5強の地震が発生したとき ・局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・その他村長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の50% (約30人) ・各課長 ・各課長補佐 ・総務部 ・各課業務に必要な職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記業務 ・災害現場対応 ・避難所対応 ※災害対策本部が設置された後は、防災計画に基づき活動
	第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・村内全域にわたって災害が発生したとき ・局地的な災害により被害が予想される場合において、本部全活動力を必要とするとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 (約60名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記業務 ※災害対策本部が設置された後は、防災計画に基づき活動

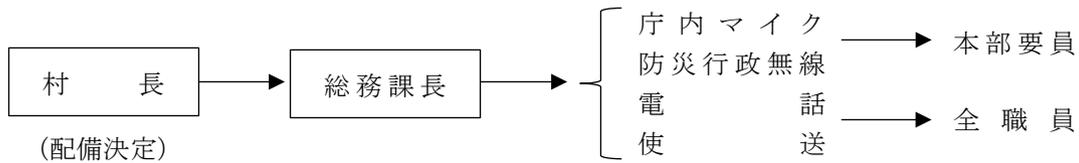
災害時において、村長から動員が指令された場合における各部課の動員数は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、おおむね職員初動マニュアルによるものとする。

2 動員の方法

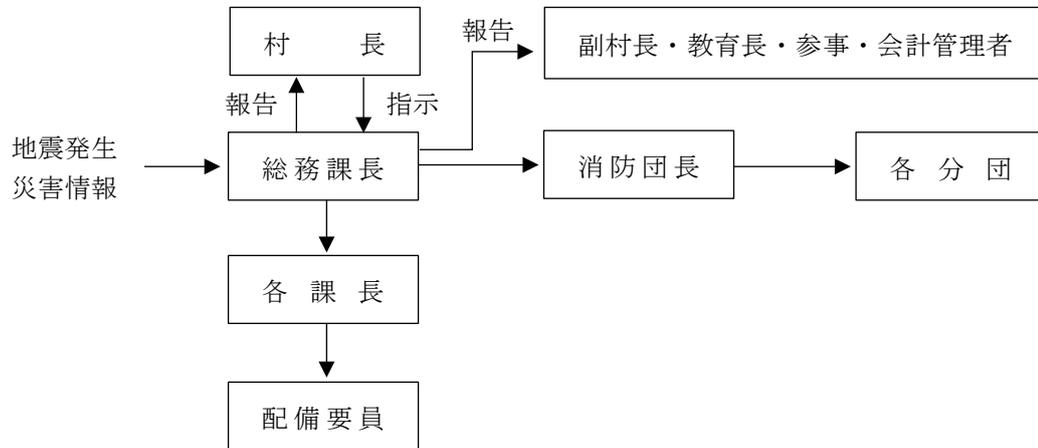
職員の動員は、村長の配備決定に基づき次の系統で実施する。

なお、各課は、動員の系統、連絡方法等について、それぞれ具体的に計画しておくものとする。

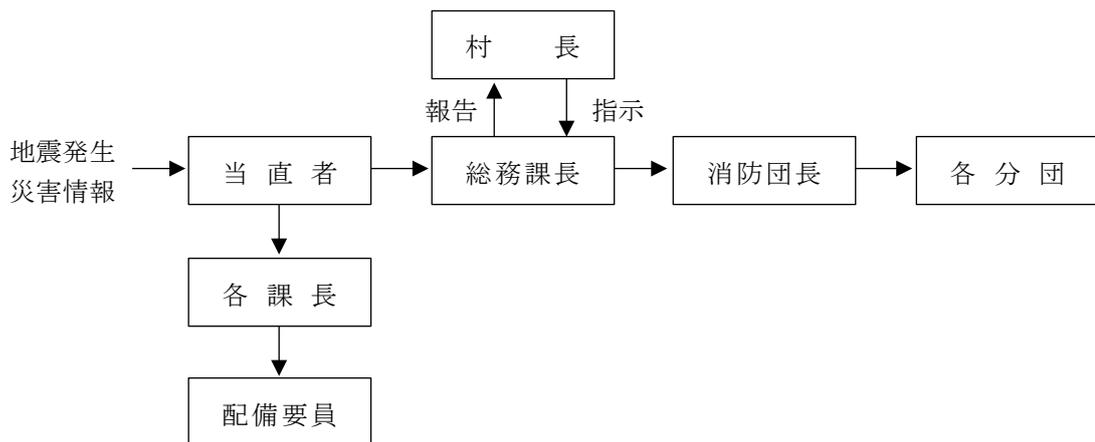
(1) 動員伝達系統



① 勤務時間内



② 勤務時間外



(2) 伝達の方法

- ① 村長が配備を決定したときは、総務課長は本部要員に連絡するとともに、在庁時にあつては庁内マイクを通じて全職員に伝達する。庁外職員に対しては、防災行政無線又は電話により伝達する。

- ② 休日及び勤務時間外の伝達方法は前記（1）②による。
- ③ 防災行政無線又は電話が不通のときは、同節「第4 1 動員基準」に基づき、職員は上司等からの指示を待つことなく配備につくものとする。なお、第3次配備に相当する災害が発生した場合には、全ての職員が自主的かつ速やかに参集するものとする。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

（3）応援体制

災害応急対策の実施にあたっては、編成された各班において職員に不足が生じる場合は、次により応援を行う。

- ① 本部内で余裕のある班から応援
- ② 上記により実施してもなお不足するときは、他市町村、県に対して応援を要請する。

第5 緊急初動体制の確立（全職員）

大規模な災害が発生した場合、道路の途絶により職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部班の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により、緊急初動班長の指示を受け、必要な業務を行う。

災害対応初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

災害対応初動期に必要な業務

業 務	内 容
気象情報の収集	1. 県、関係機関との連絡
被害状況の収集、把握	1. 県、吉野警察署、関係機関との連絡
災害対策本部等の設置	1. 本部室の設置と関係機関への周知 2. 必要備品（電話、地図、テレビ・ラジオ、腕章等）の準備 3. 本部会議に関する準備、連絡 4. 応援要請の検討、決定
広報活動	1. 区長（自主防災組織）との連絡 2. 広報車等による住民への呼びかけ
防災資機材の確保	1. 防災倉庫の被害状況の把握 2. 被害に応じた資機材の調達手配
指定避難所等の設置	1. 住民の避難状況の確認 2. 指定避難所の開設 3. 救護所の設置と医療救護班の派遣要請
食料、生活必需品等の物資調達	1. 関係団体、業者への調達手配 2. 他市町村、県への応援要請
水道、トイレ対策	1. 水道施設の被害状況調査 2. ライフライン施設の被害状況 3. 被災者への給水 4. 仮設トイレの確保、設置

資料編	○ 防災関係機関連絡先一覧	(P 66)
	○ 自主防災組織等の状況	(P 68)
	○ 消防団の組織	(P 69)

第2節 災害情報の収集・伝達計画

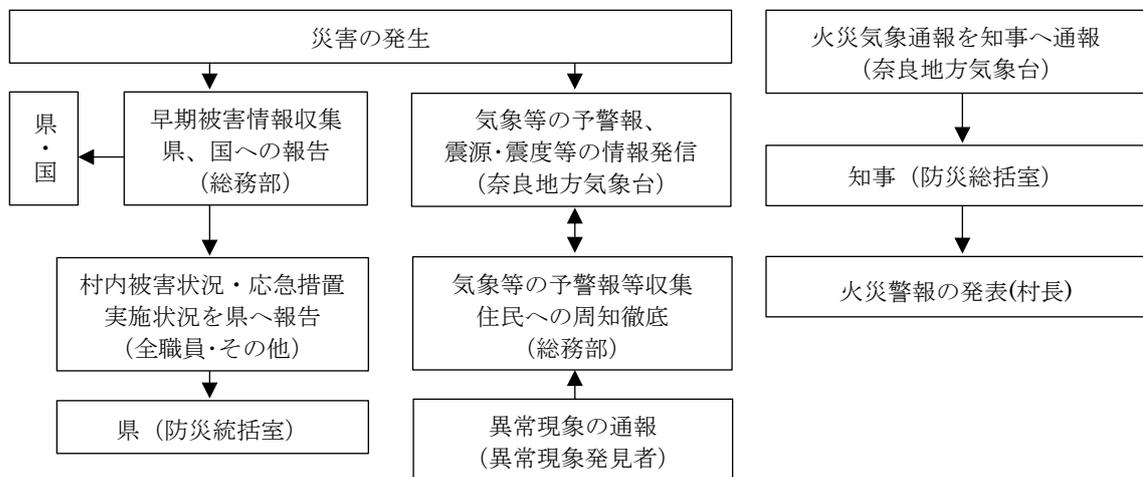
【基本的な考え方】

村は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努めるとともに、把握した情報を速やかに県に報告する。

収集にあたっては特に住民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、現地に職員を派遣するなど、寄り確実な情報の入手に努める。

なお、気象、地象、水象、火災、地震に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 火災警報の発表
	総 務 部 (庶 務 班)	(1) 早期災害情報の収集 (2) 村から県事業担当課への報告 (3) 被災者の安否情報の提供、照会等
	総 務 部 (消 防 班)	(1) 情報の受理、伝達
	総 務 部 (救 助 班)	(1) 被災者の安否情報の提供、照会等
	全職員・その他	(1) 被害状況の調査及び関係機関への伝達 (2) 村から県防災統括室への報告
県		(1) 火災気象通報の村長への通報
奈良地方気象台		(1) 気象・地象・洪水に関する注意報、警報、情報の発表 (2) 火災気象通報の知事への通報
異常気象発見者		(1) 遅滞なく、関係機関（総務部、産業建設部、消防団、警察署）に通報

第1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生からおおむね30分以内に発表 ^{※1} 。 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1：国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。

(注) 震度については、資料編「第8章 2震度階級解説表」参照のこと。

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知することとなっている。

(3) 地震に関する情報に使用する震度観測地点

本村における気象庁震度観測地点は、次のとおりである。

① 気象庁が管轄する震度観測地点 (令和7年3月31日現在)

震度観測点名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
天川村洞川	吉野郡天川村洞川 410 (旧洞川中学校)	34	26	70	135	88	70

② 奈良県の地震情報に使用する震度観測地点 (令和7年3月31日現在)

震度観測点名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
天川村沢谷	吉野郡天川村大字沢谷 60 (天川村役場)	34	14	20	135	51	31

資料編 ○ 震度観測地点 (P91)

(4) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするため、奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※2	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	・地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	・地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料 ・(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
奈良県の地震	・定期（毎月月初旬から中旬）	・地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※2：地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

第2 東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報。防災対応は特になし。

2 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応はなし。

3 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

4 東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

第3 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ol style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	1. 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2. 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1. 監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} 発生 2. 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3. その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	1. 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	1. 監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 2. 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	1. (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

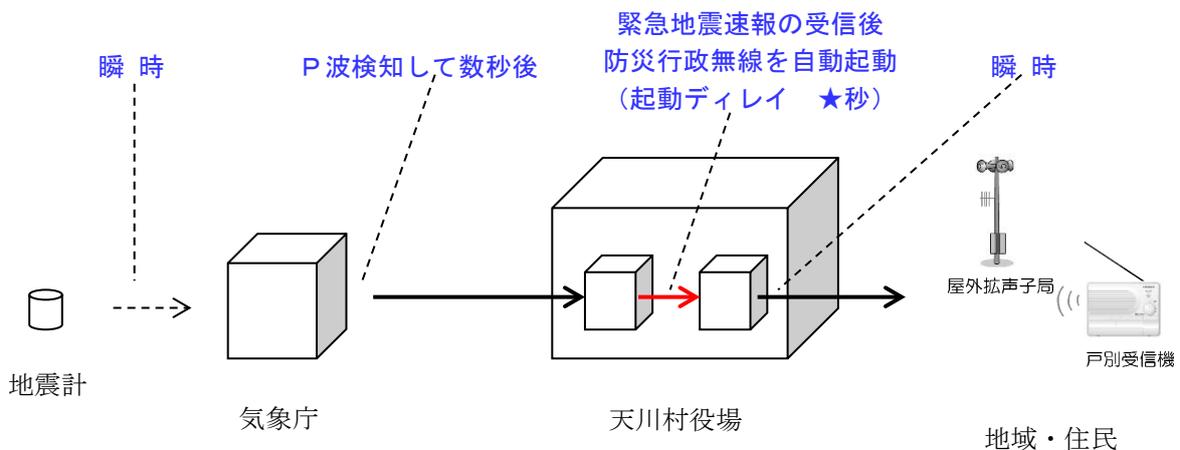
※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4 情報の受理、伝達（消防班）

1 各機関の受理、伝達

- (1) 気象庁からの地震情報は、県を通じて県防災行政通信ネットワーク等により、村に情報が送られる。
- (2) 村は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

天川村防災行政無線 同報系システム（緊急地震速報（Jアラート）との連動）

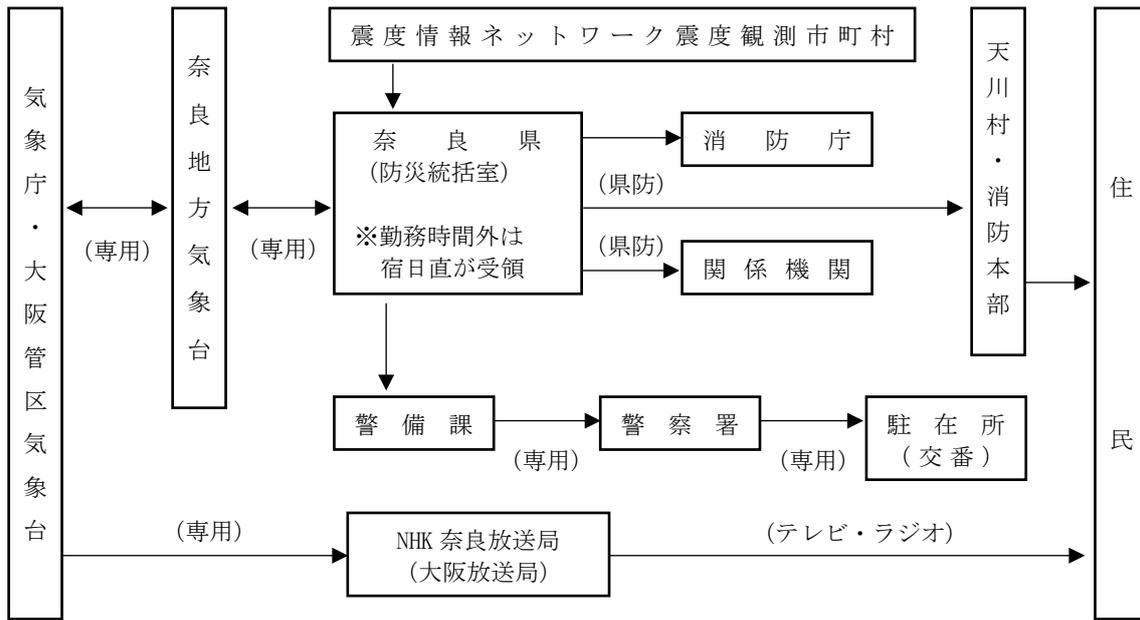


2 伝達系統図

地震に関する情報の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、県防災統括室から村へ地震情報は、震度3以上の場合に通知される。

伝達系統概観図

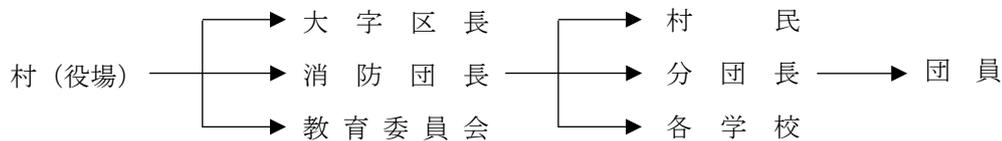


(県防) は県行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線

3 住民等への伝達体制

(1) 勤務時間内における伝達

① 連絡系統図



② 連絡の方法

勤務時間内において地震に関する情報を受けた者は、直ちに総務課長を経て、村長、副村長（教育長・参事・会計管理者）及び庁内各課長へ伝達するとともに、区内住民へ周知徹底を図る。

(2) 勤務時間外における伝達

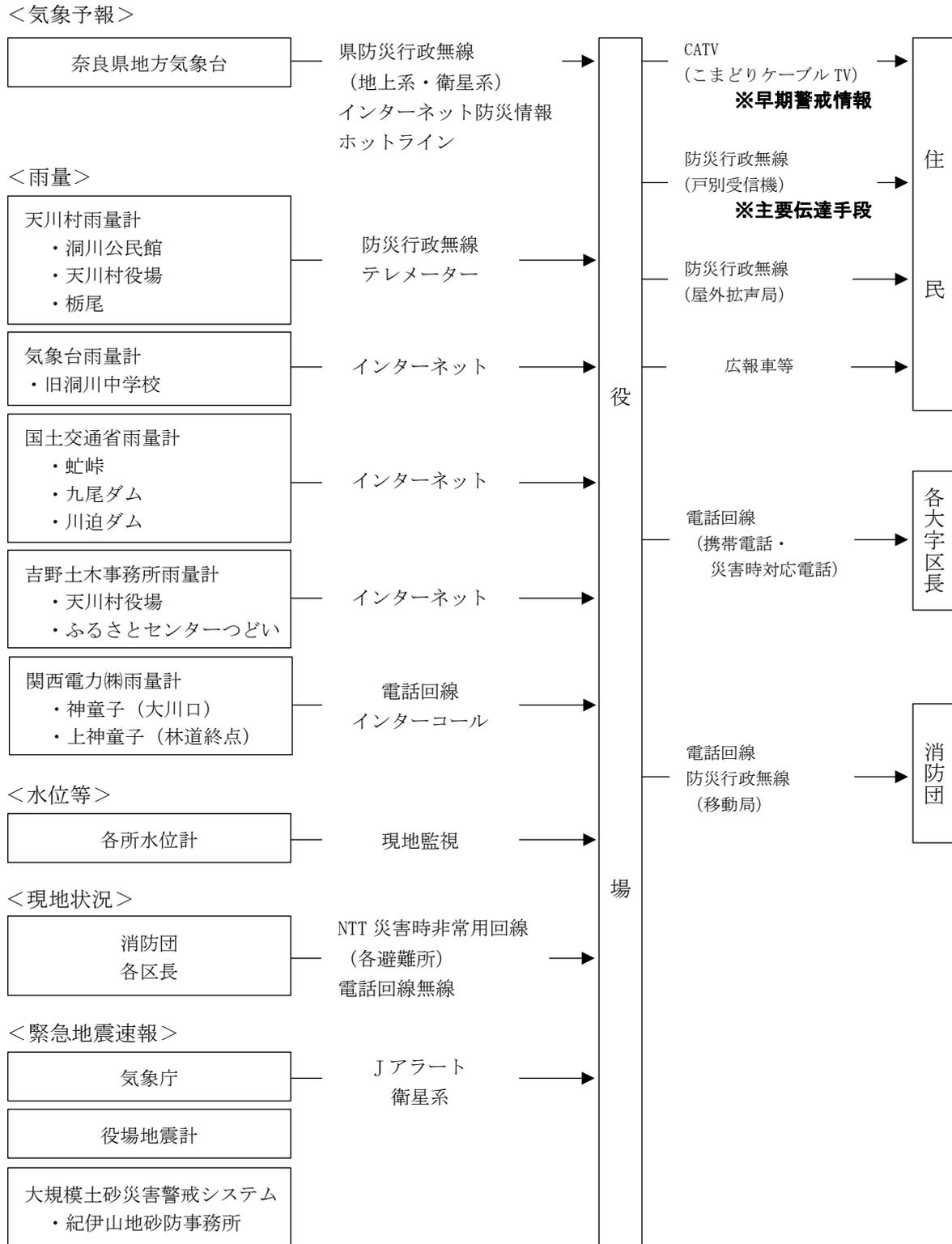
勤務時間外において、当直者は直ちに村長、副村長（教育長・参事・会計管理者）、総務課長に通知し意見を聞いて各課長、各大字区長、消防団幹部等への伝達について指導を受けなければならない。

各区長においては、(1) ②の方法に準じて一般住民に周知する。

(3) 非常時の伝達体制

地震発生時、通信線の途絶等のため伝達が困難な場合は、緊急の度合に応じて使者又はその他適当な方法を以て伝達を行う。

村は、区長及び消防分団と連携して無線放送その他の方法によって、関係住民に周知する。



第5 早期災害情報の収集 (庶務班)

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

(1) 村は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報 (以下「災害情報」という。) を収集する。

その際、被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。あわせて、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

(2) 報告責任者

村は、報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県（窓口：防災統括室）に報告する。

奈良県防災統括室への連絡先			
代表電話		0742-22-1101	内線 2288
直通電話		0742-27-7006	
宿日直室（夜間等）		0742-27-8448	
F A X		0742-23-9244	
奈良県防災電話		TN-111-7-4507	
奈良県防災F A X		TN-111-9210	
夜間等代表電話		0742-22-1001	
（宿日直室が受信し、宿日直室から防災統括室員に連絡する。）			
消防庁への連絡			
回線	区分	平日（9：30～17：45）	左記以外
		応急対策	宿直室
N T T回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49012
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

衛星回線の電話は、宿直室に設置。

なお、天川村の衛星回線選択番号は 72、有線回線選択番号は 71。

2 県

- (1) 早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター及び無人航空機等により情報を収集することになっている。
- (2) (1) のみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請することとしている。

3 関係機関（指定地方行政機関、指定地方公共機関）

指定地方行政機関、指定地方公共機関は、所管する分野の災害情報を収集するものとする。

その際、当該災害被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められる時は、その規模の把握のため必要な情報の収集に特に努力するものとする。

4 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、関係機関（職員）に通報する。

(2) 受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県防災統括室、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

第6 被害状況の調査及び関係機関への伝達（全職員・その他）

村は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 被害状況、避難状況等の調査

- (1) 被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
- (2) 被害状況、避難状況等の調査にあたっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。
- (3) 被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期する。
- (4) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
人・住家の被害	村（庶務班）	消防団
避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	村（庶務班）	
福祉関係施設被害	村（救助班）	福祉事務所
医療・環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	村（防疫医療班）	保健所
水道施設被害	村（土木班）	
農業生産用施設	村（農林水産班）	農林振興事務所、農協
水産被害	村（農林水産班）	
農地、農業用施設被害	村（農林水産班）	農林振興事務所、農協

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
林地被害	村（農林水産班）	
造林地、苗畑等被害	村（農林水産班）	農林振興事務所、森林組合
林道被害	村（農林水産班）	農林振興事務所、森林組合
作業道被害	村（農林水産班）	農林振興事務所、森林組合
林産物、林産施設被害	村（農林水産班）	農林振興事務所、森林組合
商工関係被害	村（農林水産班）	農林振興事務所、農協
公共土木施設被害	村（土木班）	農林振興事務所、土木事務所
県有財産被害 （文教施設、警察関係施設を除く）	県各出先機関	村（関係各課）
文教関係施設被害	県教育委員会	村（教育委員会）、村PTA
警察関係被害	警察署	村（関係各課）
生活関連施設被害	指定公共機関等	村（関係各課）

2 報告の基準

村は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

（1）即報基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④ 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ⑤ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑥ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

（2）直接即報基準

村は、地震が発生し、村内で震度5強以上を記録した場合は被害有無を問わず、県に加え、直接消防庁に報告する。

第7 村から県防災統括室への報告（全職員・その他）

1 報告の種別

1 報告系統	村から県（防災統括室）への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県（防災統括室）は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡することになっている。
--------	--

2 災害概況即報	<p>村は、「第2 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。</p> <p>また、「第2 2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。</p>
3 被害状況即報	<p>村は、「第2 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、村域内の被害状況、避難状況を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。</p> <p>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</p>
4 災害確定報告	<p>村は、応急対策終了後、14 日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。</p>
5 災害年報	<p>村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第2号様式）により報告する。</p>

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○被害報告基準 (P114) ○災害概況即報様式・記入要領 (P128) ○被害状況即報様式 (P130) ○災害年報様式 (P132)
-----	---

2 報告系統

村は県に報告し、県は、村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

3 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、速やかに県に対して報告する。

第8 村から県事業担当課への報告（庶務班）

村は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第3 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第9 被災者の安否情報の提供、照会等（庶務班・救助班）

1 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、県その他関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村、県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

村及び県は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者の氏名等の公表

村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

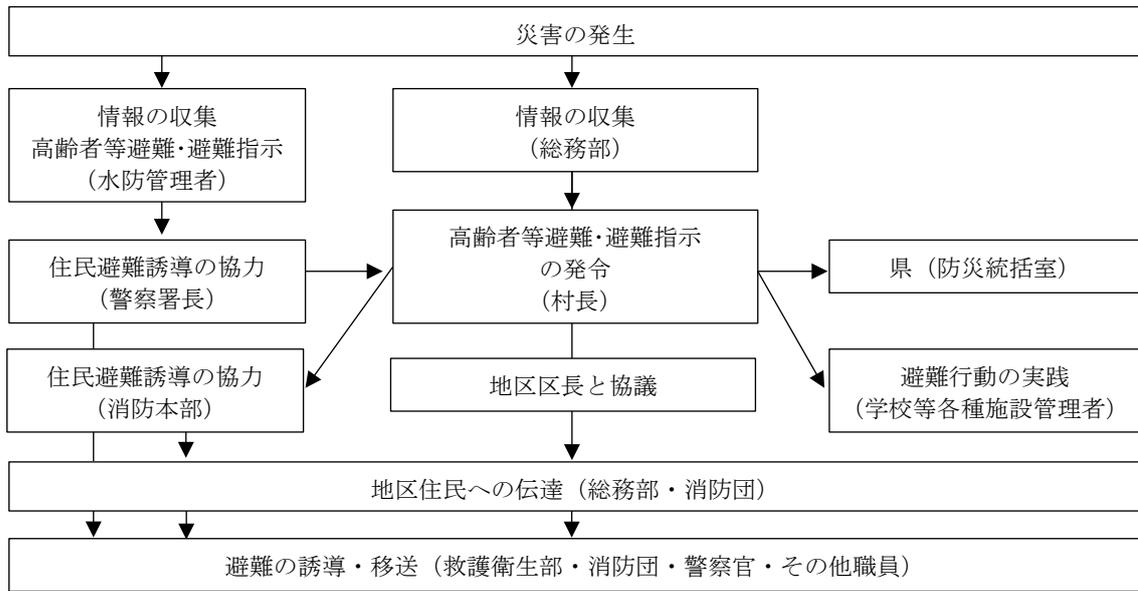
また、村は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のため、県が実施する安否不明者の氏名等を公表、及びその安否情報を収集・精査することに協力する。

第3節 避難行動計画

【基本的な考え方】

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や土砂災害等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、村は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 高齢者等避難・避難指示の発令
	総 務 部 (庶 務 班)	(1) 高齢者等・避難指示の発令 (2) 広域避難の対応
	総 務 部 (消 防 班)	(1) 高齢者等・避難指示の発令 (2) 警戒区域の設定
	救 護 衛 生 部 (救 助 班)	(1) 避難の誘導・移送
警 察 官 等		(1) 急を要する場合で、村長が避難指示等を行うことができないとき、又は村長から要求があったとき、避難を指示 (2) 住民避難誘導の協力 (3) 警戒区域の設定
消 防 団 等		(1) 住民避難誘導の協力
学校等各種施設管理者		(1) 策定された避難計画に即した避難行動の実践

第1 高齢者等・避難指示の発令（村長・庶務班・消防班）

1 実施責任者

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示【警戒レベル5】緊急安全確保の避難情報提供の実施責任者は、次のとおりである。

村長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難指示等を行う。

なお知事は、村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
高齢者等避難	村長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する避難準備 要配慮者等に対する避難行動の開始 	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
避難指示	村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内安全確保（垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内安全確保（垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、村長から要求があったとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内安全確保（垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	警察官職務執行法第4条	災害全般

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
避難指示	自衛官 知事又はその命を受けた職員	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
		地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
緊急安全確保	村長	災害が発生又は切迫しており、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	・緊急安全確保措置の指示 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等)	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
	知事	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・緊急安全確保措置の指示 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等)	災害対策基本法第60条第6項	災害全般

2 避難指示等の発令

村長は、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高い時など、住民の生命を守るため避難指示等の速やかな発令に努める。

あわせて、村は、県及び気象台等から提供される土砂災害警戒情報や気象予警報等を活用し、避難指示等を判断する。また、必要に応じて、県に対し避難指示等に関する助言を求める。

(1) 土砂災害に係る避難指示等の基準

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

村長は、土砂災害危険箇所内の住民に対し、高齢者等避難・避難指示を発令するものとする。高齢者等避難・避難指示を出すおおむねの基準は次の通りとする。

ただし、雨量や河川水位など数値化された情報のみで判断せず、地域の自然現象の把握に努め、区長等と十分に相談のうえ、総合的な判断に努めるものとする。

区 分	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・目安として、「庵住観測所」地点で連続雨量が300mm、時間雨量が40mmとなる場合
【警戒レベル4】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・目安として、「庵住観測所」地点で連続雨量が500mm、時間雨量が50mmとなる場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

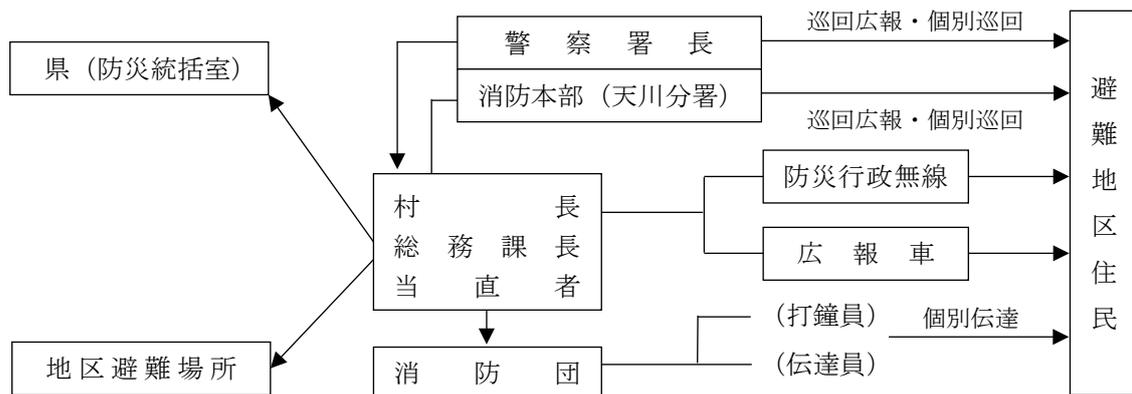
(2) 高齢者等避難・避難指示の内容

村長が行う高齢者等避難・避難指示及びその他の者が行う避難の指示は、次の事項を明示して行う。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 避難対象地域 | (2) 避難所の場所 |
| (3) 避難経路 | (4) 避難の理由 |
| (5) 避難時の注意事項 | (6) その他の必要事項 |

3 避難高齢者等避難・避難指示の伝達要領

(1) 伝達系統



(2) 伝達方法

- ① 総務課長は、高齢者等避難・避難指示が必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災行政無線、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、自治体放送など可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う。なお、主たる伝達手段は、防災行政無線の戸別受信機とする。

- ② 村は、情報伝達の際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。
- ③ 消防本部及び消防団長は、①の伝達を受けたときは、各分団長に連絡し、警鐘及び個別伝達等により住民に周知する。
- ④ 総務課長は、高齢者等避難・避難指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- ⑤ 村は、高齢者等避難・避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことを、住民等に対し周知徹底に努める。

資料編 ○ 指定緊急避難場所一覧

(P71)

4 避難指示等の報告

- (1) 村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。なお、警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、村長に報告してきたときも同様の扱いとする。

その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- (2) 村は、避難の指示等をしたときは、その内容を県、警察本部、自衛隊に相互に連絡する。

第2 屋内避難等

1 屋内避難等が必要な場合

地震発生直後に災害対策本部が高齢者等避難・避難指示を出す前に、実態的には、住民は自らの判断で最寄りの学校や緊急避難場所等に避難を始めると予想される。

高齢者等避難・避難指示が必要な事態としては、地震による二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

- (1) 火災による危険が迫ったとき
- (2) 危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
- (3) 地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）
- (4) 地震で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
- (5) 不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
- (6) その他災害の状況により、村長が認めるとき

以上の場合において、屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある想定されるときである。この時は、屋内での待避その他の屋内での避難を行う。

2 屋内退避等の実施

高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

(1) 避難指示等の発令権の委任を受けた者

- ① 村長の命を受け災害現場に派遣された職員
- ② 消防長又は総務課長の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ村長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。もしくは、屋内での待避その他の屋内における避難を指示することができる。この場合、速やかにその状況等を村長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3) 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の方法

- ① 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等を実施する者は、要避難地域の住民に対し、村防災行政無線、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等あらゆる手段を活用し伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の徹底を図る。
- ② テレビ・ラジオ放送により高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。
- ③ 住民は、近隣に居住する一人暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等が確実に伝達されるよう協力する。

(4) 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の住民への伝達事項

- ① 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の発令者
- ② 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の対象地域
- ③ 避難先とその場所

- ④ 避難経路（危険な経路がある場合等）
- ⑤ 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の理由
- ⑥ 注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先明記）

3 高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の連絡

- (1) 村長が高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等を行った場合

村長は、高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。解除する場合も、同様とする。

- (2) 村長以外が高齢者等避難・避難指示及び屋内退避等の指示を行った場合

直ちに村長に報告し、村長は①に準じて関係機関等へ連絡する。

第3 警戒区域の設定（消防班）

1 実施機関

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

なお知事は、村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	村長若しくは村長の委任を受けた村職員が現場にいないとき 又はこれらのものから要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき 又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条	水害を除く 災害全般

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、 又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り 禁止、制限	水防法 第21条	災害 全般
自衛官	村長若しくは村長の委任を受けた村職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第63条	災害 全般
消防職員 又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り 禁止、制限	消防法第28条	水害を除く 災害 全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り 禁止、制限	水防法第21条	災害 全般

2 警戒区域の設定

- (1) 警戒区域の設定は、国（近畿地方整備局）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置し、その意見を参照して村長等が行う。
- (2) 警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。
- (3) 警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。
- (4) 村は、警察と連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域の周知

村は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。また、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

- (1) 村は、警戒区域を設定した場合においても、行政機関や復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。
- (2) 村は、住民の一時帰宅に関して、警察、消防、村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

- (3) 村は、一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

- (1) 村は、警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討した上で決定する。
- (2) 村は、協議会の場において、警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続について検討する。

第4 避難の誘導・移送（救助班・警察官・消防団等）

1 避難誘導の方法

- (1) 避難誘導は村職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難の誘導にあたっては、高齢者、乳幼児、小児、障害者、傷病者等、要配慮者を優先させる。
- (2) 村長及びその他の避難指示等の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者に配慮する。
- (3) 村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導時の支援体制に努める。

2 誘導時の留意事項

- (1) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (2) 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (3) 浸水地にあっては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (4) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

3 移送の方法

- (1) 小規模の移送
避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、村は車両等により移送する。
- (2) 大規模の移送
災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、村において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は県に要請する。

4 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

第5 学校、幼稚園、保育園、診療所等における避難行動（各施設管理者）

各施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について定めた避難計画に従い避難行動を行う。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 避難実施責任者 | (2) 避難順位 |
| (3) 避難の時期（事前避難の実施） | (4) 避難責任者及び補助者 |
| (5) 避難誘導の要領 | (6) 避難者の確認方法 |
| (7) 家族等への引渡し方法 | (8) 登下校時の安全確保 |
| (9) 通学路周辺の安全箇所の把握 | |

第6 広域避難の対応（庶務班）

- 1 村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議する。
- 2 他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- 3 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際、あわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ設定しておくよう努める。

資料編	○ 指定緊急避難場所一覧	(P71)
	○ 指定避難所一覧	(P72)
	○ 広域避難場所一覧	(P72)

第4節 避難生活計画

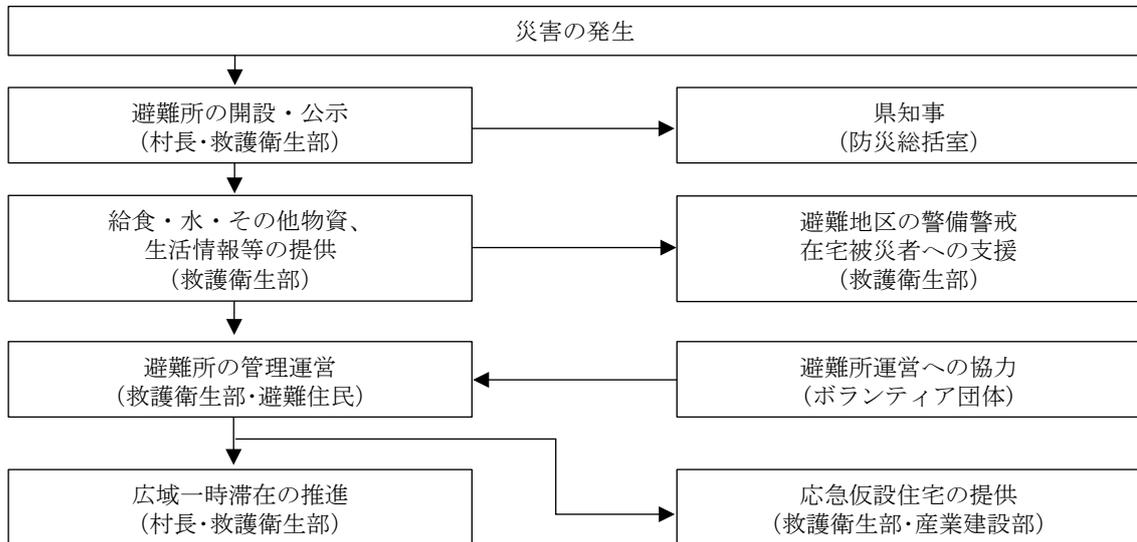
【基本的な考え方】

村は、平常時からの取り組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。

また、大規模災害発生時には必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。その際、要配慮者についても十分考慮する。さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村の職員を避難所に派遣する。

なお、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 避難所の開設・告示、避難所責任者の指名、避難所の閉鎖の決定 (2) 避難所開設に係る県への報告 (3) 広域一時滞在の推進
	救 護 衛 生 部 (救助物資班)	(1) 避難所の設置 (2) 避難所の開設状況等の県への報告 (3) 避難所の運営 (4) 避難所における職員等の役割分担の設定 (5) 在宅被災者等への支援 (6) 車中泊者への対応 (7) 広域一時滞在の対応
避 難 住 民		(1) 避難所の自主的管理運営
ボ ラ ン テ ィ ア 等		(1) 避難所運営の協力

第1 避難所の指定

1 避難所の指定

各地区の避難所は、下表のとおりである。

避難所

(令和7年3月31日現在)

地区名	災害時の避難所	所在地	収容人員	給食設備
洞川	天川村立体育館	洞川	500人	無
北角	北角地区集会所	北角	30人	有
中越	天川村山村開発センター	沢谷	200人	有
川合 (沢谷)				
沖金	沖金地区老人憩の家	沖金	70人	有
中谷	中谷地区集会所	中谷	50人	有
沢原	沢原地区集会所	沢原	50人	有
北小原	北小原地区老人憩の家	北小原	50人	有
五色	五色地区集会所	五色	40人	有
南日裏	南日裏地区集会所	南日裏	40人	有
坪内	ほほえみポート天川	南日裏	100人	有
九尾	光林寺	九尾	10人	有
栃尾	光願寺	栃尾	40人	有
和田	和田区民ホール(旧天川西小学校体育館)	和田	50人	有
籠山	ふるさとセンターつどい	籠山	120人	有
上・中庵住				
下庵住	光流寺	下庵住	30人	有
山西	山西地区集会所 (天川薬湯センターみずはの湯)	山西	50人	有
広瀬	広瀬地区老人憩の家(正善寺)	広瀬	70人	有
塩野	塩野地区集会所	塩野	40人	有

2 広域避難場所の指定

広域避難場所は、異常な現象の種類ごとに避難の開設を指示する。

■ 選定基準

地震災害	建築物がある場合、新耐震以降の建築物もしくは、耐震対策実施済みの建築物
洪水災害	浸水想定区域以外の場所で、洪水被害の危険性が低い避難場所
土砂災害	土砂災害の法的な指定区域以外で、隣接にも指定区域がなく、土砂災害の危険性が低い避難場所

地区別に下表のとおりである。なお、異常な現象の種類ごとに避難の開設を指示する。

(令和7年3月31日現在)

地区名	広域避難場所	災害の区分		
		地震	洪水	土砂
洞川	天川村立体育館	○	○	○
北角、中越、川合、沖金（沢谷）	天川村山村開発センター	○	○	○
中谷、沢原、北小原	天川小中学校	○	○	○
五色、南日裏、坪内	ほほえみポート天川	○	○	○
九尾、栃尾、和田、籠山、庵住、山西、 広瀬、塩野	ふるさとセンターつどい	○	○	○

資料編	○指定緊急避難場所一覧	(P71)
	○指定避難所一覧	(P72)
	○福祉避難所一覧	(P72)

第2 避難所の設置（救助物資班）

1 避難所の開設

- (1) 村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。
- (2) 避難所に収容するものは、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者（避難目指示等を受けた者等）とする。
- (3) 村は、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (4) 村は、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 村は、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村職員等を避難所に派遣する。
- (6) 村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、防災行政無線や自治体放送等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 避難所の追加開設

- (1) 村は、指定避難所だけでは収容人数が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て可能な限り多くの避難所を開設し、多様な手段を活用して周知するよう努める。
- (2) 村は、特に要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- (3) 村は、被災者が自発的に避難している施設等も、避難所として位置付けることができる。
- (4) 村は、追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3 開設の方法

- (1) 避難場所は、学校、集会所、公民館等既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて開設する。
- (2) 村長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。また直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を指名する。

資料編 ○福祉避難所一覧

(P72)

第3 避難所の開設状況等の県への報告（救助物資班）

村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告する。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第4 避難所の運営（救助物資班）

1 留意事項

村は、避難所の運営にあたっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

(1) 避難所の運営

- ① 避難所の運営は、避難所開設後の適時の時期に、避難者主体の自治組織による運営に移行する。また、村は、避難所運営における女性の参画や性別のみに依らない役割分担が、自主的に作られるよう支援する。
- ② 村は、避難所ごとに難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたるとともに、避難所を管理し、適宜、村の災害対策本部との連絡をとることとする。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女及び性的マイノリティのニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。
- ④ 村は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難所自体による自主的な管理運営がなされるように努める。
- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症を含む感染対策

避難所における新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策のため、避難所の健康管

理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 各段階における主な取り組み事項

各ステージにおける主な取り組み事項は、以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取り組みは、以下のとおりである。

① 避難所建物の安全確認

村は、可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士等）の協力を得て、避難所として指定されている建物の安全を確認し、避難所として使用できるかを判断する。なお、安全が確認されるまでは、避難者を建物の中に入れないようにする。

② 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

② 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

③ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

④ 感染症対策

ア) 村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

イ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合、救護衛生部は感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ウ) 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、救護衛生部は、総務部に対し避難所の運営に必要な情報を共有する。

(2) 展開期

展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取り組みは、以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を反映できるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

イ) 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

③ 衛生に関すること

ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。

イ) 食中毒や感染症が流行しないよう防疫に注意する。

ウ) すでに食中毒や感染症が流行し、その影響が危惧される場合は、入所者に対する問診や検温等の実施のほか、必要に応じ隔離や消毒等の対策を実施する。

エ) 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

オ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

④ その他

ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などに配慮するよう努める。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

エ) 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。

この期間における取り組みは、以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

イ) 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 村の取り組み

村は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。また、必要に応じて県に協力を求める。

第5 避難所における職員等の役割分担の設定（救助物資班）

<p>1. 職員</p>	<p>避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の収容 (2) 収容者名簿の作成 (3) 被災者に対する食料、飲料水の配給 (4) 被災者に対する生活必需品の供給 (5) 負傷者に対する医療救護
<p>2. 避難所の所有者 又は管理者</p>	<p>村が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。</p>

第6 在宅被災者等への支援（救助物資班）

- 1 村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等に支援を行う。
- 2 村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取に来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提

供を行う。そのために、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第7 車中泊者への対応（救助物資班）

村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- 1 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行う避難者数、食料等の必要な物資数を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う。
- 2 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）を行う。
- 3 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数を把握する。（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- 4 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等を勧奨する。

第8 広域一時滞在の推進（村長・救助物資班）

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

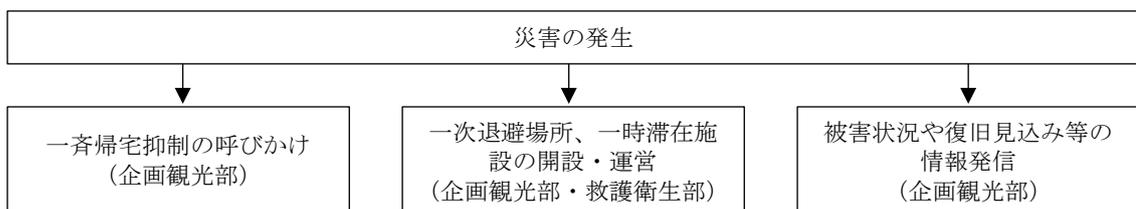
第5節 帰宅困難者対策計画

【基本的な考え方】

大規模地震発生時、公共交通機関が運行に支障をきたした場合や、人々が一斉に自家用車や徒歩で帰宅を開始した場合、避難途上で大混雑が発生し、二次災害が発生するおそれがある。

このため、村は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則のもと、帰宅困難者への速やかな情報提供や安否確認、状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	企画観光部 (企画班)	(1) 発災直後の対応 (2) 一次退避場所や一時滞在施設の開設・運営 (3) 帰宅困難者への支援
	救護衛生部 (救助物資班)	(1) 一次退避場所や一時滞在施設の開設・運営
企業・学校等		(1) 企業・学校等は、施設の安全を確認した上で、従業員や顧客、園児、児童及び生徒等を施設内等に待機させる (2) 集客施設等は、施設の安全を確認した上で、利用者等を施設内等で保護する

第1 発生直後の対応（企画班）

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

村は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業・学校等の取り組みの促進

村は、企業・学校等が、従業員や顧客、園児・児童及び生徒等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進を図る。

3 集客施設等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 一次退避場所や一時滞在施設の開設・運営（救助物資班・企画班）

- 1 村は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。
- 2 村は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第3 帰宅困難者への支援（企画班）

- 1 村は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。
- 2 村及び県は、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートに沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

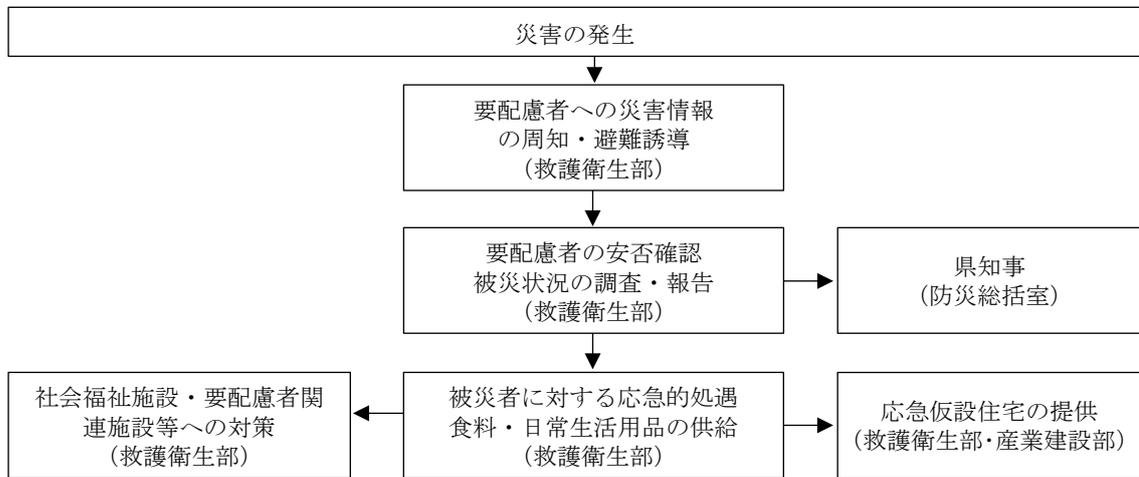
第6節 要配慮者の支援計画

【基本的な考え方】

村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。

また、要配慮者の安全確保については、国、県の指針やガイドライン等を参考に、防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	救護衛生部 (救助班)	(1) 災害情報の周知 (2) 災害情報の伝達 (3) 避難誘導 (4) 安否確認及び被災状況の調査・報告 (5) 被災者に対する応急的処遇 (6) 応急仮設住宅の提供 (7) 要配慮者施設等に係る対策
	救護衛生部 (救助物資班)	(1) 被災者に対する応急的処遇 (2) 食料の供給 (3) 日常生活用品の供給 (4) 応急仮設住宅の提供
	救護衛生部 (防疫医療班)	(1) 被災者に対する応急的処遇
	産業建設部 (建設班)	(1) 応急仮設住宅の提供

第1 災害情報等の周知（救助班）

村は、災害情報の連絡、あるいは異常現象を覚知したときは、地域住民（自主防災組織）及びホームヘルパー等と協力して要配慮者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

第2 災害情報の伝達（救助班）

村は、災害による情報の伝達、避難情報の伝達、避難誘導、避難所等での情報提供等を行うときは、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行うよう努める。

1. 視覚機能に障害のあるとき	(1) 音声情報による周知 (2) 拡大文字による周知 (3) その他、効果的な方法の併用による周知
2. 聴覚機能に障害のあるとき	(1) 文字情報による周知 (2) 映像による周知（自治体放送等） (3) 手話による周知 (4) その他、効果的な方法の併用による周知
3. 日本語理解に障害のあるとき	(1) 外国語による周知 (2) 多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等による情報提供 (3) その他、効果的な方法の併用による周知
4. 地理的理解に障害のあるとき	(1) 地図による情報の周知 (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第3 避難誘導（救助班）

要配慮者の避難誘導にあたっては、必要に応じて次の措置をとる。

- 1 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。
- 2 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 3 地域住民等と協力して避難所へ移送する。
- 4 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- 5 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- 6 外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行うこと。

なお、村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルに基づき、避難誘導の支援体制の確立に努める。

第4 安否確認及び被災状況の調査・報告（救助班）

1 村

- 1 災害が発生したときは、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- 2 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

(1) 避難所等に避難している者	避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項
(2) その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）	氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法
(3) 被災地域の在宅者	行政区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
(4) 被災地域の施設入所者及び施設等	① 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度の報告 ② 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

- 3 全ての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

第5 被災者に対する応急的処遇（救助班・救助物資班・防疫医療班）

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- 1 村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。
- 2 避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。
- 3 村は、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進を図る。
- 4 村は、個々の事情により、在宅で避難生活を送っている要配慮者に対しても支援を行う。
- 5 村は、必要に応じて、一般的な避難所では生活に支障をきたす高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、特別な配慮を要するものを対象とした福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。
- 6 村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。
- 7 村は、巡回健康・福祉相談やメンタルヘルスクア等心身の健康維持や在宅療養者等への対応の必要性がある場合、必要に応じて、県に協力を要請し、専門職の派遣を要請する。

第6 食料の供給（救助物資班）

避難所等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- 1 必要に応じて要配慮者の代替食料の確保、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
- 2 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・嚥下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- 3 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- 4 食事制限や食物アレルギーに配慮する。

第7 日常生活用品の供給（救助物資班）

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- 1 災害救助用物資として日常生活用品を備蓄及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳ビン等の確保に努めるが、村内で不足する場合は県に対して配送を要請する。
- 2 県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- 3 日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。また、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器の確保に努める。

第8 応急仮設住宅の提供（救助班・建設班）

1 村

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項を留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

2 県

応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は、次の事項に留意する事になっている。

- (1) 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。
また、必要により集会所を設置する。
- (2) 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- (3) 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等

- (4) 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
- (5) 地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

第9 要配慮者施設等に係る対策（救助班）

1 村

- (1) 入所者・利用者の安全確保

施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

- (2) 支援活動

- ① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- ② ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- ③ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

2 関係機関（要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者）

- (1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。

- (2) 応援要請等

- ① 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。
- ② それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

資料編 ○要配慮者利用施設一覧 (P78)

第10 留意事項

- 1 地震の場合、村は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集する。
- 2 地震の場合、村は、避難場所について個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。
- 3 地震の場合、村は、避難後の要配慮者への支援について、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第7節

住宅応急対策計画

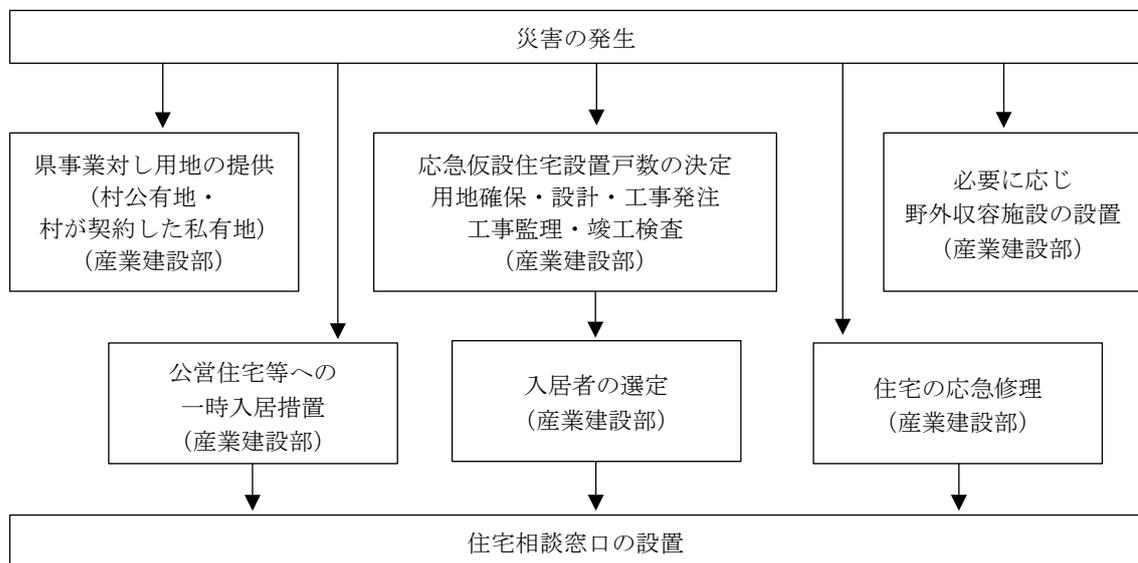
【基本的な考え方】

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

また、一般住宅の空家の状況により利用可能な場合に提供できる体制づくりを行う。

なお、応急仮設住宅の仕様については、高齢者・障害者等の要配慮者に配慮する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設部 (建設班)	(1) 応急仮設住宅の確保 (2) 入居者の選定 (3) 住宅の応急修理 (4) 野外収容施設の設置 (5) 公営住宅・空家一般住宅等への一時入居措置 (6) 住宅相談窓口の設置
県		(1) 災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の提供 (2) 公営住宅への一時入居措置

第1 応急仮設住宅の設置主体

- 1 災害救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となり、村長はその補助機関としてその業務を行う。

- 2 災害救助法が適用されない場合は、村長が実施責任者となり、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施にあたるものとする。なお、応急仮設住宅の設置にあたっては、必要に応じて県に支援を要請する。

第2 応急仮設住宅の確保（建設班）

1 災害救助法が適用された場合

- (1) 県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

- (2) 被災者の状況調査をし、入居者の選定を行う。
- (3) 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(3) 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	(P103)
(4) 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】	(P104)

2 災害救助法が適用されない場合

- (1) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- (2) 建設用地を確保する。ただし、私有地については、本節「第1 1」に留意する。
- (3) 応急仮設住宅の設計を行う。
- (4) 建設業者との請負契約を行う。
- (5) 工事監理、竣工検査を行う。
- (6) 入居者の選定を行う。
- (7) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

第3 入居者の選定（建設班）

1 入居基準

- (1) 住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力をもって住宅を確保することができない者であること。
- (2) 入居者の選定にあたっては、民生児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障害者等を優先的に入居させる。

第4 住宅の応急修理（建設班）

1 村

- (1) 災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

- (2) 村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

2 県

災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に基づき、応急修理を実施することになっている。

第5 野外収容施設の設置（建設班）

災害により被害を受け、また受けるおそれのあるものを収容するため、付近に適切な収容施設がないとき、又は収容施設に全員を収容できないときは、必要に応じ付近の適切な場所にテント等、野外施設を設置する。

第6 公営住宅・空家一般住宅等への一時入居措置（建設班）

村は県と連携を図り、応急仮設住宅の建設状況等を考慮し、被災者の住宅を確保するため、公営住宅等の空家への一時入居の措置を講じる。

第7 住宅相談窓口の設置（建設班）

村は県と連携を図り、応急仮設住宅や公営住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

資料編 ○天川村建築関係者一覧

(P70)

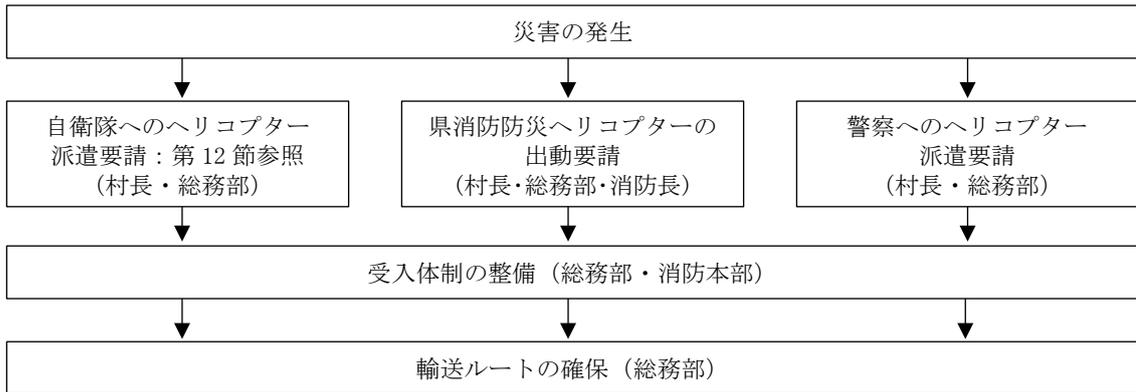
第8節

ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

【基本的な考え方】

各種ヘリコプターを有効に活用するため、村は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請 (2) 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 (3) 警察へのヘリコプター派遣要請
	総 務 部 (庶 務 班)	(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請 (2) 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 (3) 警察へのヘリコプター派遣要請 (4) 受入準備 (5) 輸送ルートの確保
	消 防 長	(1) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

(村長、庶務班・奈良県広域消防組合消防本部)

1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施することになっている。

2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身

体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施することになっている。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運航の要請先

緊急運航が必要な場合、村長は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、下記を通じ県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

1. 勤務時間内の要請窓口 (8:30~17:15)	県防災航空隊 (奈良市矢田原町 2450) 直通電話 0742-81-0399 FAX 0742-81-5119
2. 勤務時間外の要請窓口	県庁夜間等代表電話 電話 0742-22-1001 (保安員室が受信し、保安員室から消防救急課員に連絡する。)

資料編 ○奈良県消防防災ヘリコプター支援協定 (P38)

4 村の受入体制

緊急運航を要請した村長は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資器材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 (村長、庶務班)

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、本章第12節「受援体制の整備」による。

第3 警察へのヘリコプター派遣要請 (村長、庶務班)

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備課 電話 0742-23-0110 内線 5802

第4 受入準備（庶務班・奈良県広域消防組合消防本部）

村は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

資料編 ○緊急ヘリポート一覧 (P74)

第5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第6 輸送ルートの確保（庶務班）

村は、道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第9節 通信運用計画

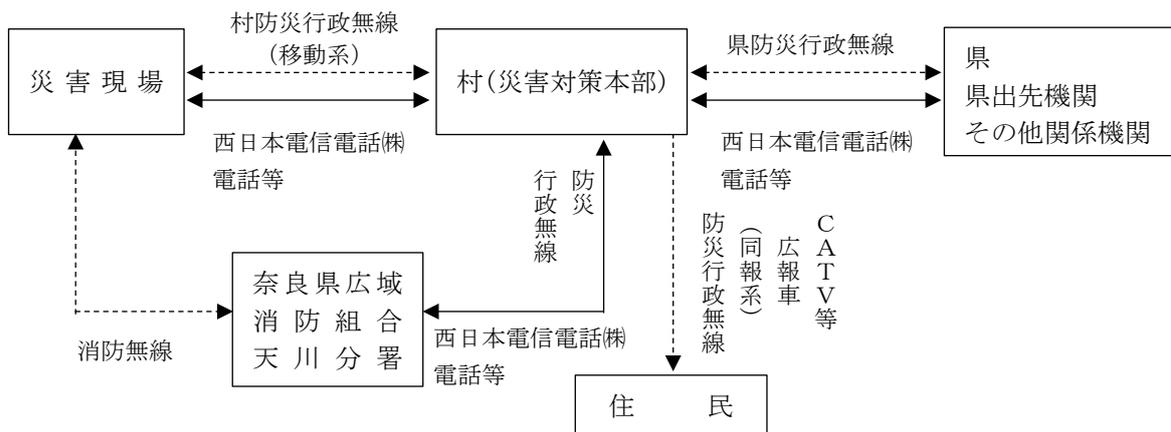
【基本的な考え方】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における地震情報及び災害に関する情報情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実に図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

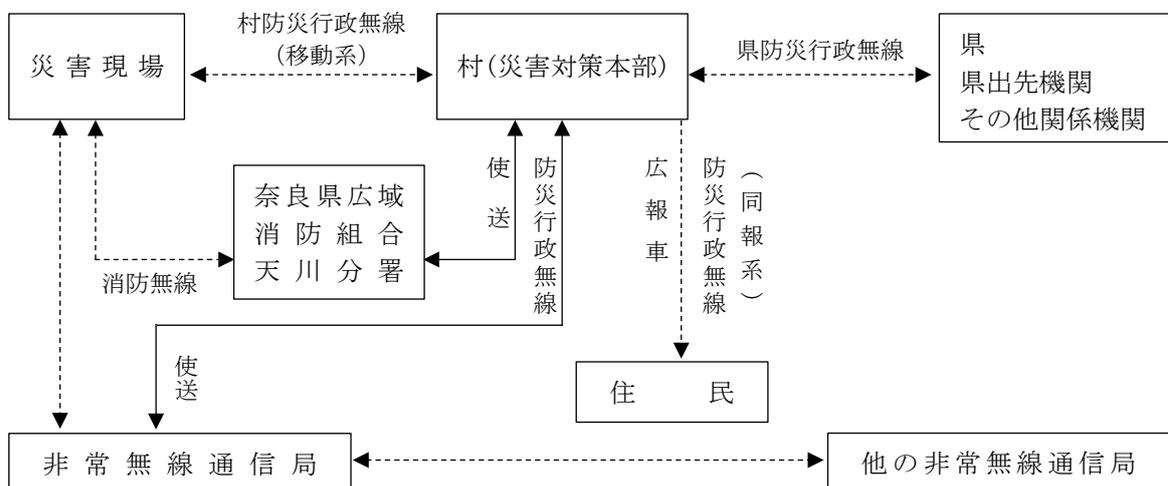
連絡系統図

災害情報の伝達、報告等、災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

※通常の災害（西日本電信電話㈱電話等が使用できる場合）



※大規模災害（西日本電信電話㈱電話等が使用できない場合）



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 緊急放送の利用
	総 務 課 (庶 務 班)	(1) 緊急放送の利用 (2) 通信施設の応急復旧
県		(1) 通信施設の応急復旧、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保
西日本電信電話株式会社		(1) 通信施設の応急復旧
こまどりケーブル (株)		(1) 伝送路設備の応急復旧

第1 通信手段

1 専用通信設備

(令和7年3月31日現在)

放送施設	設置場所及び設置個所
通信設備 (親局)	天川村沢谷地内天川村役場
中継局	天川村中越地内虻峠中継局
	天川村塩野地内塩野中継局
屋外受信設備	各大字村内 23 箇所 (洞川 (4)・北角・沢谷・北小原・五色・南日裏・坪内・九尾・栃尾 (2)・和田 (3)・籠山 (2)・庵住 (2)・山西・広瀬・塩野)
戸別受信設備	村内全域 640 戸
	公共機関 46 か所

資 料 編 。 行政無線親局・中継局・屋外拡声子局設置場所 (P83)

第2 県防災行政通信ネットワークによる通信

- 1 村は、県をはじめ、他市町村や消防本部、防災関係機関等との通信連絡には、県防災行政通信ネットワークを使用する。
- 2 村から地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、防災情報システム (被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム) を用いる。
- 3 災害等が発生あるいは発生するおそれがある場合は、県は重要通話を確保するため、村は、必要に応じ通話の統制を行う。
- 4 村は、防災行政通信ネットワークを用いて、県から気象予警報、河川情報、砂防情報など防災関係情報を入手する。

第3 電話設備

1 西日本電信電話(株)電話等の優先利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

このため、村は、災害時にはあらかじめ西日本電信電話(株)奈良支店に申し出ている次の通信設備を利用する。

<p>1. 災害時優先電話</p>	<p>災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においても西日本電信電話(株)が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、指定電話は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(令和7年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="560 745 1382 855"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>管理担当課</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天川村役場</td> <td>総務課</td> <td>63-0324</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	管理担当課	電話番号	備考	天川村役場	総務課	63-0324	
設置場所	管理担当課	電話番号	備考						
天川村役場	総務課	63-0324							
<p>2. 特設公衆電話の利用</p>	<p>西日本電信電話(株)が災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために移動電源車及び小型ポータブル衛星装置等による特設公衆電話を設置し活用する。</p>								
<p>3. 災害用伝言ダイヤルの利用</p>	<p>災害が発生した被災地等への安否確認等の通話が増加するため、電話が著しく輻輳するなど、かかりにくい場合は、災害用伝言ダイヤル(安否確認)を利用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>災害用伝言ダイヤルの利用方法</p> <p>録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容 (被災地エリアの顧客)</p> <p>再生：171+2+被災者の電話番号</p> </div>								

2 西日本電信電話(株)電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法(昭和25年法律第131号)等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは非常通信協議会構成員所有の無線局又はアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

市町村	役場から (km)	非 常 通 信 経 路	
天川村	0	天川村役場 ————— 県 庁 (総務課) [県] (防災統括室)	
	7.0	旧洞川中学校 ————— NTTテレマーケティング ——— 県 庁 (職員室) [Nコ] 虎ノ門センター [N] (防災統括室)	
	5.0	関電九尾 ————— 県 庁 ダム (防災統括室)	
	5.0		
	0		天川村役場
	0		吉野土木事務所 天川方面係 [関] 関電奈良支店 [県] 県 庁 (防災統括室)
	0.7		吉野警察 川合駐在所
5.0	関電川迫ダム		
34.7	奈良県広域消防組合 ————— 奈良市消防局 ————— 県 庁 消防本部 [消] [消] (防災統括室)		

(凡例) ——— 無線区間 ~~~~ 有線区間
 [関] 関西電力設備 [国] 国土交通省設備 (消防庁設備含む) [県] 奈良県防災行政無線設備
 [消] 消防機関設備 [N] NTT設備 [Nコ] 独立化防止用無線設備 (NTT設備)

第4 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

第5 非常通信

1. 非常通信の内容	(1) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの (2) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資料の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、全て災害に関係して緊急措置を要する内容のもの
2. 非常通信の依頼手続	無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。 (1) あて先の住所、氏名、電話番号 (2) 連絡内容 (200字以内)

第6 衛星携帯電話等

災害時に村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、村は、県を通じて国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第7 緊急放送の利用（村長、庶務班）

村長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

1 放送要請事項

- (1) 村の大半にわたる災害に関するもの
- (2) その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

2 放送要請内容

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送内容
- (3) 放送範囲
- (4) 放送希望時間
- (5) その他必要な事項

3 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

4 放送局への要請

放送局への要請については、次による。

放送局：奈良テレビ放送 電 話：0742-24-2900

第8 通信施設の応急復旧（庶務班）

1 県防災行政通信ネットワーク施設

- (1) 村は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。
- (2) 村は、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、村と県相互間の無線通信回線の確保に努める。

2 防災相互通信および非常の場合の無線通信施設

村は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、または停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源、応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図る。

3 県

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保にあたることになっている。

4 関係機関

(1) 西日本電信電話株式会社

- ① 災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。
- ② 災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。
- ③ 災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。
- ④ 災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

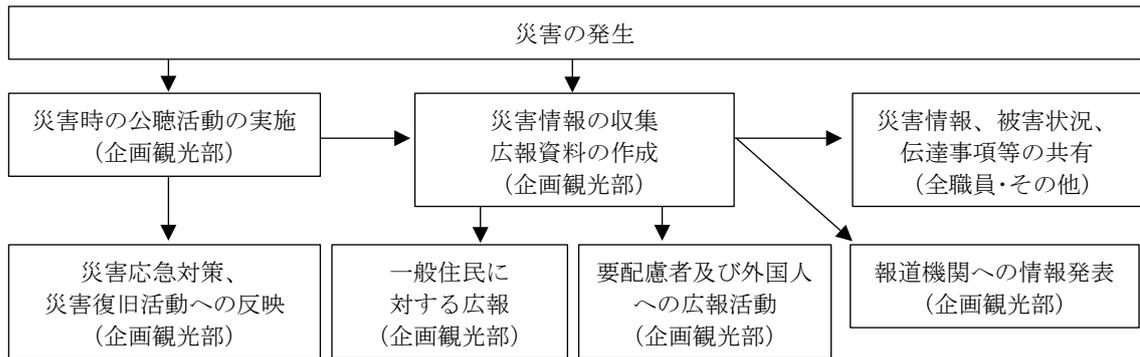
(2) こまどりケーブル株式会社

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、関係機関と協力し、伝送路等の復旧を実施するものとする。

第10節 広報計画

【基本的な考え方】
 村は、防災関係機関と連携を図り住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は原則として村長（災害対策本部長）が承認した内容を広報責任者が実施する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	企画観光部 (企画班)	(1) 広報資料の作成 (2) 一般住民への広報 (3) 庁内各課への災害情報、被害状況、伝達事項との周知 (4) 報道機関に対する情報発表 (5) 災害時の公聴活動 (6) 要配慮者及び外国人への広報
	各部 (各班)	(1) 災害情報、被害状況、伝達事項等の情報共有

第1 広報内容

村は、村全域を対象、又は状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。

広報活動を行うにあたっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。

また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が正確かつ適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。

震災発生後については、被災状況の特殊性に鑑み下記について広報する。

- 1 災害対策本部設置に関する事項
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 余震等に関する地震情報及び注意の喚起

- 4 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- 5 避難に関する情報
- 6 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害及び復旧状況
- 7 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所・医療機関等の開設状況
- 10 自主防災組織に対する活動実施要請
- 11 犯罪防止に関する情報
- 12 建物の危険度判定情報
- 13 道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況

第2 広報資料の作成（企画班）

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各課と緊密な連絡を図り資料作成を行う。また必要に応じて災害写真、広報「てんかわ」の災害特集号等を作成し、関係機関に配布する。

第3 一般住民への広報（企画班）

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- 1 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- 2 自治会等に対する緊急避難情報の伝達（情勢に応じた連絡員の派遣）
- 3 住民相談窓口の開設
- 4 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- 5 防災行政無線、CATV等コミュニティメディア
- 6 テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での広報

第4 庁内各課への災害情報、被害状況、伝達事項との周知（企画班）

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を一般職員に周知させる。また各課に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて周知する。

- 1 災害の種別及び発生日時
- 2 被害発生場所及び発生日時
- 3 被害状況
- 4 被害推定額
- 5 応急対策の状況
- 6 住民に対する高齢者等避難・避難指示の状況
- 7 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

第5 報道機関に対する情報発表（企画班）

収集した災害情報を災害対策基本法第53条による被害状況等の報告を終えてから、村の対策をそのつど速やかに総務課長より発表する。報道事項及び広報の内容は次のとおりである。

報道機関一覧

(令和7年3月31日現在)

報道機関名	電話
NHK奈良放送局	0742-27-0300
奈良テレビ放送	0742-24-2900
朝日新聞社吉野支局	0747-52-2525
毎日新聞社五條通信部	0747-22-2993
読売新聞社奈良支局五條通信部	0745-62-4110
産経新聞社奈良支局	0742-26-6381
日本経済新聞社奈良支局	0742-23-8440
奈良新聞社中南和支社	0744-34-1221
共同通信社奈良支局	0742-26-0077
時事通信社奈良支局	0742-22-4511

第6 災害時の公聴活動（企画班）

地震等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

1 実施体制

災害の態様により公聴活動が必要と認めるときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

2 通信回線の確保

被災地からの情報を迅速に処理するため、村に公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

3 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、村（災害対策本部）に報告する。

第7 要配慮者及び外国人への広報（企画班）

村は、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、多言語、「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラム等による案内板等の掲示など、十分配慮して行う。

第11節 支援体制の整備

【基本的な考え方】

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応、県や他の市町村、関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務部 (庶務班)	(1) 被災地への人的支援 (2) 村内への避難者の受入対応 (3) 村外被災地への物的支援
	救護衛生部 (救助班)	(1) ボランティア等の活動体制の整備

第1 被災地への人的支援（庶務班）

- 1 村は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 2 感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

第2 村内への避難者の受入対応（庶務班）

- 1 本村への避難者に対しては、県、社会福祉協議会、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 避難所において被災者の所在等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第3 村外被災地への物的支援（庶務班）

物的支援に関しては「本章第21節 食料、生活必需品の供給計画」に準じ、迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制の整備（救助班）

ボランティア等の活動については「本章第26節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

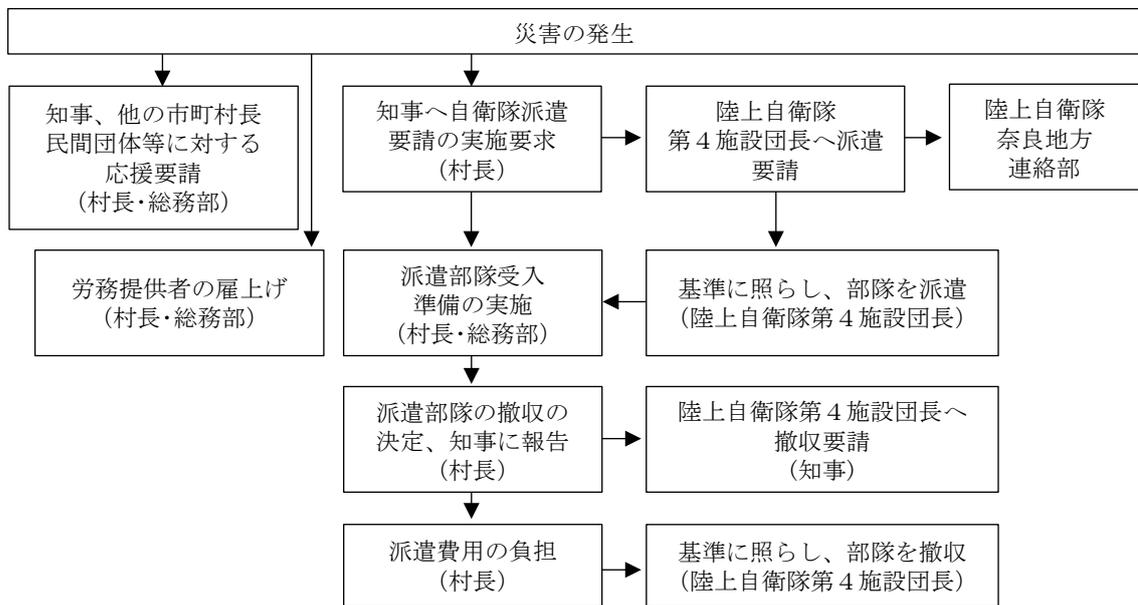
第12節 受援体制の整備

【基本的な考え方】

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が村のみでは困難な場合も予想される。

このような場合、村は、法令及び応援協定等に基づき県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を知事に求め、効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 知事等、他市町村長に対する応援要請 (2) 自衛隊への災害派遣要請 (3) 民間団体等に対する協力要請
	総 務 部 (庶 務 班)	(1) 知事等、他市町村長に対する応援要請 (2) 自衛隊への災害派遣要請 (3) I S U T (災害時情報集約支援チーム) の受入体制の準備 (4) 民間団体等に対する協力要請

第1 知事等、他市町村長に対する応援要請 (村長・庶務班)

1 知事等に対する応援要請等

村長は、被害の状況、本村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、この状況において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に要請を行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

2 他の市町村長等に対する応援要請

村長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、他の市町村長等に対し応援を求める。

なお、消防に関する応援要請については、本章第34節「火災応急対策計画」による。

資料編	。災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書	(P21)
-----	---------------------------	-------

第2 自衛隊への災害派遣要請（村長・庶務班）

1 派遣要請の内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

2 災害派遣要請手続

- (1) 知事への派遣要請の要求

村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、自衛隊による応急措置の実施が必要であると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

- (2) 知事への要求ができない場合の措置

村長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び村の地域に係る災害の状況を、直接陸上自衛隊第4施設団長又は航空自衛隊奈良基地司令自衛隊に対し通知することができる。

なお、この通知をしたときは、村長はできる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(3) 派遣要請の要求方法

派遣要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後速やかに文書を作成し正式に要請する。

(4) 連絡先

① 県防災統括室への連絡先

奈良県防災統括室への連絡先

代表電話	0742-22-1101	内線 2288
直通電話	0742-27-7006	
宿日直室（夜間等）	0742-27-8448	
F A X	0742-23-9244	
奈良県防災電話	TN-111-7-4507	
奈良県防災 F A X	TN-111-9210	
夜間等代表電話	0742-22-1001	
（宿日直室が受信し、宿日直室から防災統括室員に連絡する。）		

② 自衛隊への連絡先

ア) 陸上自衛隊第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外 1-1

西日本電信電話(株)電話 (0774) 44-0001 (代表)

通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班 (内線 233、239)

夜間通信相手 第4施設団本部 当直 (内線 212)

西日本電信電話(株)FAX (0774) 44-0001 (交換切替、内線 240)

(大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線 240 に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す。)

奈良県防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (当直室)

(昼間は第3科防衛班に通話、夜間は当直室に切替)

奈良県防災行通信ネットワーク FAX TN-571-90

※注：TNは自局の地上又は衛星回線選択番号

イ) 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町 1578 幹部候補生学校

西日本電信電話(株)電話 (0742) 33-3951 (内線 211)、夜間 (内線 225)

西日本電信電話(株)FAX (0742) 33-3951 (交換切替、内線 403)

(奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線 403 に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す。)

(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

衛星回線の電話は、宿直室に設置。

なお、天川村の衛星回線選択番号は 72、有線回線選択番号は 71。

3 派遣部隊の受入態勢

(1) 作業計画及び資機材の確保

村は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の基準により作業計画を樹立する。なお、作業内容の調整にあたっては、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

① 作業箇所及び作業内容

② 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

また、村は、派遣状況により産業建設課長と調整して、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し到着後直ちに活動できるよう準備する。

(2) 連絡責任者

連絡責任者は総務課長とし、県連絡員を通じて部隊の活動等の要請を行い、その活動を援助する。また、村は、派遣部隊との連絡調整にあたる現場責任者を定め派遣する。

(3) 宿泊施設等の準備

村は、派遣部隊に対し宿泊施設、駐車場等の施設を準備する。

また、派遣部隊の集結場所は、健民グラウンドとし、部隊の宿舎、部隊の活動に要する車両、資材等の保管場所は、部隊の規模等に応じて都度定めるものとする。

(4) ヘリコプターの受入準備

ヘリコプターの応援を受ける場合には着陸地点、風向き表示等の必要な準備事項を行う。

なお、ヘリポートの開設については、本章第 8 節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照のこと。

4 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊と作業計画等の協議

村は、派遣部隊の作業が効率的に行えるよう、派遣部隊と作業計画等の協議を行う。

(2) 知事への報告

村は、作業の進捗状況等について、随時、知事に報告するものとする。

5 部隊の撤収

村長は、災害の応急対策作業が終了した場合、速やかに知事に対し文書を提出し、派遣部隊の撤収を依頼する。

6 費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機(器)材(自衛隊の装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係るものを除く）の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議して決定する。

なお、村において負担するのが適当でないものについては、県が負担する。

7 関係機関（自衛隊）

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合
- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

第3 ISUTの受入体制の準備（庶務班）

災害の規模に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、村及び県等の防災体制を支援する役割を持つ。

村は、必要に応じて派遣されるISUTと連携し、対応にあたる。

第4 民間団体等に対する協力要請（村長・庶務班）

大規模地震が発生し、村、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

1 実施責任者

村は、災害の状況を把握し、各課長からの要請に基づいて、奉仕団の動員又は労務提供者の雇用を必要とする場合は、奉仕団の責任者及び公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

2 災害救助法が適用された場合の措置基準

本章第27節「災害救助法等による救助計画」参照。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 (P103)

3 民間団体等の協力要請等

1. 受入体制	<p>(1) 総括責任者は、村長とする。</p> <p>(2) 健康福祉課長は、奉仕活動の現地毎に現地責任者を指名する。</p> <p>(3) 連絡責任者は、健康福祉課長とし、奉仕団及び現地責任者等との連絡調整にあたる。</p>
2. 要請基準	<p>地域赤十字奉仕団及び民間団体等に対する奉仕活動の要請基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難場所を開設するまでには至らないが、被災者が多数にのぼり、奉仕活動を必要とする場合</p> <p>(2) 被災地における救助活動、応急復旧作業等に従事する者に対して、炊き出し等により食料の供給を必要とする場合</p> <p>(3) その他奉仕活動を必要と認める場合</p>
3. 要請方法	<p>奉仕活動の要請は、村長が行う。</p> <p>(1) 要請措置</p> <p>要請は、文書又は口頭をもって行う。口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要請措置をする。</p>
4. 要請方法	<p>(2) 要請事項</p> <p>① 要請理由</p> <p>② 奉仕活動内容及び場所</p> <p>③ 要請人員</p> <p>④ 奉仕活動期間</p> <p>⑤ 奉仕活動に必要な資機材の調達方法</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>
5. 要請順序	<p>応急対策等に労務を必要とするときは、まず最初に地域赤十字奉仕団、民間ボランティアに動員要請を行い、被害が広範囲にわたる場合は、県を通じて公共職業安定所長に労務提供の雇上げの要請を行う。</p>
6. 応援要請	<p>村内の雇上げで不足が生ずる場合は、県及び近隣市町村に対して、応援を必要とする理由、作業内容、従事場所、人員、従事期間、集合場所等を明確にして応援を要請する。</p>

4 労務提供者の雇上げ

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、必要人員、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

5 賃金の支払

賃金は、作業終了後、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知する。

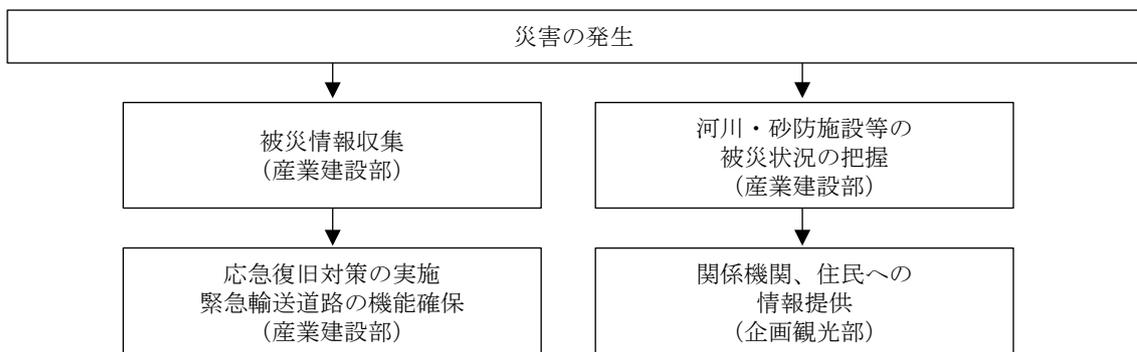
第13節 公共土木施設の初動応急対策

【基本的な考え方】

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設部 (土木班)	(1) 情報収集と応急対策の検討 (2) 応急復旧対策の実施 (3) 河川・砂防施設等の応急対策の実施
	企画観光部 (企画班)	(1) 住民等への情報提供

第1 情報収集と応急対策の検討（土木班）

- 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、村はパトロールを実施する。
- 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。
- 1の情報により、二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。
- 橋梁、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。
- 村は、被害状況把握の迅速化を図るため、ヘリコプター及びドローン等を活用した被害情報の入手を図る。

- 6 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- 7 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置などの監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- 8 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- 9 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、県が実施する土砂災害防止法に基づく緊急調査に協力する。

第2 応急復旧対策の実施（土木班）

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

資料編 ○ 緊急輸送道路一覧

(P73)

第3 住民等への情報提供（企画班）

- 1 村及び県は、標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 村は、県と連携を図り、村防災行政無線等により住民への周知を行う。
- 3 村は、地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、県が実施する土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として受け取る。

第4 河川・砂防施設等の応急対策の実施（土木班）

1 河川管理施設

洪水等により護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第14節 建築物の応急対策計画

【基本的な考え方】

村は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設部 (建設班)	(1) 被災建築物の応急危険度判定の実施

第1 被災建築物の応急危険度判定の実施（建設班）

1 公共建築物

- (1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物について、村は、被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行う。
- (2) 村は、応急危険度判定の結果を受けて、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

2 民間建築物

- (1) 村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 村は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置をとるよう勧告する。
- (3) 村は、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

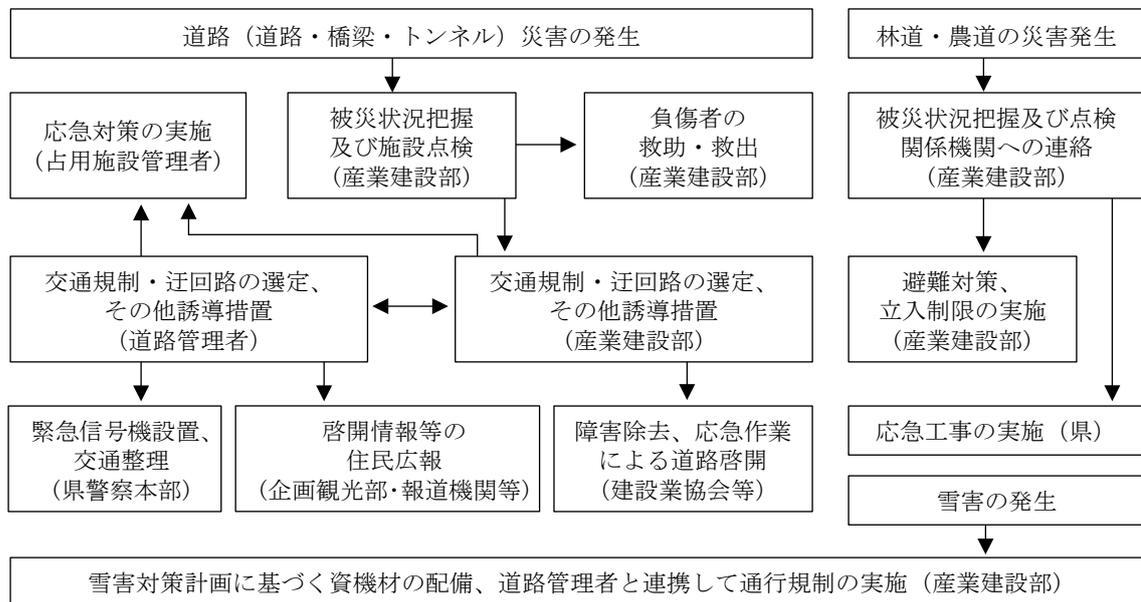
第15節 道路等の災害応急対策計画

【基本的な考え方】

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、村は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

また、冬期における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設部（土木班）	(1) 災害状況の把握と情報発信 (2) 道路啓開と応急対策 (3) 災害復旧工事の実施 (4) 雪害対策の実施
	産業建設部（農林水産班）	(1) 災害状況の把握と情報発信 (2) 道路啓開と応急対策 (3) 災害復旧工事の実施 (4) 林道の応急措置、応急復旧の実施 (5) 農道の応急措置、応急復旧の実施
道路管理者		(1) 村と連携して交通規制・迂回路の選定、その他誘導措置の実施
占有施設管理者		(1) 各占有施設の応急復旧対策の実施
県警察本部		(1) 緊急信号機の設置、交差点における交通整理

第1 被害状況の把握と情報発信（土木班・農林水産班）

1 被害状況の迅速・的確な把握

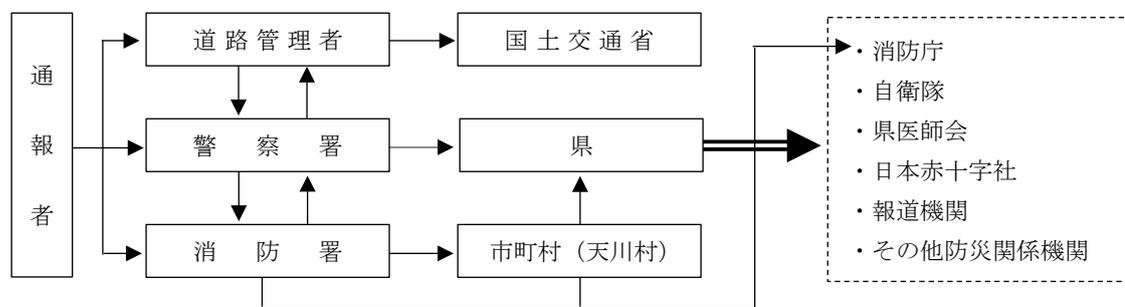
村は、大規模な地震が発生した場合には、他の道路管理者との連携のもと緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が村の対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

大規模な地震が発生したときは、次により情報の収集・伝達を行う。



3 関係機関との連携

村は、被害状況等の調査にあたっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期することとする。

(1) 県との協力

村は、震災が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに吉野土木事務所に報告するとともに、総務課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれることから、村は、県を通じて、警察署、消防署と定期的に情報交換を行う。

(3) 道路占用者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響するため、村は、他の道路管理者との連携のもと、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 村管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

- ① 村は、震度4以上の地震が発生した場合には、村管理施設である道路等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能の確保に向けて対策を検討する。
- ② 村は、災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等をあらかじめ定め、地震が発生した時には、吉野土木事務所等関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。
- ③ 大規模な地震が発生した場合は、早期に被害の概要を把握するため、村は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター及び無人航空機等による情報収集を要請する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

(2) 一般通行者等からの情報整理

- ① 村は、日頃より、一般通行者等からの災害情報の受付窓口を設置するなど、災害発生時において、一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制整備に努める。
- ② 一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確な場合もあるため、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する。
- ③ 山間地域においては目印となる建物等が少ないため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、県と協力し、道路の距離標等の維持管理に努める。

(3) 情報の一元化管理

村は、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

村は、地震発生時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法

④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み

⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導

② 周辺住民へのポスターの掲示、チラシの配布

③ 村防災行政無線等による地域住民への周知

④ 報道機関への情報提供

⑤ 村ホームページへの記載

⑥ 緊急速報メールの活用

⑦ 県、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要がある場合は、県を通じて、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

障害物除去の優先道路

(令和2年3月31日現在)

順位	種類	路線名	路線延長 (m)
1	国道	国道 309 号	10,527
2	県道	県道 21 号大峯山公園線	8,956
		県道 48 号洞川下市線	3,693
		県道 53 号高野天川線	20,403
3	1 級路線	洞川学校線	448
		洞川高原線	2,149
		南日裏中央線	586
		南日裏坪内線	664
		広瀬塩谷線	3,126
		洞川大原野線	972
		沢谷坪内線	2,917
4	2 級路線	中越南角線	127
		川合南角線	1,373
		沢原五色線	1,404
		庵住籠山線	3,478
		広瀬滝尾線	921
		塩野塩谷線	1,158
		向栃尾栃尾辻線	852
		洞川スキー場線	1,902
5		その他路線	

第2 道路啓開と応急対策（土木班・農林水産班）

1 道路啓開

（1）道路啓開の実施

- ① 村は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。
- ② 通行不能箇所については、県・国と協議の上、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。
- ③ 放置車両や立往生車両等が発生した場合や、緊急通行車両の通行を確認するため緊急の必要がある場合は、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、車両の移動等を行う。
- ④ 関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに住民へ広報する。

（2）負傷者の救援

村は、震災により負傷者が発生した場合、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

（3）道路占用施設の被災

村は、水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、他の道路管理者と連携を図りながら、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。

（4）作業計画の立案

村は、吉野土木事務所と連携して、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。

なお、計画立案においては、警察や消防、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

2 災害応急対策

村は、県及び関係機関と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施するとともに、必要な資機材の確保を図る。

（1）二次災害の防止

- ① 村は、吉野土木事務所が実施する災害発生後の現地点検調査に基づき、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には、吉野土木事務所と連携を図りながら応急措置を講じる。
- ② 村は、孤立集落や被災状況等を踏まえ、通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。
- ③ 村は、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

（2）緊急輸送道路の確保

村は、吉野土木事務所と連携を図りながら、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討

し、あらかじめ指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確な応急対策工事の実施や、緊急輸送のための交通路を確保する。

(3) 交通規制と迂回路の設定

- ① 村は、吉野土木事務所と連携を図りながら、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。
- ② 緊急物資や復旧資材等の輸送、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合において、村は、吉野土木事務所と連携を図りながら、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。
- ③ 村及び吉野土木事務所は、道路の通行規制や迂回路の情報を速やかに住民へ広報する。

3 支援体制

(1) 被災地域への人的応援体制

村は、応急対策に必要な技術者や労働力が村内において確保が困難な場合、必要に応じて、県に人的応援を要請する。

(2) 災害派遣要請

村長は、地震発生後、応急措置が必要であると認める時は、知事に対して自衛隊の派遣を要請するよう求める。

<p>資料編 ○道路危険箇所 (P92) ○大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書について (P64)</p>

第3 災害復旧工事の実施（土木班・農林水産班）

1 被害額の算定

村は、県の協力により、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、県を通じて国に報告する。

2 復旧計画の策定

地震により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、地震発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、震災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて県と協議を行い、地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い合意形成を図る。

4 予算・人員の確保

村において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、全庁的な支援体制が必要である。

また、財政的にも補正予算の編成や村債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては村全体として新規施策の見直しや延期等を検討する。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想されるため、村は、工事の進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに県及び関係機関と協議を行い、対処方法を検討する。

また、村は、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業を必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに、工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、村は、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

村は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県及び国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。

第4 林道の応急措置、応急復旧の実施（農林水産班）

1 応急措置

村は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

村及び森林組合は、住民の生活のために緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

第5 農道の応急措置、応急復旧の実施（農林水産班）

1 応急措置

村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

村は、住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施する。なお、必要に応じて、県に指導協力を求める。

第6 雪害対策の実施（土木班）

1 雪害対策計画の作成

村は、他の道路管理者との協力のもと、積雪期までに雪害対策計画を作成し、それに基づき雪害対策に努める。

- (1) 緊急連絡体制表
- (2) 要対策路線及び箇所を選定
- (3) 請負業者の選定
- (4) その他、雪害対策に必要な事項

2 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

3 資機材等の配備

村は他の道路管理者との協力のもとに路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

4 維持管理上必要な措置

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置を行う。

- (1) 道路情報提供装置の点検
- (2) 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置
- (3) 凍結防止剤の適所配置及び散布
- (4) 請負業者への出勤要請及び指示
- (5) その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

5 他機関との調整

村は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（吉野警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

6 応急対策

村は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪害対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又はあらかじめ委託した雪害対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

第7 関係機関（県警察本部）

県警察本部は、交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集にあたり、全般的な交通状況の実態把握に努めることとなっている。

- 1 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施
- 2 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

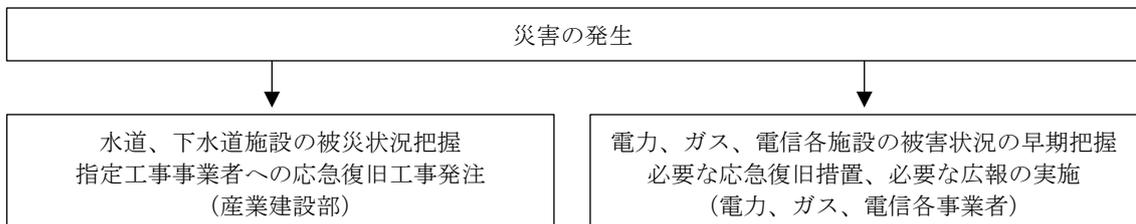
第16節 ライフライン施設の災害応急対策計画

【基本的な考え方】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、震災発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとし、村は積極的に応急対策に協力する。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設部 (土木班)	(1) 水道施設の応急復旧 (2) 下水道施設の応急復旧
	電力、ガス、電信 事業者	(1) 被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる (2) 必要な広報活動を行う

第1 水道施設の応急復旧（土木班）

1 被害状況の把握

村は、地震発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

2 応急措置

- (1) 村は、水道施設の被害調査結果に基づき、被害の拡大のおそれがあると判断した場合は、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行う。
- (2) 村は、被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

3 応急復旧

- (1) 村は、応急復旧作業の実施に際して、指定水道工事業者に要請し、災害後直ちに復旧する。
なお、必要に応じて、建設業者にも応援を求める。
- (2) 村は、被害状況に基づき必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

- (3) 災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、村長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

4 応急復旧順位

- (1) 取水、導水、浄水施設
- (2) 送配水施設
- (3) 給水装置

5 配水管路の応急復旧

- (1) 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧順位として、次のように行う。
 - ① 給水拠点までの配水管
 - ② 医療機関等の緊急利水施設への配管
 - ③ その他の配管

第2 下水道施設の応急復旧（土木班）

村は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

1 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

2 応急措置

- (1) 管渠
 - ① 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、配水機能の回復を図る。
 - ② 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
- (2) 処理場
 - ① 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。
 - ② 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
 - ③ 処理場で下水道処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。
- (3) 仮設トイレの確保

水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは村の備蓄とリース業者より調達する。

3 被害箇所の応急復旧

- (1) 村は、村内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。
- (2) 村は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材や、必要に応じて資機材等を確保する。
- (3) 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- (4) 被災状況等により、村は県に対し、応援を要請する。

第3 電力、ガス、電信の応急復旧（関係機関）

1 関係機関

（関西電力（株）、LPガス事業者、西日本電信電話（株）、こまどりケーブル（株））

- (1) それぞれの定める防災業務計画及び応急計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- (2) 社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第17節 危険物施設等災害応急対策計画

【基本的な考え方】

地震発生により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務部 (消防班)	(1) 危険物施設の応急措置の実施 (2) 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等の応急措置の実施 (3) 火薬類貯蔵施設の応急措置の実施 (4) 毒物・劇物保管施設対策の応急措置の実施
	県・消防本部	(1) 防災関係機関及び流出下流地域への通報 (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制 (3) 避難誘導及び群衆整理 (4) 消防活動及び被災者の救出救助 (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止 (6) 周辺住民に対する広報
	危険物等施設管理者	(1) 災害種類、規模に準じて、防災関係機関への通報 (2) 消防活動及び被災者の救出 (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第1 危険物施設の応急措置の実施（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

1 村及び消防機関

村及び消防機関は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2 関係機関（施設の管理者）

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき消防機関のほか村、吉野保健所、県環境管理課に次の事項を速やかに連絡するものとする。

- ① 発生日時及び場所
 - ② 通報者及び原因者
 - ③ 下流での水道水源の有無
 - ④ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

資料編 ○ 村内における危険物施設数一覧 (P85)

第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等の応急措置の実施 (消防班・奈良県広域消防組合消防本部)

1 村

村及び消防機関は、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、県へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

2 関係機関（事業所等）

LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- (1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

- (2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

第3 火薬類貯蔵施設の応急措置の実施（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

1 村

村は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の措置をとる。

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

2 関係機関（事業所等）

- (1) 事業者は、災害が発生した場合は、直ちに村及び消防機関、警察に連絡する。
- (2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出するものとする。なお、搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処するものとする。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供するものとする。
- (4) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行うものとする。
- (5) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

第4 毒物・劇物保管施設の応急措置の実施 (消防班・奈良県広域消防組合消防本部)

1 村

村は、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、周辺住民に対する災害発生の広報活動を行う。

2 施設管理者

- (1) 保健所、警察及び消防署への通報
- (2) 中和剤による除毒作業

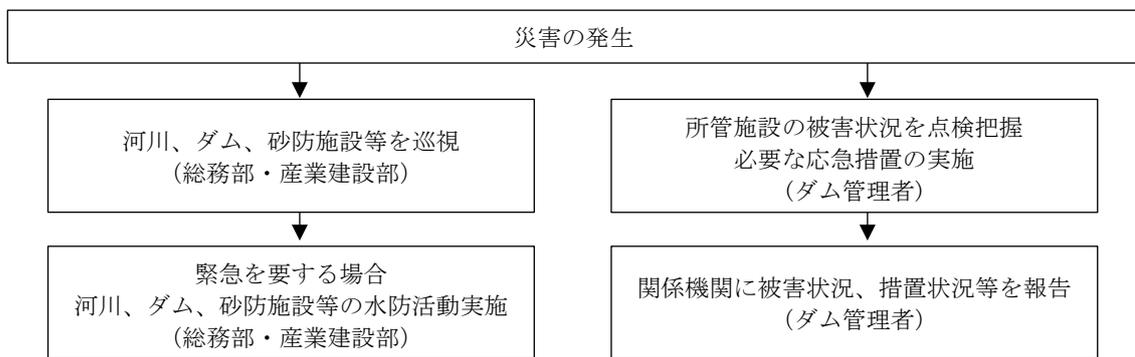
第18節 水防活動計画

【基本的な考え方】

地震災害時は、災害状況によっては、護岸の破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は、消防団等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
総務部 (消防班) 産業建設部 (土木班)	(1) 監視警戒活動の実施	
ダム管理者	(1) 所管施設の被害状況を点検把握、必要な応急措置の実施 (2) 関係機関に被害状況、措置状況等を報告	

第1 監視警戒活動の実施（消防班・土木班）

1 村

(1) 村は、大地震発生後、直ちに村内の河川、ダム、砂防施設等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求める。

(2) 村は、緊急を要する場合には、水門、樋門、及び閘門の操作その他適宜に水防活動を行う。

2 河川・ダム等の管理者

(1) 大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは損壊するおそれがあるため、河川、ダム、砂防施設、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の地震が発生、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水

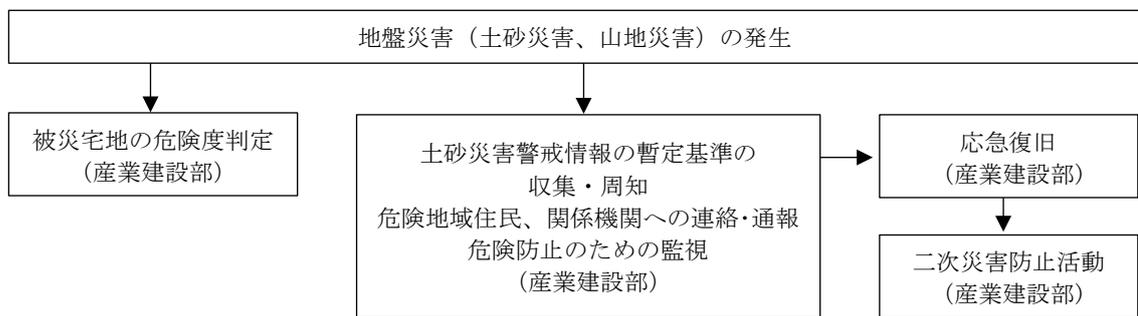
- 防上警戒が必要な時は、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。
- (2) 点検にあたり、河川・ダム等の管理者は、交通遮断が懸念される道路と効用を兼ねる堤防を優先してひび割れ等の調査を実施する。
 - (3) 河川・ダム等の管理者は、点検、調査により明らかになった被害状況、措置状況等の情報を、速やかに関係機関に連絡する。

第19節 地盤災害応急対策計画

【基本的な考え方】

地震災害における斜面崩壊及び建築物の倒壊等による二次災害を防止し、被害を最小限に抑えるため、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行い、防災関係機関等の協力を得ながら住民の安全確保、被害の拡大防止に努める。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設部 （土木班）	(1) 初動応急対応の実施 (2) 砂防施設等の応急措置、応急復旧等の実施 (3) 被災宅地の危険度判定の実施
	産業建設部 （農林水産班）	(1) 林道の応急措置、応急復旧の実施 (2) 治山施設の復旧対策の実施

第1 初動応急対応の実施（土木班）

大規模震災により地盤災害が発生した場合、村は、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる。

第2 砂防施設等の応急措置、応急復旧等の実施（土木班）

1 応急措置

1. 砂防施設	<p>砂防指定地域に対し施設管理者との連携により次の措置をとる。</p> <p>(1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報</p> <p>地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。</p>
---------	--

<p>1. 砂防施設</p>	<p>(2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視 地震により砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。</p>
<p>2. 地すべり防止施設</p>	<p>(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報 地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。</p> <p>(2) 警戒避難の助言 地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。</p> <p>(3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施 地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。</p> <p>(4) 被災地の巡視等危険防止のための監視 地震による地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p>
<p>3. 急傾斜地崩壊防止施設</p>	<p>(1) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報 地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害が発生、またはそのおそれが生じた場合には、危険な箇所が存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報し注意を促す。</p> <p>(2) 警戒避難の助言 地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。</p> <p>(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視 急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。</p>

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動

村は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

4 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

暫定基準の設定は、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議により決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

村は、暫定基準の設定の情報を受けたときは、地域住民にその旨を広報する。

第3 林道の応急措置、応急復旧の実施（農林水産班）

1 応急措置

村及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害を調査し、二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

村及び森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。なお、速やかな応急復旧工事ができるよう、必要に応じて県に指導を受ける。

第4 治山施設の復旧対策の実施（農林水産班）

村は、地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けた場合、関係機関と連携しながら、現場の被災状況を早急に点検調査し、必要に応じて復旧対策を講じる。

第5 被災宅地の危険度判定の実施（土木班）

1 被災宅地危険度判定の実施

村は、大規模地震で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、村災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県支援本部と連携して実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地については、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

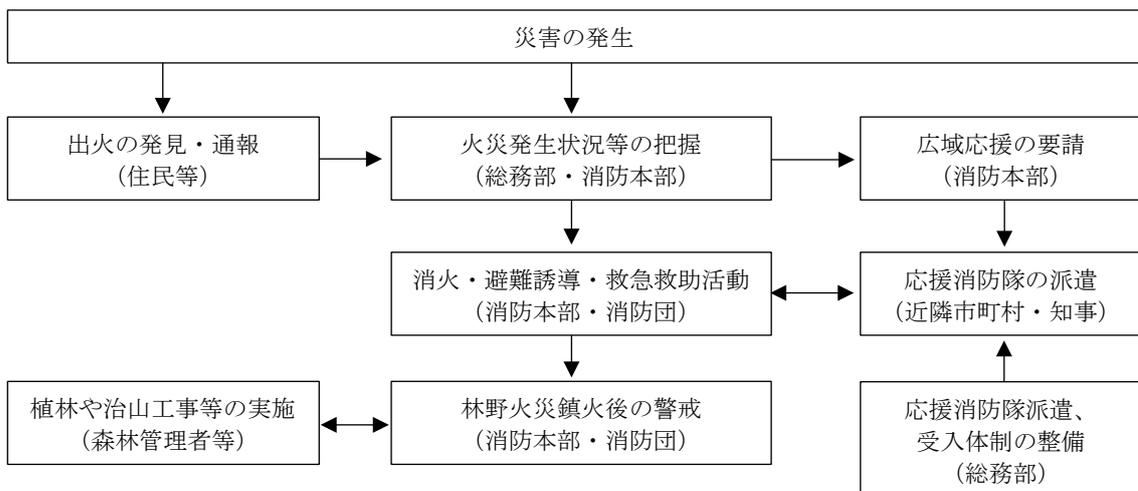
庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第20節 消火活動計画

【基本的な考え方】

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、村はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、その全機能を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	総務部 (消防班)	(1) 一般火災応急対策の実施 (2) 火災発生時の連絡体制の確立 (3) 震災時の大規模火災応急対策の実施 (4) 林野火災応急対策の実施
	奈良県広域消防組合 消防本部	(1) 消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う (2) 自らの消防力では対応できない場合は近隣市町村に支援を要請する
	消防団	(1) 火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防本部と協力して次の消防活動、避難活動、救急救助活動を行う
	県	(1) 県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行う (2) 必要に応じて広域航空消防応援要請等を行う
	住民・自主防災組織 事業所等	(1) 出火防止活動及び初期消火を実施する (2) 協力して可能な限り消火活動を行う (3) 危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める

第1 一般火災応急対策の実施（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、村は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

2 消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

<p>1. 火災発生状況等の把握</p>	<p>管内の消防活動等に関する情報を収集し、村及び吉野警察署と相互に連絡を行う。</p> <p>(1) 延焼火災の状況</p> <p>(2) 自主防災組織の活動状況</p> <p>(3) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路</p> <p>(4) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの活用可能状況</p>
<p>2. 消防活動</p>	<p>(1) 延焼火災のおそれが少ない地域は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</p> <p>(2) 多数の延焼火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先とする活動を行う。</p> <p>(3) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれがある地域では、住民等の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>(4) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>

3 消防団

(1) 組織及び消防力

各分団の担当区域及び団員数（条例定数）（令和7年3月31日現在）

分団名	担 当 区 域	団 員 数
本部		4
第1分団	洞川	55
第2分団	北角、南角、中越、川合、沢谷、沖金、中谷、北小原、沢原、五色、南日裏、坪内	45
第3分団	九尾、枳尾、和田、籠山、庵住、山西、広瀬、滝尾、塩野、塩谷	31
合計		135

各分団の役職配置表（条例定数）（令和7年3月31日現在）

分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
本部	1	3						4
第1分団			1	2	5	15	32	55
第2分団			1	2	4	14	24	45
第3分団			1	2	4	9	15	31
合計	1	3	3	6	13	38	71	135

資料編	○消防ポンプ一覧	(P79)
	○消防道位置一覧	(P80)
	○防火水槽設置場所一覧	(P80)

(2) 活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防本部と協力して次の消防活動を行う。

ただし、消防本部出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

1. 消火活動	幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
2. 避難誘導	避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。
3. 救急救助活動	消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 応援要請

(1) 県内の消防応援協定

- ① 村及び消防本部は、自らの消防力では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

消防相互応援協定の締結状況（令和7年3月31日現在）

協定名	締結年月日	協定締結機関名
消防相互応援に関する協定	昭和41年6月1日	天川村・黒滝村
奈良県消防広域相互応援協定	平成29年4月1日	奈良県内全市町村及び奈良県広域消防組合
五條市と天川村における消防相互応援に関する協定書	平成19年10月1日	天川村・五條市

資料編	○奈良県消防広域相互応援協定	(P29)
	○消防相互応援に関する協定	(P31)
	○五條市と天川村における消防相互応援協定	(P32)
	○奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	(P38)

② 吉野土木事務所に基づく応援要請は、次表のとおり奈良県広域消防本部を通じて他の協定市町村へ行う。

奈良県

(令和7年3月31日現在)

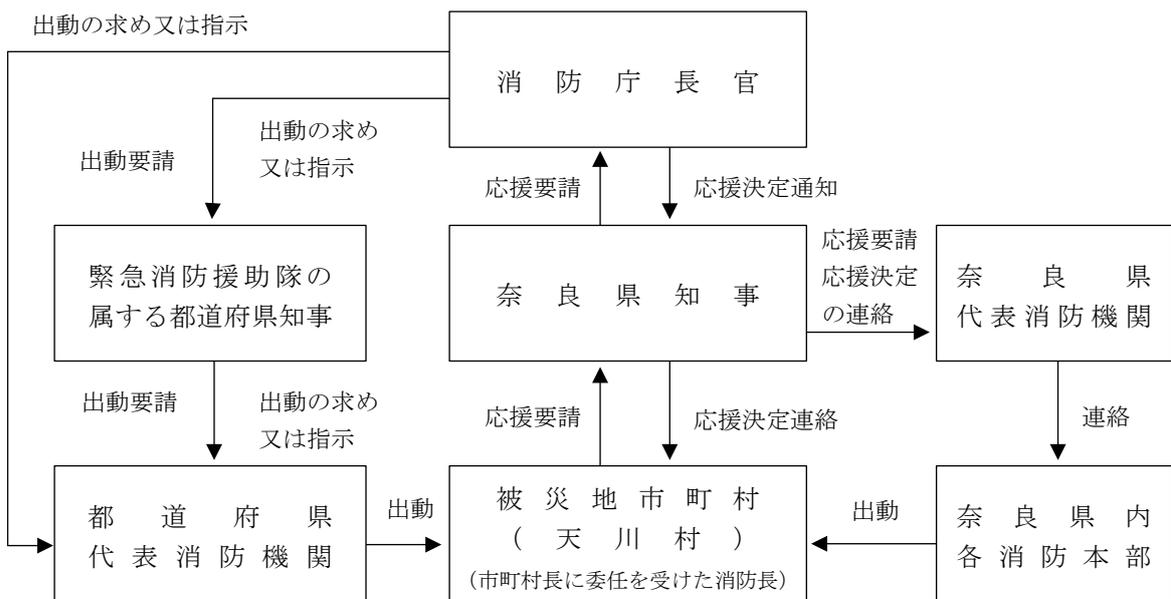
時間帯別	連絡・要請窓口	西日本電信電話(株)電話番号	西日本電信電話(株)FAX番号	消防無線呼出名称
昼間	消防救急課	0742-27-8423	0742-27-0090	防災 奈良県
夜間	宿日直室	0742-27-8448	0742-23-9244	

消防本部

(令和7年3月31日現在)

機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	電話番号	電話ファクシミリ番号	衛星系TEL・防災FAX
奈良県広域消防本部	昼間	通信指令課	0744-26-0115	0744-46-9175	*-029-550
	夜間		同上	同上	同上

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互応援協定に基づく出動

(2) 他県への応援要請

村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援の要請を行う。

(3) 応援受入体制の整備

- ① 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- ② 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- ④ 資機材の手配
- ⑤ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

5 県

知事は、村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、必要に応じて「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行うことになっている。

6 住民・自主防災組織、事業所

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

(1) 住民

- ① 家庭用消火器、風呂の汲み置きの水等で可能な限り初期消火活動を行う。
- ② 住民は救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当をし、被害の軽減に努める。

(2) 自主防災組織

- ① 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。
- ② 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。
- ③ 独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

(3) 事業所

① 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは次の措置を講ずる。

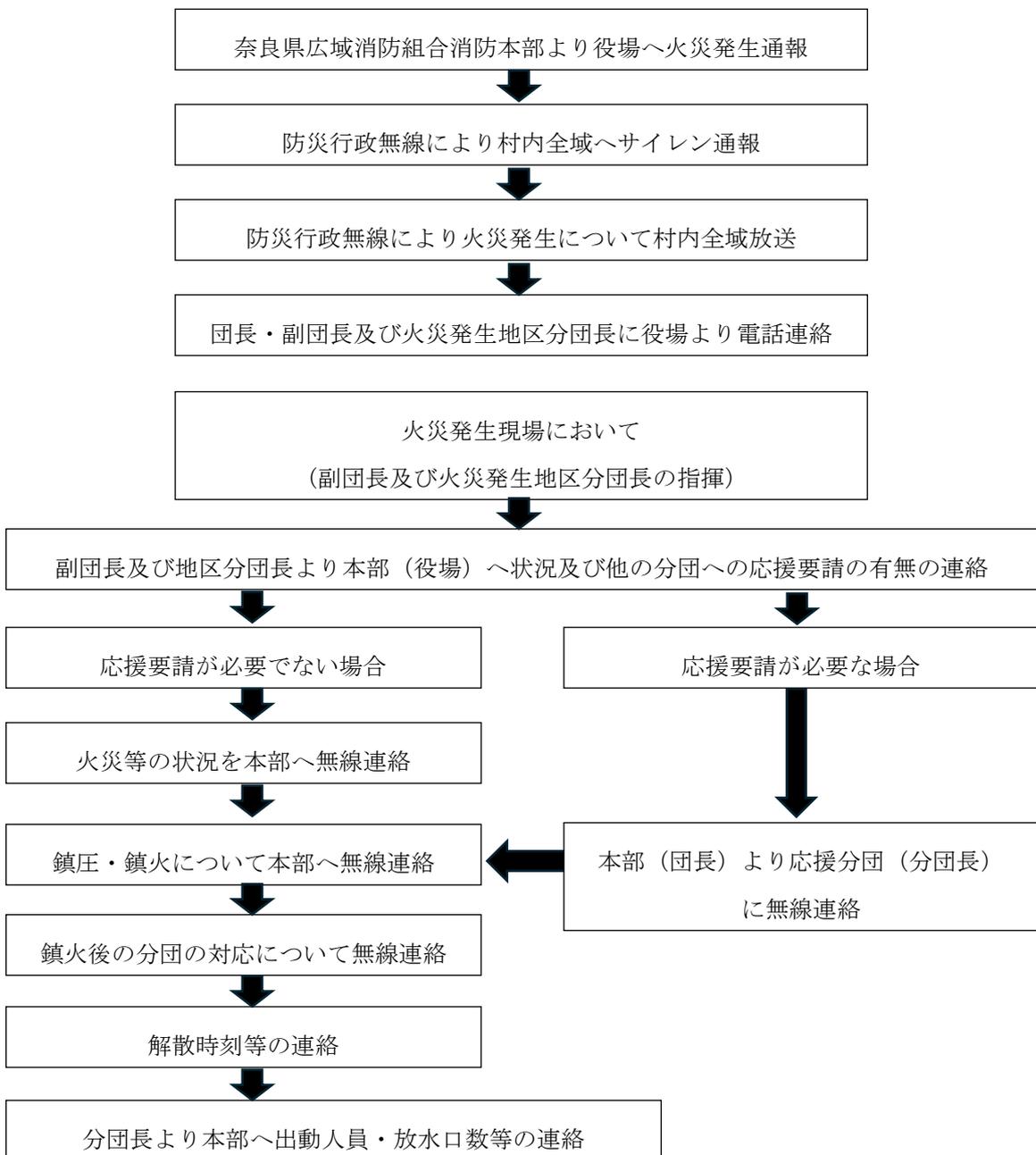
- ア) 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとる上で必要な情報を提供する。
- イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ) 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 火災発生時の連絡体制の確立（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

火災が発生した場合、奈良県広域消防組合消防本部より連絡が入り、下記の順により連絡を行う。

- 1 防災行政無線により、サイレン通報及び火災発生通報
- 2 総務課長（不在の場合は課長補佐）と消防主任に連絡
- 3 消防団長（不在の場合は火災発生地域の副団長）に連絡
- 4 火災発生地域の分団長（不在の場合は副分団長）に連絡
第1分団（洞川） 第2分団（北角～坪内） 第3分団（九尾～塩野）
- 5 職員2人以上に連絡して至急登庁を願う

火災発生時の連絡体制フロー



第3 震災時の大規模火災応急対策の実施（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するものとする。さらに、次の点には特に留意する。

1 消防力の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性もあり、さらには消防団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これらの維持管理及び確保に努める。

2 消防水利の確保

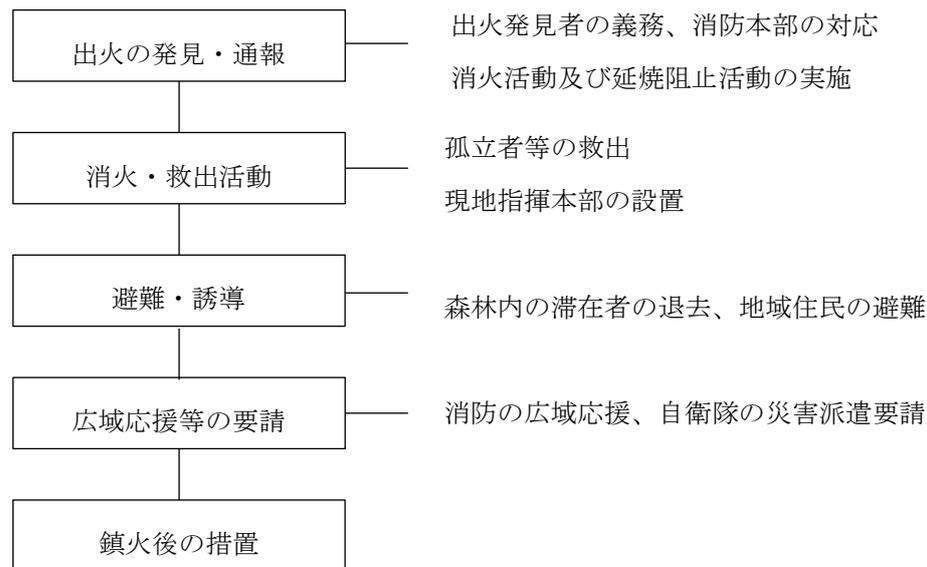
震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第4 林野火災応急対策の実施（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

1 林野火災の応急対策フロー図



2 出火の発見・通報

1. 出火発見者の義務	森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防本部が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。
2. 消防本部の対応	<p>通報をうけた消防機関は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。</p> <p>(1) 消防団 消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動</p> <p>(2) 森林の管理者（森林管理署、森林組合等） 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力</p> <p>(3) 県消防救急課 消防防災ヘリコプターの緊急運航</p> <p>(4) 吉野警察署 消防車両の通行確保のための通行規制</p> <p>(5) 村 地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保</p> <p>また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。</p>

3 消火・救出活動

(1) 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防本部は、消防団、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等の協力を得て効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

1. 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。 現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報提供するとともに、飛び火の警戒にあたる。
2. 消防水利の確保	<ul style="list-style-type: none"> 林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。 自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。
3. 消火活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部、消防団は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。 必要があれば県消防防災ヘリコプターの協力を得て空中消火を行う。 通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行うことになっている。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合、奈良県広域消防組合消防本部は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

4 避難・誘導

<p>1. 森林内の滞在者の退去</p>	<p>村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報をうけたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。</p> <p>道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。</p> <p>なお、消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行っている。</p>
<p>2. 地域住民の避難</p>	<p>村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合は、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。</p>

5 広域応援等の要請

<p>1. 消防の広域応援</p>	<p>消火にあたる消防本部の本部長は、消防本部単独での消火が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。</p>
<p>2. 自衛隊の災害派遣要請</p>	<p>村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>

6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

村長は、そのための指導を行う。

第21節 救急、救助活動計画

【基本的な考え方】

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務部 (消防班)	(1) 救急活動の実施 (2) 救助活動の実施 (3) 各関係機関との相互協力
	救護衛生部 (救助班)	(1) 救急活動の実施 (2) 救助活動の実施
県・消防本部・消防団		(1) 医療機関との連携のもと、救護所の設置、トリアージ、応急手当の実施 (2) 被災患者の的確な搬送（ヘリコプターによる救急搬送を含む） (3) 村、消防団と連携して救助が必要な生存者の情報の収集に努める

第1 救急活動の実施（消防班・救助班・奈良県広域消防組合消防本部・県）

- 1 村及び消防本部は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 2 村及び消防本部は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- 3 村及び県は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や、遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等にはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動の実施（消防班・救助班・奈良県広域消防組合消防本部）

- 1 村は、消防本部及び消防団の全機能をあげて救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 2 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関との相互協力（消防班・奈良県広域消防組合消防本部）

市町村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供し効率的に作業分担をするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

（注）消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第22節 保健医療活動計画

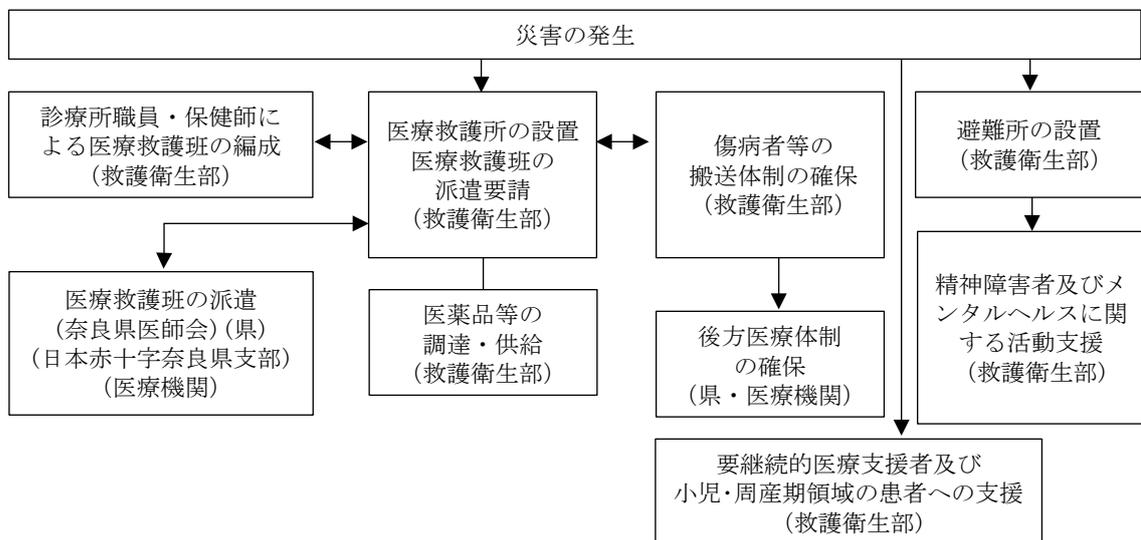
【基本的な考え方】

村は、災害発生後 48 時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。

また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。

災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	救護衛生部 (防疫医療班)	(1) 保健医療活動の実施 (2) 医療救護班の活動支援 (3) 傷病者等の搬送体制の確保 (4) 医薬品等の供給 (5) 要継続的医療支援者及び小児・周産期領域の患者への支援 (6) 保健師等による健康管理に関する活動支援 (7) 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動支援
	県	(1) 医療救護班の派遣 (2) 後方医療の確保、近隣府県への傷病患者受入の要請 (3) 要請に応じて備蓄緊急援護物資の提供
	奈良県医師会 日本赤十字奈良県支部 医療機関	(1) 要請に応じて医療救護班の派遣 (2) 医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ治療にあたる (3) 必要に応じて医療機器、医薬品の提供

第1 保健医療活動の実施（防疫医療班）

1 医療救護班の派遣要請

- (1) 村は、被災状況に応じて、地区医師会長又は医療機関に医療救護班の派遣を要請する。
- (2) 村の対応能力のみでは十分でないとき、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

2 情報の収集・共有

- (1) 村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (2) 村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、吉野保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

第2 医療救護班の活動支援（防疫医療班）

1 医療救護班の編成

村は、災害時の医療救護班を診療所職員及び保健師をもって編成し、携行医療衛生材料を整備し、常時出動し得る態勢を整えておく。

医療救護班編成表 (令和7年1月31日現在)

	医 師	看 護 師	保 健 師	運 転 手	そ の 他
医療救護班	1	2	2	1	2

2 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、村の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 傷病者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が多数収容された病院 等

3 医療救護班の活動内容

- (1) 負傷者の重症度判定（トリアージ）
- (2) 負傷者に対する応急処置
- (3) 入院患者の移送及び病院避難の支援
- (4) 死亡の確認
- (5) 遺体検案等への協力（状況に応じて）

第3 傷病者等の搬送体制の確保（防疫医療班）

応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ次のとおり行う。

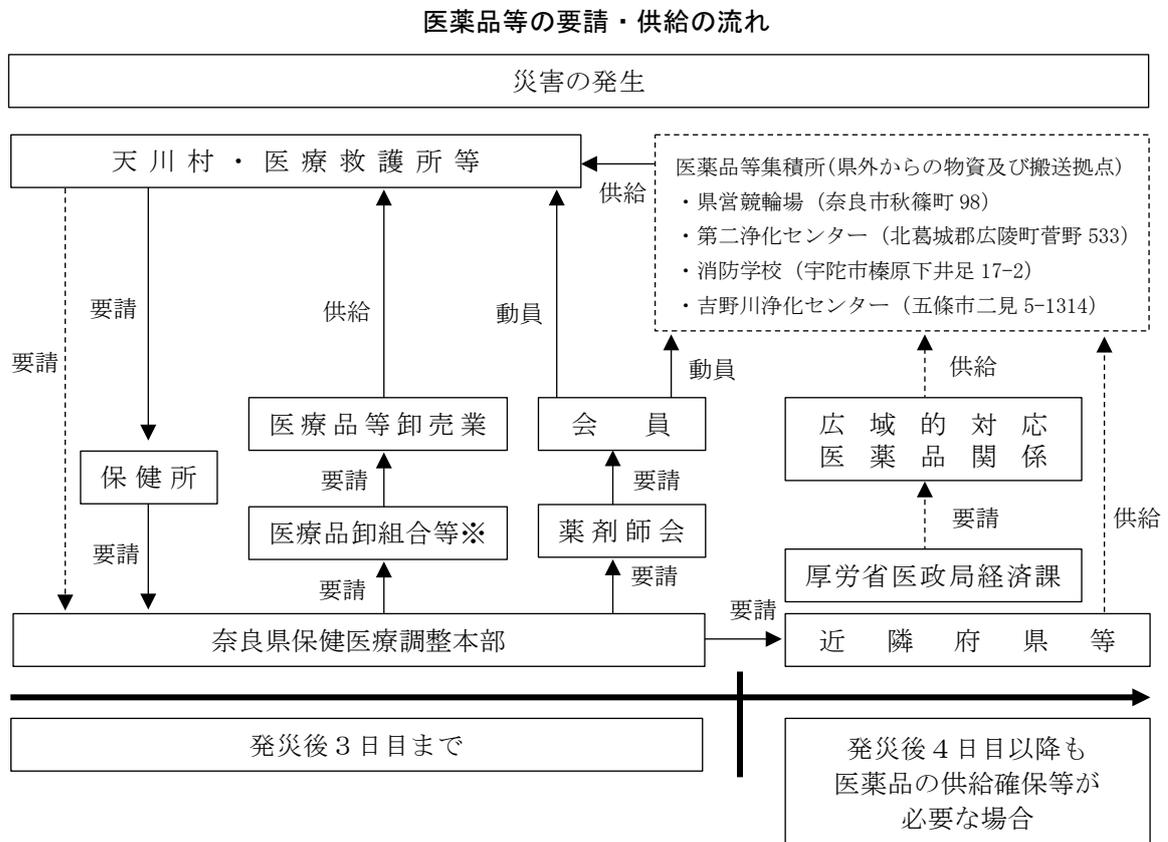
- (1) 下市消防署に搬送を要請する。

- (2) 医療救護班が使用している自動車で搬送する。
- (3) 重篤患者の搬送については、必要に応じて、県に奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）または和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリ等を要請する。
- (4) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、県を通じて自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

第4 医薬品等の供給（防疫医療班）

1 村

(1) 医薬品等の要請・供給フロー



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

(2) 災害時における村の役割

- ① 村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。
- ② 県（保健医療調整本部（薬務班））は、村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、県災害対策本部救援物資班に要請する。

2 県

- (1) 保健医療活動チーム及び村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会に供給等の協力を要請することになっている。
- (2) 医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。
- (3) 血液製剤の供給
血液製剤の供給を要すると認めるときは、奈良県赤十字血液センターに供給を要請することになっている。

なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名称	奈良県赤十字血液センター
所在地	大和郡山市筒井町 600-1
電話	0743-56-5916

第5 後方医療体制の確保（県・医療機関）

1 県

県（保健医療調整本部）は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入等、支援要請を行う。

2 関係機関（医療機関）

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療にあたるものとする。

資料編 ○医療機関一覧

(P78)

第6 要継続的医療支援者及び小児・周産期領域の患者への支援（防疫医療班）

村は、県と協力し、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者（人工透析患者・人工呼吸器使用者等）や小児・周産期領域の患者への支援として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 地域住民の協力による避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 村、吉野保健所等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信
- (2) 医療機関受診に係る交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具等の不足状況の把握とその確保

第7 保健師等による健康管理に関する活動支援（防疫医療班）

村は、避難所において健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。この際、必要に応じて、県に協力を要請する。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

2 派遣調整

村は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

3 避難所での保健活動

村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意する。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所で起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 村は、避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、吉野保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。

保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- (2) 在宅避難で起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- (3) 村は、在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、吉野保健所を通じて県保健医療調整本部に報告する。

5 関係機関との連携調整

村は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や地域住民との連携を図るための調整を行う。

第8 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動支援（防疫医療班）

村は、県、吉野保健所等と協力し、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

村及び吉野保健所は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

- (1) 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。
- (2) 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

3 情報収集・発信

村は、県及び精神保健福祉センターから県内外のこころのケアに関する情報を収集し、被災地での活動に活用する。

第23節 緊急輸送計画

【基本的な考え方】

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	企画観光部 (資材輸送班)	(1) 緊急輸送の実施体制に基づく輸送の実施 (2) 緊急輸送体制の確立
	総務部 (庶務班)	(1) 緊急輸送体制の確立
	産業建設部 (土木班)	(1) 緊急輸送道路の確保
県・近隣市町村		(1) 要請に応じて輸送用車両の提供
奈良県バス協会 奈良県タクシー協会 奈良県トラック協会		(1) 要請に応じて輸送用車両の提供 (2) 医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療にあたる (3) 必要に応じて医療機器、医薬品の提供

第1 緊急輸送の実施体制に基づく輸送の実施（資材輸送班）

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

段階	輸送対象
第1段階	1. 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資 2. 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資 3. 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等 4. 後方医療機関へ搬送する負傷者 5. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

段 階	輸 送 対 象
第 1 段 階	6. 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資 7. 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する生活必需品等の物資 8. 被災者の指定緊急避難場所から避難所等への移送
第 2 段 階	1. 第1段階の続行 2. 要配慮者の保護に係る福祉避難所等への移送 3. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4. 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資
第 3 段 階	1. 第2段階の続行 2. 災害応急対策に必要な要員及び物資

第2 緊急輸送体制の確立（庶務班・資材輸送班）

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

1 車両による輸送

（1）輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。

（2）車両の確保

- ① 村が、その所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を企画観光課長が、運用を調整し配分する。
- ② 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次の事項を明示して県又は他市町村、民間業者等に斡旋を要請する。

なお、民間業者への要請については、災害の程度に応じ、村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼する。

ア) 輸送区間及び借上期間

イ) 輸送人員又は輸送量

ウ) 車両等の種類及び台数

エ) 集結場所及び日時

オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

カ) その他必要事項

資 料 編	○村有車両一覧	(P74)
	○タクシー業者一覧	(P75)

2 ヘリコプターによる輸送

(1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送はヘリコプターによる。

そのため、村は県に対して緊急度に応じて順次、①県消防防災ヘリコプター、②自衛隊のヘリコプター、③県警のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し孤立地帯との航空輸送の任にあたるものとする。

(2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

3 関係機関（奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、奈良県トラック協会）

災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県との協定に基づき、乗合自動車や貨物自動車及び乗用車の供給に協力するものとする。

第3 緊急輸送道路の確保（土木班）

1 村内の県指定緊急輸送道路の状況

県は、災害時におけるネットワークとしての道路機能の確保を図るため、緊急輸送道路を指定している。村内における県指定緊急輸送道路は、資料編「第4章 5 緊急輸送道路一覧」のとおりである。

資料編 ○ 緊急輸送道路一覧

(P73)

2 交通の確保

村は、県指定緊急輸送道路と、ヘリポートや村防災拠点及び避難所とを結ぶ道路について最優先に被害状況を調査するとともに、被害箇所や障害物を発見した場合には、速やかに吉野土木事務所との連携や村内建設業者等の協力を得て啓開し、緊急通行車両等の交通の確保を図る。

第24節 災害警備、交通規制計画

【基本的な考え方】

地震災害時に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等を実施する。また、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務部 (消防班)	(1) 災害警備の実施 (2) 交通規制の実施
	総務部 (庶務班)	(1) 緊急通行車両の確認 (2) 規制除外車両の確認
	企画観光部 (資材輸送班)	(1) 交通規制の実施
	産業建設部 (土木班)	(1) 道路交通確保の措置
県警察本部	(1) 速やかに初動体制を確立し、所定の活動を行う	
道路監理者	(1) 必要に応じ交通規制を実施	
公安委員会等	(1) 必要に応じ交通規制を実施 (2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付、確認 (3) 規制除外車両確認証明書及び標章の交付、確認 (4) 管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底	

第1 災害警備の実施（消防班）

1 村

村は、大震災が発生した場合において、警察等が実施する災害警備活動に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

2 関係機関（県警察本部）

県警察は、大震災が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全に期するとともに、迅速且つ的確に警察活動を行うことになっている。

大震災の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行うことになっている。

- (1) 被害の実態把握
- (2) 被災者の救出救助及び被害の拡大防止
- (3) 行方不明者の捜索

- (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導
- (5) 死体の調査等及び検視
- (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙
- (8) 地震に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

第2 交通規制の実施（消防班・資材輸送班）

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、村は、道路の損壊、決壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、村の管理に属する道路について区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長及び警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

3 災害対策基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

(1) 公安委員会の措置

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある場合は、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

(2) 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

(3) 自衛官又は消防吏員の措置

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な前記(2)の措置をとることができる。

4 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

5 交通規制が実施された区間における自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

- (1) 速やかに当該車両を次の場所に移動するものとする。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合
- (2) 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車するものとする。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従い車両の移動又は駐車を行うものとする。

第3 緊急通行車両の確認（庶務班）

1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取り扱い

- (1) 村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。
- (2) 公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付することになっている。
- (3) 緊急通行車両に該当する車両は、資料編「第9章 1 緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに公安委員会、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けることになっている。

2 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、緊急通行車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

- (1) 事前届出の対象車両
公安委員会では、次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することになっている。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
 - ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - キ) 犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ) その他の災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - ② 村が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- (2) 事前届出の申請手続
- ① 申請者
緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
 - ② 申請先
事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署
 - ③ 申請書類等
 - ア) 資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式（1）緊急通行車両等確認申出書」2部
 - イ) 指定行政機関等が所有する車両以外の車両では、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付
- (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付
- 審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
- 公安委員会、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式（5）緊急通行車両の標章」の交付を受ける。

資料編 ○ 緊急通行車両等の申請様式 (P120)

第4 規制除外車両の確認（庶務班）

1 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取り扱い

- (1) 村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用

し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

- (2) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式(8) 規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

なお、規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会と知事が行う。

- (3) 規制除外車両に該当する車両は、資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式(6) 規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに公安委員会、警察署(交番及び駐在所を含む。)、又は交通検問所に申請し、資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式(8) 規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

2 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- ① 医師(歯科医師を含む。以下同じ)、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請手続

① 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)

② 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

③ 申請書類等

ア) 資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式(6) 規制除外車両確認申出書」2部

イ) 医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類

ウ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類

エ) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)にあつては車検証及び車両の写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

オ) 建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真

カ) 重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付

(4) 災害発生時の措置

公安委員会、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式（8）規制除外車両事前届出済証」を提示し、資料編「第9章 1 緊急通行車両等の申請様式（8）規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

第5 道路交通確保の措置（土木班）

1. 道路交通確保の実施体制	村は、他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
2. 道路施設の復旧	村は他の道路管理者と連携を図り、（社）奈良県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。
3. 交通安全施設の復旧	公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行うものとする。
4. 障害物等の除去	路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、村は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

第25節 食料、生活必需品の供給計画

【基本的な考え方】

大規模地震の発生に際し、村は、関係機関と連携を図り、被災者の食生活を保護するため、食料及び生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 物資の調達・供給状況の報告 (2) 生活必需品等の物資の供給 (3) 物資の給与又は貸与 (4) 救援物資への対応
	救 護 衛 生 部 (救助物資班)	(1) 物資の調達・供給状況の報告 (2) 料の供給 (3) 炊き出しの実施 (4) 生活必需等の物資の供給 (5) 物資の給与又は貸与 (6) 物資の調達 (7) 救援物資への対応
県		(1) 速やかに初動体制を確立し、所定の活動を行う
日 本 赤 十 字 社 奈 良 県 支 部		(1) 備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、村を通じ速やかに被災者に分配する
住 民 自 主 防 災 組 織		(1) 炊き出しにおける必要な器具及び燃料の確保 (2) 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄 (3) 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める

第1 村の役割

村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。

また、村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告（村長・救助物資班）

村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換にあたっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

- 1 村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 食料の供給（救助物資班）

1 食料の調達

- (1) 村は、食料の備蓄を行うか、災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行う。
- (2) 村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制の整備に努める。
- (3) 村は、災害の状況に応じ、県に対して食料の供給を要請する。なお、県は、村から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達する。
また、副食が不足する場合においても、村は知事に対し斡旋を要請する。
- (4) 村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。なお、村は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

資料編	○食料等の調達先一覧
	○(1) 主食等の販売業者 (P77)
	○(2) 副食調味料等の調達先 (P77)

2 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

- (1) 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- (2) 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業等に対して給食を行う必要がある場合

3 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麦製品とする。

第4 炊き出しの実施（救助物資班）

1 村

1. 実施場所	炊き出しは救護衛生部が、青年団等の協力を得て、原則として指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。 このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。
2. 器材等	炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。 また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。
3. 事務責任者	炊き出しに関する事務の責任者は、村長とする。

4. 献立等	炊き出しの献立は、栄養を考慮してつくらなければならないが、被災の状況により、食器等が確保されるまでは、缶詰等副食物を配給する。
5. 記録等	炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。 （1）炊き出し受給者名簿 （2）食料品現品給与簿 （3）炊き出し、その他による食品給与物品受払簿 （4）炊き出し用物品借用簿 （5）炊き出しの協力者、奉仕者名簿

2 住民

住民及び自主防災組織は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

第5 生活必需品等の物資の供給（村長・救助物資班）

1 村

村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- （1）把握した被災状況により、供給の範囲及び程度を把握する。
- （2）把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
- （3）輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
- （4）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- （5）その他、物資の供給に必要なことを定める。

2 県

県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。

3 住民

- （1）最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品を備蓄する。
- （2）自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進めるものとする。
- （3）個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

第6 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

第7 物資の給与又は貸与（村長・救助物資班）

1 物資の購入及び配分計画

- (1) 衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ村内又は近隣の市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。
- (2) 村長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

2 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。

3 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

- (1) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、村長とする。
- (2) 支給責任者は、消防団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

4 給付又は貸与の限度（災害救助法適用の場合）

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引き続き給与又は貸与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

また、給与（貸与）の費用の限度は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

資料編。「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
 (7) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (P105)

第8 物資の調達（救助物資班）

1 村

生活必需品の給貸与は、次に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

物資の調達先 (令和7年3月31日現在)

調 達 先	所 在 地	電 話
奈良県農業協同組合天川支店	天川村大字川合 278	63-0304

調達物資品目

毛 布	地下タビ・ゴム長靴	皿	茶 わ ん
布 団	運 動 靴	割 ば し	マ ッ チ
作業衣(男女)	カ ッ パ	石 け ん	ロ ー ソ ク
子 ども 服	な べ	歯 ブ ラ シ	テ ィ ッ シ ュ ・ トイレットペーパー等
肌 着	包 丁	歯 磨 き 粉	タオル、手ぬぐい
コ ン ロ	バ ケ ツ	プロパンガス	

2 県

村から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、村に対し、供給を行うことにしている。

3 関係機関（日本赤十字社奈良県支部）

備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、村を通じ速やかに被災者に分配するものとする。

第9 救援物資への対応（村長・救助物資班）

村は、救援物資の集積場所が混乱するなど不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。村限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

- 1 救援物資の集積場所を下記のとおり指定する。
- 2 集積場所における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

救援物資の集積場所

(令和7年3月31日現在)

施 設 名	所 在 地	電 話
天川村立体育館	洞川 400 番地	64-0457
天川村山村開発センター	沢谷 60 番地	63-0321
ほほえみポート天川	南日裏 200 番地	63-9110
ふるさとセンターつどい	籠山 100 番地	65-0100
塩野地区集会所	塩野 774 番地の 2	—

第26節 給水計画

【基本的な考え方】
 災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 給水に関する応援要請
	救護衛生部 (防疫医療班)	(1) 実施体制の整備 (2) 拠点給水等の実施 (3) 飲料水の確保 (4) 給水体制の確立、資機材の調達 (5) 給水順位の設定 (6) 給水方法の確立 (7) 給水に関する応援要請
	産業建設部 (土木班)	(1) 給水体制の確立、資機材の調達 (2) 水道施設の応急復旧 (本章第15節参照)

第1 実施体制の整備 (防疫医療班)

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として村が行うが、村において実施できないときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合 (同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。) 及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

資料編	○奈良県水道災害相互応援に関する協定	(P40)
	○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	
	(6) 飲料水の供給	(P105)

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 供給水量の基準

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3~20ℓ、20日目までには20~100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常的生活	仮配管からの 各戸給水、共用栓

第2 拠点給水等の実施（防疫医療班）

- 1 村は、各水道施設（浄水場・配水場・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、村役場等の所在を配慮した給水体系を検討する。
- 2 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点給水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第3 飲料水の確保（防疫医療班）

1 水源の確保

- (1) 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、谷水、河川）又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。
- (2) 給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- (3) 村は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

資料編 ○ 防火水槽設置場所一覧 (P80)

2 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過しあるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

第4 給水体制の確立、資機材の調達（防疫医療班・土木班）

- 1 災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備点検に努めると共に、村内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

- 2 震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となるため、給水施設の老朽化への対応及び耐震性向上に努める。
- 3 各家庭及び住民に対して10ℓ～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

第5 給水順位の設定（防疫医療班）

給水は、医療機関、指定避難所、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

第6 給水方法の確立（防疫医療班）

1 村

- (1) 給水の実施は、消防団の協力を得て行う。
- (2) 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- (3) 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- (4) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- (5) 要配慮者に配慮した給水方法を採用する。

2 住民

- (1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の最低3日間、推奨1週間分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

第7 水道施設の応急復旧（土木班）

あらかじめ定められた行動指針に基づき、応急復旧を実施する。具体的対策については、本章第16節「ライフライン施設の災害応急対策計画」による。

第8 給水に関する応援要請（村長・防疫医療班）

村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして応援を要請する。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 必要な給水器具、浄水用薬品、水道用資材等の品目別数量
- 5 給水車両借上げの場合はその必要台数
- 6 その他必要な事項

第27節 防疫、保健衛生計画

【基本的な考え方】

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期すとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	救護衛生部 (防疫医療班)	(1) 防疫体制の整備 (2) 防疫・保健活動の実施 (3) 食品衛生管理の指導 (4) 防疫・保健衛生用資器材の調達 (5) ペットに関する災害対策の実施 (6) 生活衛生対策の実施
	県	(1) 被災地域の食品衛生に関し食品衛生監視員により現地指導等を行う (2) 食中毒が発生した場合は所要の検査等を行い被害の拡大を防止する (3) 市町村から資機材の斡旋依頼があった場合、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う
	ペット所有者	(1) 死亡したペットの処理

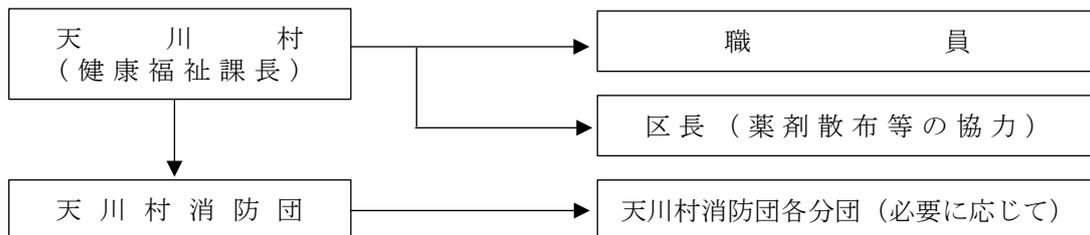
第1 防疫体制の整備（防疫医療班）

1 実施責任者

被災地の防疫は、村の総務部と救護衛生部が連携して吉野保健所長の指導、指示に基づいて実施するものとする。

ただし、村の被害が甚大で、村単独で実施が不可能又は困難なときは、吉野保健所に応援の要請をし、吉野保健所又は吉野保健所管内の他市町村からの応援を得て実施するものとする。

2 防疫組織



第2 防疫・保健活動の実施（防疫医療班）

1 村

村は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114

号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成11年厚生省令第99号)の規定に基づき、知事の指示に従って、次の措置を実施する。

1. 情報の収集	(1) 被災地の状況把握 (2) 資器材、薬剤等の確保及び施設の状況																									
2. 防疫活動に必要な資器材の確保	(1) 機械 村が所有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入れを図り行う。 (2) 薬剤 村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに業者から購入する。																									
3. 防疫活動	<p>(1) 感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃 (2) 薬品及び資器材による消毒 知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の程度</th> <th colspan="3">薬品名</th> </tr> <tr> <th>クレゾール (屋内)</th> <th>普通石灰 (床下、便池 及び周辺)</th> <th>クロールカルキ (井戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)</td> <td>200g</td> <td>6kg</td> <td>200g</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>50g</td> <td>6kg</td> <td>200g</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒及び飲料水(井戸)、生野菜等の消毒を指導する。</p> <p>(3) ねずみ族、昆虫等の駆除 知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の程度</th> <th rowspan="2">薬剤の種類等</th> <th colspan="2">薬剤別、剤型別の基準数量</th> </tr> <tr> <th>有機燐剤 (室内、床面、床上)</th> <th>オルソジクロールベンゾール剤(トイレ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)</td> <td>油剤 1戸当たり20 乳剤(20倍液として使用する場合)</td> <td></td> <td>1戸当たり40g</td> </tr> </tbody> </table>	災害の程度	薬品名			クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池 及び周辺)	クロールカルキ (井戸)	床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6kg	200g	床下浸水	50g	6kg	200g	災害の程度	薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量		有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロールベンゾール剤(トイレ)	床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり20 乳剤(20倍液として使用する場合)		1戸当たり40g
災害の程度	薬品名																									
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池 及び周辺)	クロールカルキ (井戸)																							
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6kg	200g																							
床下浸水	50g	6kg	200g																							
災害の程度	薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量																								
		有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロールベンゾール剤(トイレ)																							
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり20 乳剤(20倍液として使用する場合)		1戸当たり40g																							

		1戸当たり20 粉剤 1戸当たり0.5kg	
	床下浸水	油剤 1戸当たり20 乳剤(20倍液として使用する 場合) 1戸当たり20 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g
	(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)		
	(4) 臨時の予防接種		
	(5) 検病調査(健康診断及び検便)		
	(6) 感染症のまん延時の処理 感染症法に基づき、処理する。		
4. 避難所の 防疫措置	(1) 避難所は保健所の協力を得て食品衛生管理を行う。 (2) 検疫調査は保健所担当職員による調査を実施する。		
5. 保健活動	(1) 飲料水の消毒及び衛生指導 (2) 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談		
6. 記録等	防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。 (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書 (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿 (3) 清潔及び消毒状況記録簿 (4) 臨時予防接種状況記録簿 (5) 防疫薬品資材受払簿 (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類 (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿		

2 住民

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて実施するものとする。
- (2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

第3 食品衛生管理の指導(防疫医療班)

被災地における食品の衛生確保を図るため保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

1 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取り扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

2 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

- (1) 滞水期間中営業の自粛
- (2) 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- (3) 使用水の衛生管理
- (4) 汚水により汚染された食品の廃棄
- (5) 停電により腐敗、変敗した食品の廃棄

3 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

- (1) 手洗いの励行
- (2) 食器類の消毒使用
- (3) 食品の衛生保持
- (4) 台所、冷蔵庫の清潔

4 県

- (1) 県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により現地指導等の徹底によって食中毒の発生を防止することになっている。
- (2) 県は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行うとともに、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止することになっている。
- (3) 県は、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止することになっている。
- (4) 県は、食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかけることとなっている。
- (5) 県は必要に応じて、他府県に支援を要請する。

第4 防疫・保健衛生用資器材の調達（防疫医療班）

1 村

村は、防疫・保健衛生用資器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、村から資器材の斡旋依頼があった場合、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。

第5 ペットに関する災害対策の実施（防疫医療班）

1 ペットの収容対策

災害の発生に伴って死亡したペットの処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

- ① 移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。
- ② 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(2) 処理場所の確保について村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

2 特定動物の逸走対策

村は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。

また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。

(注) 特定動物とは、人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ヘビ、ワニ等)

第6 生活衛生対策の実施（防疫医療班）

村が旅館・ホテル等を指定避難所として利用する場合、県の協力により、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第28節 遺体の火葬等計画

【基本的な考え方】

村は、関係機関と連携を図り、遺体の捜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

また、村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村に協力を要請する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長 救 護 衛 生 部 (救 助 班)	(1) 遺体の捜索 (2) 遺体の収容処理 (3) 県への応援要請 (4) 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携
	県 警 察 本 部	(1) 県及び市町村と協力し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める
	住民・自主防災組織	(1) 行方不明者についての情報を村に提供する

第1 遺体の捜索（村長・救助班）

1 村

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官、消防団等の協力を得て遺体の捜索を行う。

(2) 捜索活動

- ① 村は、警察及び消防機関と協力して捜索活動を実施する。必要により地域住民の協力を得て行うものとする。
- ② 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するように努める。
- ③ 村は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

(3) 行方不明者に関する相談窓口の設置

- ① 村は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、吉野警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。
- ② 行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。

2 県警察本部

県警察本部は、県及び村と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携を密にして、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めることになっている。

第2 遺体の収容処理（村長・救助班）

- 1 遺体の収容処理は、救助班を主体に消防団、警察署の協力を得て、次の事項について行う。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置
 - (2) 遺体の一時保存
 - (3) 検案
 - (4) 処理に必要な物資の調達
- 2 発見した遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所へ収容する。
- 3 村長は、天川村火葬場のロビーを遺体の一時収容場所として開設する。
- 4 調査票の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査票を作成する。
- 5 身元不明者については同節第2の4の調査票を作成するか、遺体を撮影し衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬を実施する。
- 6 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し1体毎に棺桶に表示する。
- 7 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。
- 8 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。
- 9 変死体については、警察署へ届け出る。
- 10 相当期間引取り人が判明しない場合は、天川村火葬場において所持品等を保管のうえ火葬する。
- 11 引取り人が判明しない焼骨は、天川村火葬場において一時保管し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- 12 天川村火葬場において、無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- 13 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- 14 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

災害時遺体収容所

(令和7年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
龍泉寺	洞川	64-0001
光遍寺	沢原	63-0638
吉祥寺	南日裏	63-0148
光願寺	栃尾	65-0034
永豊寺	和田	65-0057
光流寺	庵住	65-0130

火葬場及び墓地

(令和7年3月31日現在)

名称	所在地	数量	管理者
洞川共同墓地	洞川	3	洞川区長
北角共同墓地	北角	1	北角区長
中越共同墓地	中越	1	中越区長
川合共同墓地	川合	1	川合区長
沖金共同墓地	沖金	1	沖金区長
中谷共同墓地	中谷	1	中谷区長
沢原共同墓地	沢原	1	沢原区長
北小原共同墓地	北小原	1	北小原区長
南日裏共同墓地	南日裏	3	南日裏区長
坪内共同墓地	坪内	2	坪内区長
九尾共同墓地	九尾	1	九尾区長
村営火葬場	洞川	1	天川村長

第3 県への応援要請（村長・救助班）

村長は、遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬について村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- 2 捜索地域
- 3 火葬施設の使用可否
- 4 必要な搬送車両の数
- 5 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携（村長・救助班）

- 1 村は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県を通じて県内他市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- 2 村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第29節 廃棄物の処理及び清掃計画

【基本的な考え方】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	救護衛生部 (救助班) (防疫医療班)	(1) し尿処理・清掃活動体制の確保 (2) 生活ごみ処理体制の確保 (3) し尿処理体制の確保
	産業建設部 (土木班)	(1) がれき等の処理体制の確保
県		(1) 村の要請に基づき県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請する
住民		(1) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置 (2) 下水道施設が被災したときは、村の指示に従って、水洗トイレは使用しない (3) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う (4) 自主防災組織を中心として、村によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間仮置場、仮集積所を設置して処理する。

第1 し尿処理・清掃活動体制の確保（防疫医療班）

1 活動体制

- (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動体制の整備
- (5) 仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保

2 実施順序

- (1) 村
 - ① 道路及び河川並びに公共的施設
 - ② 避難所及びその付近
 - ③ 公共機関
 - ④ その他の場所
- (2) 住民
 - ① し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行うものとする。
 - ② 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置を準備するものとする。

第2 がれき等の処理体制の確保（土木班）

1 情報の収集等

村は、がれき等の処理を計画的に実施するため、倒壊家屋・焼失家屋の数、がれき等の状況、全体の発生量を把握するとともに県に報告する。

2 処置方針

- (1) がれきが大量に排出され、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置場の確保を行う。
- (2) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に撤去・処理する。
- (3) 選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (4) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
なお、仮集積場所は健民グラウンドを想定するが、災害時の状況を踏まえ適切な場所を検討し選定する。
- (5) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (6) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (7) がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。

3 広域支援

(1) 支援要請

村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ① 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- ② 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ③ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ④ その他必要な事項
- ⑤ 連絡責任者

(2) 支援

村は、被災市町村を支援することが可能な場合、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- ① がれき等の処理（収集、運搬等）
- ② がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- ③ がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- ④ その他がれき等の処理に関し必要な行為

第3 生活ごみ処理体制の確保（防疫医療班）

1 村

（1）情報の収集

村は、処理を計画的に実施するため、避難所等の避難人員及び避難場所の確認及びごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握するとともに県に報告する。

（2）処理方針

- ① 生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。
- ② 仮置場は、飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定する。
- ③ 仮置場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- ④ 仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。

（3）広域支援

広域支援については、基本的に「同節 第2がれき等の処理体制の確保 3広域支援」に同じ。

ごみ処理施設

（令和7年3月31日現在）

名 称	所 在 地	処 理 能 力
さくら広域環境衛生組合 さくら美化センター	吉野郡大淀町西増 596-3	熱回収施設 21t/16h×1戸 リサイクル施設 6.7t/5h (内可燃性粗大 12t/5hを含む)

ごみ収集資機材の保有状況

（令和7年3月31日現在）

区分 公共団体名	公共団体所有		災害時連絡先		
	収集車	運搬車	担当部署	電話番号	備考
天川村	5		住民課	63-0321	

（4）村所有の収集車

- ① 2 t パッカー
- ② 3 t パッカー
- ③ 2 t ダンプカー
- ④ 4 t ダンプカー
- ⑤ 軽トラック

2 住民

住民は、自主防災組織を中心として、村によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとるものとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、村が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

第4 し尿処理体制の確保（防疫医療班）

1 村

- (1) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握をするとともに、県に報告する。
- (2) 村は、避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数を把握するとともに、県に報告する。
- (3) 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び避難所等の仮設トイレからのし尿の発生量を予測するとともに、県に報告する。
- (4) 村は、下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し、県に報告する。
- (5) 処理作業
 - ① 村は、避難所等の必要な場所に仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
 - ② 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿汲み取り業者に委託して収集し、橿原市浄化センターの施設で処理する。
 - ③ 村は、必要により、他町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
 - ④ 村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

し尿処理施設 (令和7年3月31日現在)

名 称	所 在 地
橿原市 浄化センター	橿原市東竹田町 148-1

し尿収集資機材の保有状況 (令和7年3月31日現在)

区分	委託業者・許可業者所		災害時連絡先	
	バキューム車	その他	担当部署	電話番号
公共団体名				
天川村	1	1	産業建設課	63-0321

2 県

県は、村の要請に基づき県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請する。

3 住民

- (1) 住民は下水道施設及び合併浄化槽が被災したときは、村の指示に従って、水洗トイレは使用

しない。この場合し尿は住民がそれぞれ素掘り又は仮設トイレ等により、処理するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行うものとする。

4 広域支援

(1) 支援要請

村は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ① 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
- ② 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ③ その他必要な事項
- ④ 連絡責任者

(2) 支援

村は、被災市町村を支援することが可能な場合、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

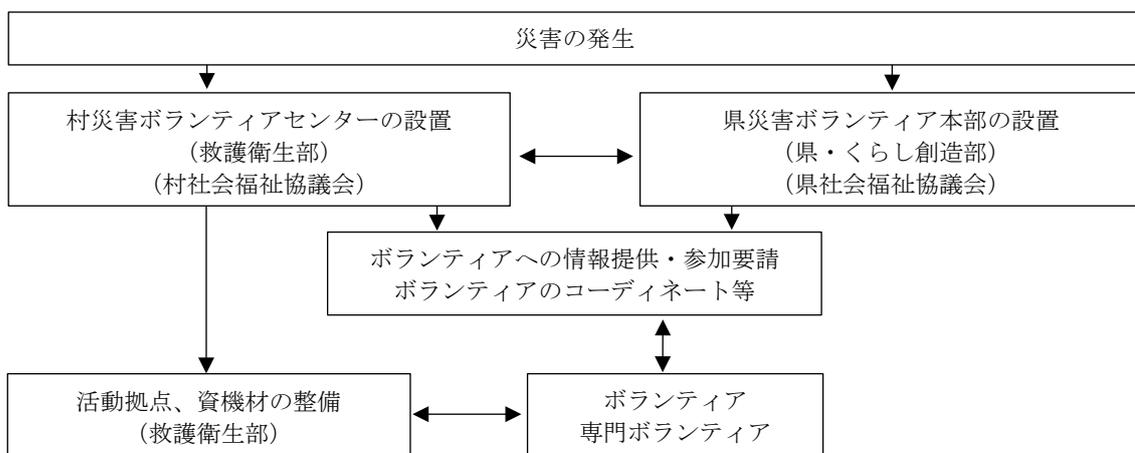
- ① し尿の処理（収集、運搬等）
- ② し尿の処理に必要な資機材等の提供
- ③ し尿の処理に必要な職員等の派遣
- ④ その他し尿の処理に関し必要な行為

第30節 ボランティア活動支援計画

【基本的な考え方】

村は、県及び関係機関・関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	救護衛生部 (救助班)	(1) 受け入れ体制の整備 (2) 専門職ボランティアとの連携体制の整備
県		(1) 県は関係機関・関係団体と連携して、県災害ボランティア本部を設置する

第1 受け入れ体制の整備（救助班）

村は、大規模地震発生時において、県内外からのボランティア災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部、青年会議所等ボランティア関係組織と十分連携を密にして村の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

1 受入窓口の設置

- (1) 村は、災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受け入れ体制を確立するため、村社会福祉協議会と連携して、必要に応じて村災害ボランティア本部を設置するとともにボランティアの受け入れ窓口を開設する。
- (2) 奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

- (3) ボランティアが被災住民の生活や復興活動の妨げとならないように、被災地域と十分協議のうえ受入日数や、人数について調整を行う。

2 情報収集・情報提供

- (1) 被災地の状況及びニーズ、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。
- (2) 村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、村災害ボランティア本部に提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。
- (3) 村は、県及び村社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICTやSNSの活用を図る。

3 県災害ボランティア本部との連携

- (1) 村及び県は、村社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。
- (2) 村は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

5 県

- (1) 県は関係機関・関係団体と連携してボランティアへの情報提供、参加要請、ボランティアのコーディネート等、ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。
- (2) 県は、「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行う。
- (3) 県は、県災害ボランティア本部及び村災害ボランティア本部、ボランティア団体・NPO等関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報(募集情報・交通規制状況等)の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供を行う。

第2 専門職ボランティアとの連携体制の整備(救助班)

1 村

- (1) 専門職ボランティア(個人・組織)との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対策の実施

体制を整備していく為にアマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼していく。

- (2) 地域外専門職ボランティアの受け入れについては、県災害対策本部と調整の上、派遣要請をしていく。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活 動 内 容	専 門 職 ボ ラ ン テ ィ ア の 種 類
消火救助	消防職・団員OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生委員・児童委員
広報	外国語通訳者、点字通訳者、手話通訳者、 インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関、薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、救急救命士
二次災害の防止	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、 斜面判定士、防災エキスパート、危険物取扱者、消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー、ソーシャルワーカー 等の介護資格保有者、保育士
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者

2 県

県は、村でのニーズの把握に努め、村及び県災害対策本部と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。

第31節 災害救助法等による救助計画

【基本的な考え方】

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長 救 護 衛 生 部 (救助班)	(1) 災害救助法の適用手続

第1 災害救助法に該当する救助の種類

救 助 の 種 類
1. 避難所の設置 2. 応急仮設住宅の供与 3. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 4. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 5. 医療及び出産 6. 被災者の救出 7. 被災した住宅の応急修理 8. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 9. 学用品の給与 10. 埋葬 11. 死体の捜索及び処理 12. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※災害救助法に基づく救助に関する事務は、知事が事務の一部を村長が行うこととする場合に、委任される。救助の委任を受けない事項についても村長は知事を補助して救助を実施する。

第2 適用基準

1 適用基準

- (1) 住家が滅失した世帯数が、次の表の1号基準の世帯数以上であること。
- (2) 被害世帯数が、1号基準に達しないが奈良県の区域内被害世帯数が県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上で、本村の被害世帯住家の滅失世帯数が2号基準に示す世帯以上に達したとき。であること。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

- (3) 被害世帯数が、1. 又は2. 基準に達しないが、奈良県の被害世帯数が県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、本村の被害世帯数が多数であるとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被害者の救護が著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

災害救助法適用基準

	人口(人) (R2年国勢調査確定値)	適用基準(滅失世帯数)		備 考
		1号基準	2号基準	
天川村	1,176	30	15	※適用基準 1号基準 本村において当該基準以上の世帯数滅失で適用 2号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ本村において当該基準以上の世帯数滅失で適用

2 滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失した世帯は、滅失した1世帯とする。
- (2) 住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯をもって滅失した1世帯とする。
- (3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、3世帯をもって、滅失した1世帯とする。

第3 被害認定(救助班)

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

村は平常時から専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

被害の認定基準

種 別	内 容
住 家	1. 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2. 棟とは、一つの独立した建物とする。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。

種 別	内 容
世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。)
死 者	当該災害が原因で死亡し遺体を確認したもの。又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
全 全 壊 流 失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
半 半 壊 焼 失	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用出来る程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
床 上 浸 水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
一 部 破 損	住家の損壊程度が全半壊、全半焼に達しない程度の住家破損で、補修を必要とする程度のもとする。 ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
※被災世帯の算定基準 全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり…………… 1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり …………… 1 / 2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり …………… 1 / 3世帯	

第4 災害救助法の適用手続（村長・救助班）

1 県への報告

村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに県に報告しなければならない。

2 報告を必要とする災害

村は、おおむね次に定める程度のものは全て報告しなければならない。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

3 報告責任者の指名

- (1) 村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、県から委任された救助については事務を適正に実施し報告する。
- (2) 村は、被害状況の報告を行うための責任者を指名し、この任に当たらせるものとする。

第5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は資料編「第8章 1『災害救助法による救助の程度、方法及び期間』早見表」のとおりとする。なお、日本赤十字社奈良県支部においては、内規に基づき次の救助を行うこととなっている。

1 全焼、全壊及び流出の場合

- (1) 毛布 1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
- (2) 日用品セット 1世帯に対して1個(内容は4人分)
- (3) バスタオル 1人に対して1枚
- (4) 布団 1人に対して1組(11月～翌3月)

2 半焼、半壊、床上浸水又は避難所等に避難の場合

- (1) 毛布 1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
- (2) 日用品セット 1世帯に対して1個(内容は4人分)

3 死亡者の遺族見舞金1人20,000円

ただし、災害救助法が適用された場合は除く。

第6 費用

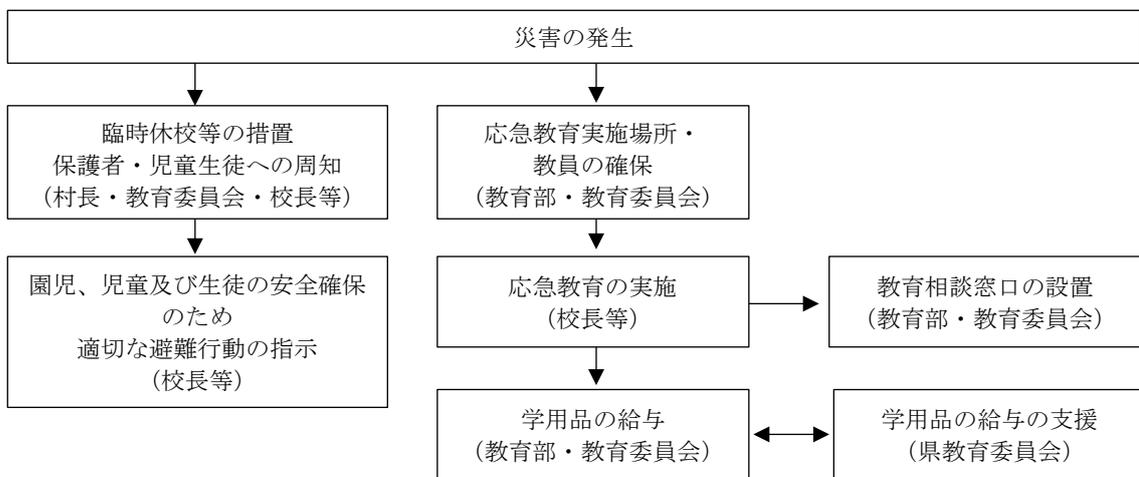
災害救助法第18条により救助に要する費用は、県が支弁する。

第32節 文教対策計画

【基本的な考え方】

園児、児童及び生徒等の安全のため、保育園、幼稚園、小中学校における防災計画を策定する。
また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。あわせて、園児、児童及び生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	村 長	(1) 災害時、教育委員会と協議して村内小中学校の臨時休校を決定、保護者及び園児、児童及び生徒等に連絡するとともに住民に周知する
	教 育 部 (教 育 班)	(1) 応急教育の実施 (2) 園児、児童及び生徒等に対する援助
	校 長 等	(1) 校長等は必要に応じ休校の措置をとる (2) 校長等は災害時適切な避難指示を与える (3) 校長等は災害の規模及び園児、児童及び生徒、教職員、施設・設備等の被害状況、安否確認等を速やかに把握し、村教育委員会又は県教育委員会に報告する (4) 校長等は村教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、短縮授業等の応急教育を実施する
県 教 育 委 員 会		(1) 応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量等を調査し、確保困難な市町村に対して文部科学省及び県内図書取次店等へ協力を要請する

第1 園児、児童及び生徒の安全確保（校長等）

村立の保育園、幼稚園、小中学校の責任者（以下、「校長等」という。）は災害時における幼児、園児、児童及び生徒等の安全確保に、次の対策を講ずる。

- 1 校長等は、保育園、幼稚園、小中学校の立地条件等を考慮して、災害時における応急対策計画を樹立するとともに、園児、児童及び生徒等の災害発生時における登下校時の措置を講じておく。なお、幼児については、保護者に連絡し、迎え等を確実にする。
- 2 授業開始後に災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- 3 校長等は、事前に災害が予知される場合や園児、児童及び生徒等に危険が及ぶ心配があるときなどは、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、村長に報告する。
- 4 村長は、村内全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、教育委員会と協議して村内小中学校の臨時休校を決定する。
- 5 村長あるいは校長等は、臨時休校等の措置を決定した場合は、防災行政無線、電話、その他の連絡方法により、保護者及び園児、児童及び生徒等に連絡するとともに住民に周知する。

第2 応急措置（校長等）

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。

1 校内での応急対応

- (1) 園児、児童及び生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- (2) 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
- (3) 非常持ち出し品の搬出を指示する。
- (4) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、園児、児童及び生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

2 登下校時の応急対応

- (1) 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、園児、児童及び生徒等の安否確認を指示する。
- (2) 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた園児、児童及び生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。なお、下校時においては、保育園、幼稚園、小中学校に戻ってきた園児、児童及び生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
- (3) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

3 学校行事（校外）における応急対応

- (1) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、園児、児童及び生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
- (2) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

(3) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

4 報告

校長等は、被害状況等を村教育委員会に報告し、報告を受けた村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

第3 応急教育の実施（教育班）

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、又は、短縮授業等の応急教育を実施する。

1 保育園、幼稚園、小中学校の確保

村教育委員会は、保育園、幼稚園、小中学校の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

- (1) 応急処理及び特別教室、講堂等の利用
- (2) 公民館その他公共施設又は、最寄りの学校、寺院等の利用
- (3) 仮校舎の建築

2 教員の確保

校長等は、授業の再開に向けて、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、村教育委員会と相談して教員の確保に努める。

3 応急教育への対応

- (1) 村は、村教育委員会及び県教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度により、県教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- (2) 校長等は、学校施設、教職員、園児、児童及び生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- (3) 保育園、幼稚園、小中学校への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地など、仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。

4 園児、児童及び生徒等及び保護者への対応

- (1) できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、園児、児童及び生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- (2) 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、園児、児童及び生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- (3) 園児、児童及び生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、防災行政無線等の中から利用可能な方法で実施する。

第4 園児、児童及び生徒等に対する援助（教育班）

1 学用品の給与

1. 被災児童・生徒の掌握並びに所要教科書等の掌握の方法及び配分	(1) 校長等は災害後直ちに学校職員を動員し、被災児童・生徒並びに所要教科書、文房具、通学用品の調査を行い、結果を村教育委員会に報告する。 (2) 学用品の支給にあたっては学校長を通じて配分する。
2. 災害救助法による学用品の給与基準	災害救助法については、本章第31節「災害救助法等による救助計画」参照。

資料編。「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 (13) 学用品の給与 (P107)

2 転出、転入の手続

村教育委員会は、園児、児童及び生徒等の転出・転入について状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

3 メンタルヘルスケア

村は、専門家や地域関係機関等との連携のもと、園児、児童及び生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進など、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

4 県

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を村教育委員会を通じて調査することになっている。

調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な村に対して教科書等の学用品を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずることになっている。

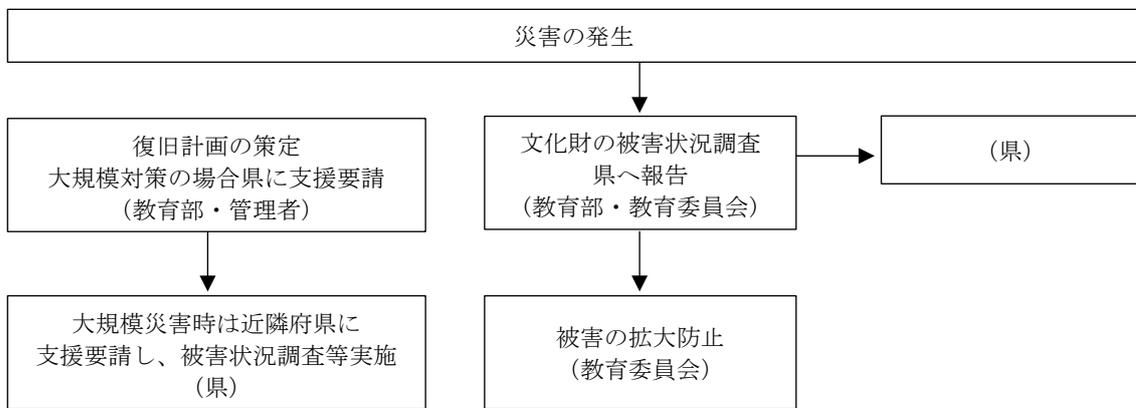
第33節 文化財災害応急対策計画

【基本的な考え方】

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。

復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

フロー



役割分担

実施担当		実施内容
村	教育部 (教育班)	(1) 災害状況の把握 (2) 復旧計画の策定 (3) 大規模災害における応急対策の実施
	県教育委員会	(1) 県単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県への支援を要請する

第1 災害状況の把握（教育班）

- 1 村は、災害が発生したときには文化財の所有者又は管理者と協力して、被害状況を直ちに村教育委員会を通して、県へ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。
- 2 村又は文化財の所有者又は管理者は、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、村教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

第2 復旧対策復旧計画の策定（教育班）

村は、下表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。

文化財災害応急処置

災 害 別	応 急 対 策
1. 震災	<p>(1) 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>(2) 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。</p>
2. 火災	<p>(1) 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので取り扱いには県の指示に従う。</p> <p>(2) 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので県の指示に従う。</p> <p>(3) 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>
3. 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。 美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取り扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

第3 大規模災害における応急対策の実施（教育班）

1 村

災害の規模が大きく、本村限りでは応急対策がとれない場合は県に支援を要請する。

2 県

奈良県下において大規模な災害が発生し県及び村の行政機関の機能が著しく低下し単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等への応援を要請する。

天川村地域防災計画

地 震 編

—第4章 災害復旧・復興計画—

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧	277
第2節	被災者の生活の確保	279
第3節	被災中小企業の振興、農林漁業者への融資	288
第4節	義援金の配分	293
第5節	激甚災害の指定に関する計画	295
第6節	災害復旧・復興計画	296

第1節

公共施設の災害復旧

【基本的な考え方】

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	全職員 その他	(1) 復旧事業の実施

第1 復旧事業の実施（全職員・その他）

1 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し措置をとる。

2 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、村及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

資料編 ○ 激甚災害認定基準

(P117)

4 復旧事業の計画に際しての留意事項

(1) 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。

なお、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

(2) 復旧事業の計画化

再度災害防止のため、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

(3) 復旧事業の総合化

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(4) 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

5 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2 復旧事業計画の種類

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川災害復旧事業計画

(2) 砂防施設災害復旧事業計画

(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

(4) 道路災害復旧事業計画

(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画

(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

(7) 下水道災害復旧事業計画

(8) 公園災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 水道災害復旧事業計画

4 社会福祉施設災害復旧事業計画

5 公立学校施設災害復旧事業計画

6 公営住宅災害復旧事業計画

7 公立医療施設災害復旧事業計画

8 その他の災害復旧事業計画

第2節 被災者の生活の確保

【基本的な考え方】

村は県及び関係機関と連携して、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

役割分担

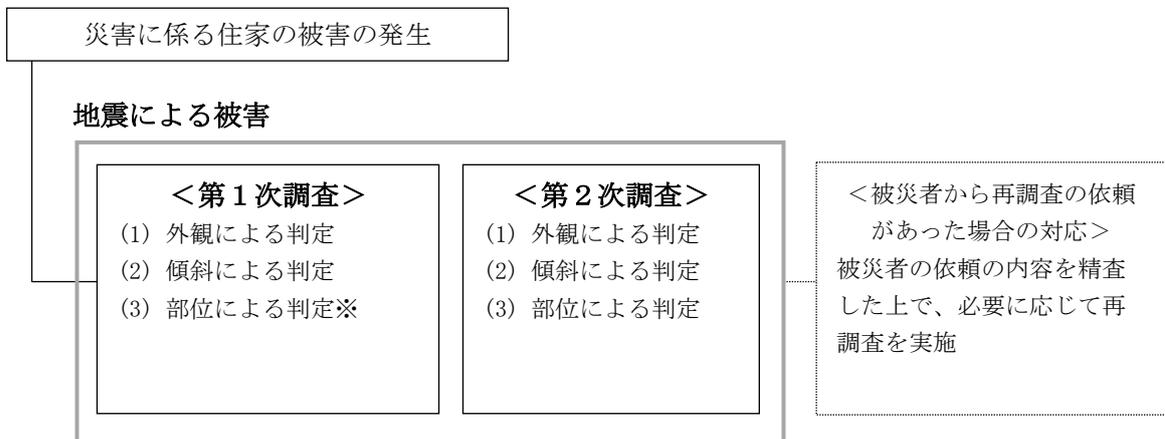
実施担当		実施内容
村	住民課	(1) 被害の認定 (2) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 (3) 生活相談の実施 (4) 女性や性的マイノリティのための相談の実施 (5) 就職、職業訓練の促進 (6) 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等 (7) 支援のための環境整備
	産業建設課	(1) 援助資金の貸付等 (2) 公営住宅の建設 (3) 支援のための環境整備
	健康福祉課	(1) 援助資金の貸付等 (2) 支援のための環境整備

第1 被害の認定（住民課）

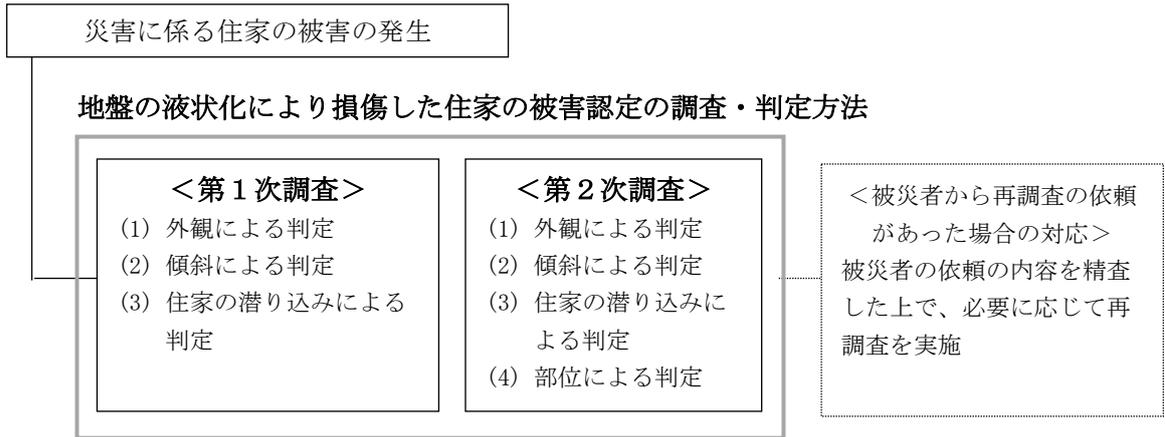
被災者の生活の再建を速やかに図るためには、迅速かつ正確に被害認定を行う必要があり、村はおおむね次の手順により被災住家の被害認定を実施する。

<被害の認定>

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府（防災担当））を基準とした被害認定を行う。



※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。



第2 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成（住民課）

- 1 村は、災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき、村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。
- 2 被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。
- 3 村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受け入れ体制の構築等を講ずるよう努める。
- 4 村は、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。
- 5 村は、罹災証明書の発行体制の整備にあたり、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- 6 村は、法第 90 条の 3 に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。
- 7 被災者支援の迅速化・効率化のため、村は、デジタル技術を活用した被災者台帳の作成を検討する。

第3 生活相談の実施（住民課）

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容について関係機関と協議の上、対応策を講ずる。

第4 女性や性的マイノリティのための相談の実施（住民課）

災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、専門相談員が相談を実施する。

（電話、面接相談、こころの悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）

第5 就職、職業訓練の促進（住民課）

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要がある場合には、公共職業安定所、又は県に対して、その実情に応じ通勤地域において適職、求人の開拓を行う。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技術専門学校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得させるよう努める。

第6 援助資金の貸付等（健康福祉課・産業建設課）

1 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（下表参照）

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種 別	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象となる災害	自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること 1. 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること 2. 県内において5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上であること 3. 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
実施主体等	1. 実施主体：村（村条例に基づく） 2. 経費負担：国1/2、県1/4、村1/4	
支給対象者	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する 1. 両眼が失明した者 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した者

種 別	災害弔慰金	災害障害見舞金
支給対象者	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4. 両上肢をひじ関節から先を失った者 5. 両上肢の用を全廃した者 6. 両下肢をひざ関節から先を失った者 7. 両下肢の用を全廃した者 8. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
支給限度額	1. 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合－500万円以内 2. その他の場合－250万円以内	1. 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合－250万円以内 2. その他の場合－125万円以内
支給方法・制限等	1. 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2. 支給制限 (1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合 (村長の判断による) (2) 下記の規則等に基づく支給がある場合 ① 警察表彰規則 ② 消防表彰規程 ③ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他村長が支給を不相当と認める場合	

資料編	○ 災害弔慰金の支給等に関する条例 (P9) ○ 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (P13)
-----	---

2 被災者生活再建支援金の支給

自然災害による生活基盤への著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

(根拠法令：被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号))

(1) 制度の対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した村の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した村の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑤ ③又は④に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、①～③区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって5（人口5万人未満の市町村にあつては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 支援金の対象世帯

上記(1)の自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

① 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅を除く）	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅を除く）	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅を除く）	—	25	25

② 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅を除く）	—	18.75	18.75

※基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

※加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(4) 支給手続

支給申請は村に対して行い、提出を受けた村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（財）都道府県センター（被災者生活再建支援法人）に提出する。

3 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）)

種別	災害援護資金
対象となる災害	県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害
実施主体等	1. 実施主体：村（村条例に基づく） 2. 経費負担：国2/3、県1/3
貸付対象者	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯でかつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯：220万円 2人世帯：430万円 3人世帯：620万円 4人世帯：730万円 5人世帯以上の場合：1人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円

貸付限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主の1か月以上の負傷：150万円以内 2. 家財等の損害 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家財の1/3以上の損害：150万円以内 (2) 住居の半壊：170万円以内 (3) 住居の全壊：250万円以内 (4) 住居全体の滅失又は流出：350万円以内 3. 1.と2.が重複した場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1.と2.(1)が重複：250万円以内 (2) 1.と2.(2)が重複：270万円以内 (3) 1.と2.(3)が重複：350万円以内 4. 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2.(2)の場合：250万円以内 (2) 2.(3)の場合：350万円以内 (3) 3.(2)の場合：350万円以内
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請：被害を受けた後3か月以内 2. 据置期間：3年（特別の事情のある場合5年） 3. 償還期間：据置期間経過後7年（特別の事情のある場合5年） 4. 償還方法：年賦又は半年賦 5. 貸付利率：年3%（据置期間中は無利子） 6. 延滞利息：年10.75%

資料編 ○天川村災害援護資金貸付基金条例 (P20)

4 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生省社援0728第9号））

資金種類	生活福祉資金	
	福祉費（災害援護資金）	緊急小口資金
実施主体	奈良県社会福祉協議会（申請窓口は天川村社会福祉協議会）	
対象災害	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	
対象者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯	
貸付限度額	150万円	10万円
年利	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	貸付けの日から6か月以内	貸付けの日から2か月以内
償還期限	据置期間経過後7年以内	据置期間経過後12月以内

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

(根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）

貸付金の種類	被害の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	住宅又は家財の被害	1. 個人 3,260,000円 2. 団体 4,890,000円	1年	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
事業継続資金		1. 個人 1,630,000円 2. 団体 1,630,000円	6か月	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
住宅資金		1. 1,500,000円 2. 特別 2,000,000円	6か月	1. 6年以内 2. 特別 7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
<p>事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から2年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。</p>					

第7 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等（住民課）

1 住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」に基づき、災害復興住宅資金の融資に係る臨時相談窓口を設置する。

2 災害復興住宅資金

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

3 地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続が実施できるよう努める。

第8 公営住宅の建設（産業建設課）

災害により住宅を滅失、又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村は、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第9 支援のための環境整備（住民課・健康福祉課・産業建設課）

村は県と連携を図り、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3節

被災中小企業の振興、農林漁業者への融資

【基本的な考え方】

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	企画観光課	(1) 中小企業支援対策の実施 (2) 金融支援の実施 (3) 中小企業者に対する資金対策の実施 (4) 雇用対策の実施
	産業建設課	(1) 金融支援の実施 (2) 農業災害に対する融資制度の斡旋 (3) 林業災害に対する融資制度の斡旋 (4) 漁業災害に対する融資制度の斡旋

第1 中小企業支援対策の実施（企画観光課）

- 1 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- 2 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- 3 被災した中小企業を早期に支援するため、県及び天川村商工会等との連携による被害状況の把握、報告体制の整備を進める。

第2 金融支援の実施（企画観光課・産業建設課）

- 1 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- 2 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- 3 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- 4 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第3 中小企業資金中小企業者に対する資金対策の実施（企画観光課）

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により施設復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ早期に経営の安定が得られるよう措置する。

第4 農業災害に対する融資制度の斡旋（産業建設課）

1 (株)日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

災害により被害を受けた農林漁業施設（個人施設や共同利用施設）、農業（被害果樹の改植等の復旧）・林業（被害森林、樹苗養成施設及び林道の復旧）に要する費用を融通

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通

(3) 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は令和7年1月31日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農協等が設置する農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧	土地改良区、同連合、農協、農協連、農業共済組合、同連合、5割法人・団体、農業振興法人等	0.85～ 1.40%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 農業用施設、果樹の定植、樹園地の整備、果樹棚の設置、樹苗養成費等	農業を営む者	0.85～ 1.40%	25年以内	3年～ 10年以内
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金	1. 認定農業者 2. 認定新規就農者 3. 林業経営改善計画の認定を受けている方 4. 漁業経営改善計画認定漁業者 5. 所得の過半が農業所得又は農業粗収益が2百万円以上の個人、売上の過半が農業売上又は千万円以上の法人	0.85～ 1.40%	15年以内	3年以内

※利率は変動します。利用の際、融資機関へ確認してください。

2 経営資金等の融通

農産物等への被害が全国的に著しいなど一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。(天災資金)

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	天災資金			
資金の種類	経営資金		事業資金	
	一般天災（注1）	激甚災（注1）	一般天災（注1）	激甚災（注1）
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料等購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金		天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	
貸付対象者	被害農林漁業者 1. 農業にあつては、年収量30%以上の減収でかつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 2. 林業、漁業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者		在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	
利率（年）	6.5%以内（注2）		6.5%以内（注2）	
貸付期間（償還期限）	3～6年以内	4～7年以内	3年以内	
貸付限度額	個人200～500万円 法人2,000～2,500万円	個人250～600万円 法人2,000～2,500万円	組合2,500万円 連合会5,000万円	組合5,000万円 連合会7,500万円

(注) 1. 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。

2. 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、前記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

第5 林業災害に対する融資制度の幹旋（産業建設課）

1 （株）日本政策金融公庫からの融資

（1）農林漁業施設資金

災害により被害を受けた個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

（2）林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

（3）農林漁業セーフティネット資金

災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた林業経営の再建に要する費用の融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等（利率は令和7年1月31日現在）

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設)造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要の共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	0.85～ 1.40%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設)造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要の機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.85～ 1.40%	15年以内	3年以内
林業基盤整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧 (補助対象事業)	林業を営む者、森林組合、同連合会	0.85～ 1.40%	25年以内	20年以内
	(樹苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.85～ 1.40%	15年以内	5年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.85～ 1.40%	25年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金	天災等による物的損害で、林業経営に著しい支障を受けた経営の再建	所得の過半が林業所得又は林業粗収益が2百万円以上の個人、売上の過半が林業売上又は千万円以上の法人	0.85～ 1.40%	15年以内	3年以内

2 経営資金等の融通（天災資金）

前記第2の2を参照

第6 漁業災害に対する融資制度の斡旋（産業建設課）

1 （株）日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通

(2) 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通

(3) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として震災等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等（利率は令和7年1月31日現在）

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 水産業協同組合等(漁業生産組合除く)が設置する内水面養殖施設及びその他共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.85～ 1.40%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 内水面養殖施設等の復旧	漁業を営む者	0.85～ 1.40%	15年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金	天災等による物的損害で、漁業経営に著しい支障を受けた経営の再建	所得の過半が漁業所得又は漁業粗収益が2百万円以上の個人、売上の過半が漁業売上又は千万円以上の法人	0.85～ 1.40%	15年以内	3年以内

2 経営資金等の融通（天災資金）

前記第2の2を参照

第7 雇用対策の実施（企画観光課）

- 1 村は、被災地の事業主や労働者への利便を図るため、県、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。
- 2 村は、被災による離職者に対し再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設けるよう、県に要請する。

第4節

義援金の配分

【基本的な考え方】

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	健康福祉課	(1) 義援金の募集 (2) 義援金の管理 (3) 義援金の配分
県		(1) 県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う
日本赤十字社 奈良県支部		(1) 中心となって義援金募集委員会等組織し、義援金の配分を行う

第1 義援金の募集（健康福祉課）

村は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、村が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

第2 義援金の管理（健康福祉課）

- 1 村は、県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。
- 2 配分委員会は、村から寄託された義援金について、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

第3 義援金の配分（健康福祉課）

1 村

- (1) 義援金の配分については、日本赤十字社奈良県支部、その他義援金募集関係機関と義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置し公平かつ迅速な配分を行うものとする。
- (2) 配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。
 - ① 配分金額
 - ② 配分対象者
 - ③ 配分方法
 - ④ その他義援金配分に関すること

2 県

日本赤十字社奈良県支部、又は配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うことになっている。

3 関係機関（日本赤十字社奈良県支部）

日本赤十字社奈良県支部、又は日本赤十字社奈良県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。

- (1) 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考にあたっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせる。
- (2) 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
- (3) 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
- (4) 義援金に係る全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

第5節

激甚災害の指定に関する計画

【基本的な考え方】

村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	村長	(1) 特別財政援助額の交付手続等の実施
	全職員	(1) 激甚災害に関する調査の協力、実施 (2) 特別財政援助額の交付手続等の実施
県		(1) 激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等を行う

第1 激甚災害に関する調査の協力、実施（全職員）

1 村

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 県

- (1) 知事は、村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることにしている。
- (2) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。
- (3) 県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局は速やかに国の関係機関と密接な連絡の上、指定の迅速化を図ることとしている。

資料編 ○ 激甚災害認定基準

(P117)

第2 特別財政援助額の交付手続等の実施（村長・全職員）

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

第6節 災害復旧・復興計画

【基本的な考え方】

震災により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

復旧・復興対策の実施にあたっては、住民、事業者等と一体となって推進するとともに、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

役割分担

実施担当		実施内容
村	全職員の その他	(1) 災害復旧・復興の活動 (2) 復興計画、防災村づくりに向けた計画の作成 (3) 復旧・復興対策の実施 (4) 復興対策体制の整備 (5) 特定大規模災害からの復興

第1 災害復旧・復興の活動（全職員・その他）

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりの実施

第2 復興計画、防災村づくりに向けた計画の作成（全職員・その他）

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

- ① 被災地域の再建にあたり、更に災害に強い村づくりを目指し、地域の構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。
- ② 被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。
- ③ 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。
- ④ 村及び県は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるものとする。

(2) 復興計画の策定

- ① 被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指す。
- ② 村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、村復興計画を策定する。
- ③ 計画策定の際は、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 防災村づくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「村づくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを住民の理解を求めながら実施する。

(2) 実施計画

- ① 防災村づくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。
 - ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
 - イ) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等基盤整備の整備計画とする。
 - ウ) 耐震性貯水槽の設置
 - エ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
 - オ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつその解消に努める。
 - カ) 復興計画を考慮して被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
 - キ) 住民に対し、新たな村づくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となる村づくりを行う。
- ② 住民は、再度の災害を防止するためのより安全で快適な村づくりは、自分たちはもちろん子どもたちをはじめとする将来のための村づくりでもあることを認識し、防災村づくりへの理解に努める。

第3 復旧・復興対策の実施（全職員・その他）

1 事前の対策

- (1) 村は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。
- (2) 村は、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。
- (3) 地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、村は、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

2 住民の合意形成

- (1) 地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、村は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。
- (2) 村は、決定事項について速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 技術的・財政的支援の要請

村は、円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、県に対し、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

4 復興基金設立の検討

被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、村は、県が実施する復興基金の設立に協力する。

第4 復興対策体制の整備（全職員・その他）

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から、各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、村は、災害の規模等に応じて、適宜災害復興本部等の体制を確立し、次の業務を適宜実施する。

- 1 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- 2 復興計画の策定
- 3 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達
- 4 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請
- 5 県の設立する復興基金への協力
- 6 復興計画の実行及び進捗管理
- 7 被災者の生活再建の支援
- 8 相談窓口等の運営

- 9 民心安定上必要な広報
- 10 その他の復興対策

第5 特定大規模災害からの復興（全職員・その他）

- 1 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成する。
- 2 村は上記計画に基づき、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

天川村地域防災計画

地 震 編

— 第 5 章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画 —

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第1節	総則	305
第2節	南海トラフ地震臨時情報	307
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	311
第4節	防災訓練計画等	312
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	313
第6節	地域防災力の向上に関する計画	316
第7節	広域かつ甚大な被害への備え	318
第8節	地震発生時の応急対策等	322
第9節	消火活動計画	331
第10節	医療救護計画	331
第11節	緊急輸送計画	331
第12節	防疫、保健衛生計画	331
第13節	支援・受援体制の整備	332
第14節	広域避難対策	333
第15節	物資の確保	334

第1節

総則

【基本的な考え方】

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方に基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」(平成24年8月及び平成25年3月公表)及び「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月公表)に基づき、本村における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について」(令和7年3月31日公表)についても必要に応じて活用する。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 計画の基本方針

- 1 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来 of 想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- 2 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。
- 3 この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、村及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

4 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

(1) 県内だけではなく、近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、県や県内各市町村、国、他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、県や被災市町村等から要請を受け、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動をとり、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することが出来るよう、村はその支援を行う。

(4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度に達すると評価されており（令和7年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

5 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

「第1章 第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節

南海トラフ地震臨時情報

【基本的な考え方】

村は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合には、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	全職員 その他	(1) 地震の時間差発生による災害の拡大防止 (2) 臨時情報の発表に対する警戒等措置 (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止（全職員・その他）

- 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、村は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策を検討する。

- 村は、気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大注意）の情報を発表した場合には、時間差をおいた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 臨時情報の発表に対する警戒等措置（全職員・その他）

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- 村は、対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受任の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。
- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後、村は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

村は、対象とする後発地震に対して後発地震発生の可能性を踏まえ、(1) または (2) の場合は、地震発生に注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

- (1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）。
- (2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間。

3 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

村は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、村全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認
 - ① 家具等の固定
ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。
 - ② 避難場所・避難経路の確認
 - ③ 家族等との安否確認手段の取り決め
 - ④ 家庭等における備蓄の確認
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

4 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保する。

5 必要な情報の伝達・周知等

- (1) 村及び県は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。
 - ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
 - ② 国からの指示、住民に対する周知及び呼びかけの内容
- (2) 村及び県は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (3) 村及び県は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置(全職員)

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

村は、気象庁が南海トラフ巨大地震臨時情報(調査中)を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、同章「第8節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置(全職員)

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達

(1) 村及び県、関係機関及び住民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共団体等の協力を得るものとする。

(2) 住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要するものに対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 村は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。また、住民からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(1) 村は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。

(2) 村は、情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

【南海トラフ地震臨時情報の発表について】

(1) 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。

これらの地震又は、現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

(2) 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード 8.0 以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード 7.0 以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード 8.0 クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

ア) 又はイ) が確認され評価された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

ア) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生

イ) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりを観測

③ 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

第3節

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【基本的な考え方】

村は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	企画観光課 産業建設課	(1) 奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画の実施 (2) 防災関連施設の整備促進

第1 奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画の実施（企画観光課・産業建設課）

村は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

なお、本村における事業は「第2章 第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に記載の通りとする。

第2 防災関連施設の整備促進

村は、上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難路の整備
- 3 消防用施設の整備等
- 4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 5 通信施設の整備
- 6 地域防災拠点施設の整備

第4節

防災訓練計画等

【基本的な考え方】

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、村及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 防災訓練計画の実施 (2) 公共施設における防災対策の充実

第1 防災訓練計画の実施（総務課）

村は、県や防災関係機関と連携して、防災訓練計画を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、次の点に留意して「第2章 第7節 防災訓練計画」に基づき実施する。

- 1 村は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- 2 防災訓練の企画にあたっては、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- 3 防災訓練の実施にあたり、村は可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- 4 村は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- 5 村は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 公共施設における防災対策の充実（総務課）

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、村は、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節

地震防災上必要な防災知識の普及計画

【基本的な考え方】

村は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して「第2章 第6節防災教育計画」に基づく取り組みのほか、南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 村職員に対する防災知識の普及 (2) 住民等に対する防災知識の普及 (3) 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及
	教育委員会	(1) 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及

第1 村職員に対する防災知識の普及（総務課）

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ巨大地震等の地震が発生した場合における応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含む。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの。
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する防災知識の普及（総務課）

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自助・共助の意識を普及させるため、村は、県及び関係機関と協力して、住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 2 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- 4 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 5 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 6 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- 7 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 8 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したものを。
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及（教育委員会）

村及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び園児・児童及び生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 園児・児童及び生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (7) 学校（園）に残留する園児・児童及び生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) その他

2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた園児・児童及び生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及（総務課）

本節「第1 村職員に対する防災知識の普及」に準じる。

第6節

地域防災力の向上に関する計画

【基本的な考え方】

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるので、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 自主防災組織の災害対応能力の向上 (2) 企業の災害対応能力の向上への支援 (3) 消防関係機関との連携強化、施設・設備の整備

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上（総務課）

南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、村は、「第2章 第8節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

1 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及

村は、他地域から本村への援助が相当の期間困難になることの周知等を行う。

2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援

村は、指定避難所運営訓練、指定避難所生活体験など、自主防災組織が主体となり実施する訓練を支援する。

3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認

村は、ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等の実施に努める。

4 自主防災組織同士の連携の促進

村は、交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等の連携促進を図る。

資料編 ○ 自主防災組織等の状況 (P68)

第2 企業の災害対応能力の向上への支援（総務課）

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれある。

南海トラフ巨大地震による企業の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難対策等、災害対応能力の向上が重要である。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。

村は、これらの活動を推進するため、日頃から、企業との情報交換や連携を進める。

第3 消防関係機関との連携強化、施設・設備の整備（総務課）

南海トラフ地震が発生し、村内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、村は、下市消防署や消防団との連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、消防力の強化に努める。

資料編 ○ 防災関係機関連絡先一覧

(P66)

第7節

広域かつ甚大な被害への備え

【基本的な考え方】

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

役割分担

実施担当		実施内容
村	産業建設課	(1) 建築物の耐震性の確保 (2) 長周期地震動対策の検討 (3) 斜面崩壊対策の推進 (4) 時間差発生による災害の拡大防止の推進 (5) 応急危険度判定の迅速な実施に向けた体制整備
	総務課	(1) 時間差発生による災害拡大防止策の推進 (2) 帰宅困難者対策の検討
	企画観光課 教育委員会	(1) 文化財保護対策の推進

第1 建築物の耐震性の確保（産業建設課）

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度に達すると評価されており（令和7年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

南海トラフ巨大地震の被害想定において、本村では津波被害は想定されないため、想定死者の多くが建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。

（「第2章 第13節 建築物等災害予防計画」参照）

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から住民自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。

- (1) 村は、住民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、村が実施する耐震セミナーなどにより、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修

への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民の自発的な取り組みを支援する。

- (2) 村は、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成 25 年 5 月 29 日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。

- (1) 村は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。
(2) 耐震診断が義務化された建築物にあっては、村は所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策の検討（産業建設課）

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。

このため、村及び防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 斜面崩壊対策の推進（産業建設課）

中央防災会議が平成 15 年 9 月に公表した被害想定によると、急傾斜危険箇所の急傾斜地崩壊対策がまったく行われていなかった場合を全国レベルで想定すると、建物の全壊棟数は現時点での想定被害の約 1.5 倍になるとされている。

1 地すべり防止区域の指定

「第2章 第19節 地盤災害予防対策」第1の1に基づき実施する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「第2章 第19節 地盤災害予防計画」第1の2に基づき実施する。

3 山地災害危険区域の指定

「第2章 第19節 地盤災害予防計画」第1の3に基づき実施する。

4 土地利用の適正化

「第2章 第19節 地盤災害予防計画」第3及び第4に基づき実施する。

資料編	○地すべり防止区域一覧	(P101)
	○急傾斜地崩壊危険区域	(P101)
	○山地災害危険地区	(P102)

第4 時間差発生による災害の拡大防止の推進（総務課・産業建設課）

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、村、県及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

村は、県が実施する被災建築物応急危険度判定士の育成について、県の事業に協力するとともに、村内でも必要な人材の育成・確保ができるよう、必要な対策の推進に努める。

(2) 応急対策計画

① 土砂災害対策

「第3章 第19節 地盤災害応急対策計画」第1及び第2に基づき実施する。

② 被災建築物の応急危険度判定

「第3章 第14節 建築物の応急対策計画」第1に基づき実施する。

③ 被災宅地の危険度判定

「第3章 第19節 地盤災害応急対策計画」第5に基づき実施する。

第5 帰宅困難者対策の検討（総務課）

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

- 1 村外への就業者・就学者（住民）に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発を推進する。
- 2 観光客等本村への訪問者を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの指定緊急避難場所等・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第6 文化財保護対策の推進(企画観光課・教育委員会)

本村の文化財建造物について、被害軽減対策の強化、及び近隣府県等の関係諸機関との連携が必要である。

被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成8年、文化庁)及び「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年、24年改正、文化庁)に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」(内閣府等)や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」(内閣府・文化庁等)の検討結果を参考にするほか、「第2章 第13節 建築物等災害予防計画」第5に基づき対策を促進する。

資料編 ○指定文化財一覧

(P138)

第8節

地震発生時の応急対策等

【基本的な考え方】

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務部 (庶務班)	(1) 災害対策本部等の設置 (2) 村から県事業担当課への報告 (3) 被災者の安否情報の提供、照会等 (4) 資機材、人員等の配備手配
	総務部 (消防班)	(1) 資機材、人員等の配備手配 (2) 他機関に対する応援要請
	救護衛生部 (救助班)	(1) 被災者の安否情報の提供、照会等
	全職員 その他	(1) 地震発生時の応急対策の実施 (2) 村から県防災統括室への報告

第1 災害対策本部等の設置(庶務班)

1 防災組織計画

村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を設置し、活動体制を確立する。

2 災害対策本部等の設置

村長は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震又は当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

3 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営については、「第3章 第1節 活動体制計画」第3に定めるところによる。

4 活動体制

- (1) 村は、村内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。
- (2) 村は、村災害対策本部の組織体制を確立するため、村職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第2 地震発生時の応急対策の実施(全職員・その他)

1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震に関する情報の種類

情報の種類	発表基準	内容
震度速報 (気象庁)	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報 (気象庁)	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報 (気象庁)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報 (気象庁)	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表する場合がある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報 (気象庁)	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図 (気象庁)	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
緊急地震速報 (気象庁)	・各地で強い揺れを観測した場合	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。

奈良県震度情報ネットワークシステムの震度(奈良県)	・震度1以上で、各市町村の庁舎に表示された場合	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。 観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。
---------------------------	-------------------------	--

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(本章第2節参照)を発表した場合も県に通知する。

- ① 県内で震度3以上を観測したとき
- ② その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(3) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られ、県からは、県防災情報システム等により、村及び消防本部、関係機関へ情報が送られる。

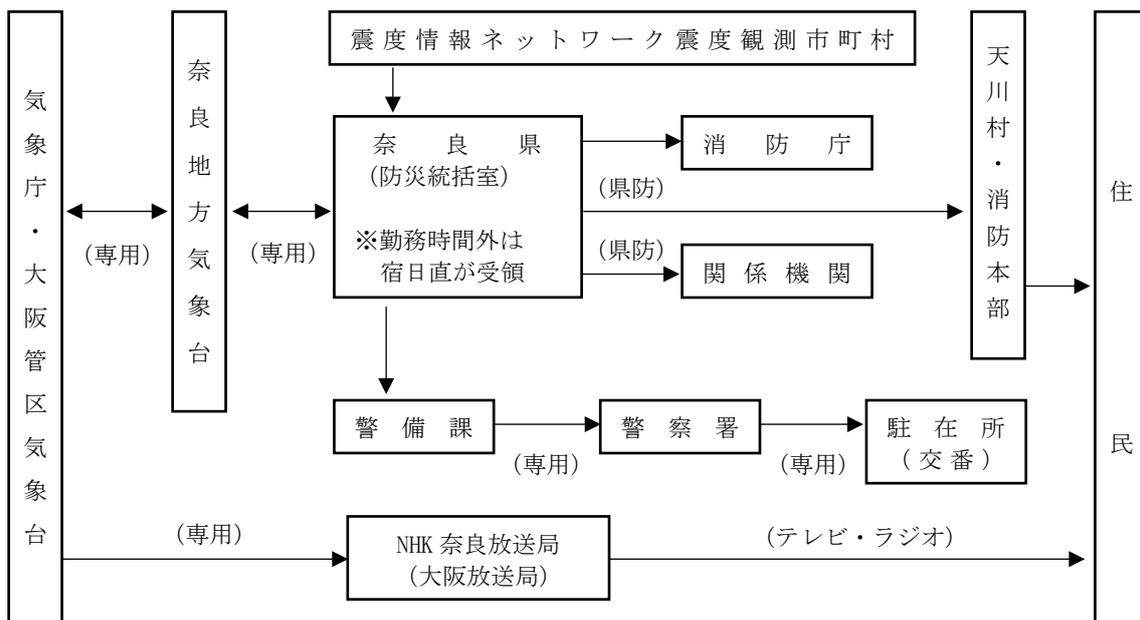
村及び消防本部、関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(4) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。

伝達系統概観図



(県防) は県行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線

2 早期災害情報の収集

(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難指示等の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

(2) 村及び消防機関

村及び消防機関は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

(3) 異常現象発見者の通報

① 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、村または警察官に通報する。

② 村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村に通報する。異常現象の通報を受けた村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

(1) 報告の基準

村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(2) 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査にあたっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。

なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第3章 第6節 要配慮者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
人・住家の被害	村(庶務班)	消防団
避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	村(庶務班)	
福祉関係施設被害	村(救助班)	福祉事務所
医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	村(防疫医療班)	保健所
水道施設被害	村(土木班)	
農業生産用施設	村(農林水産班)	農林振興事務所、農協
水産被害	村(農林水産班)	
農地、農業用施設被害	村(農林水産班)	農林振興事務所、農協
林地被害	村(農林水産班)	
造林地、苗畑等被害	村(農林水産班)	農林振興事務所、森林組合
林道被害	村(農林水産班)	農林振興事務所、森林組合
作業道被害	村(農林水産班)	農林振興事務所、森林組合
林産物、林産施設被害	村(農林水産班)	農林振興事務所、森林組合
商工関係被害	村(農林水産班)	農林振興事務所、農協
公共土木施設被害	村(土木班)	農林振興事務所、土木事務所
県有財産被害 (文教施設、警察関係施設を除く)	県各出先機関	村(関係各課)
文教関係施設被害	県教育委員会	村(教育委員会)、村PTA
警察関係被害	警察署	村(関係各課)
生活関連施設被害	指定公共機関等	村(関係各課)

4 報告の基準

村は、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(1) 即報基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④ 地震が発生し、村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ⑤ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑥ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 直接即報基準

村は、地震が発生し、村内で震度5強以上を記録した場合は被害有無を問わず、県に加え、直接消防庁に報告する。

第3 村から県防災統括室への報告(全職員・その他)

1 報告の種別

1 報告系統	村から県(防災統括室)への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県(防災統括室)は、被害状況等を内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡することになっている。
2 災害概況即報	村は、「第2-2(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。 また、「第2-2(2)直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。
3 被害状況即報	村は、「第2-2(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、村域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。 ただし、定時の被害状況即報等、知事(災害対策本部長)が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。
4 災害確定報告	村は、応急対策終了後、14日以内に(第4号様式(その2))で県防災統括室へ報告する。
5 災害年報	村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第2号様式)(第3号様式)により報告する。

資料編	○被害報告基準	(P114)
	○災害概況即報様式・記入要領	(P128)
	○被害状況即報様式	(P130)
	○災害年報様式	(P132)

2 報告系統

村は県に報告し、県は、村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に報告する。

3 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、速やかに県に対して報告する。

第4 村から県事業担当課への報告（庶務班）

村は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 3被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第5 被災者の安否情報の提供、照会等（庶務班・救助班）

1 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、県その他関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村、県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

村及び県は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者の氏名等の公表

村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、村は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のため、県が実施する安否不明者の氏名等を公表、及びその安否情報を収集・精査することに協力する。

第6 資機材、人員等の配備手配（消防班・庶務班）

1 資機材等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- ① 消防用資機材
- ② 水防用資機材
- ③ 通信設備・機器
- ④ ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材等
- ⑤ 防疫・保健衛生用資機材
- ⑥ 医療救護用資機材
- ⑦ 緊急輸送用車両及び燃料等
- ⑧ 給水用資機材
- ⑨ 被災者等に供給する食料及び炊き出し実施に要する資機材等
- ⑩ 被災者等に供給する生活必需品
- ⑪ その他応急対策実施のために必要となる物資・資機材等

(2) 村は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）

に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要なときは、①の物資の供給要請をすることができる。

2 人員の配備

村は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第7 他機関に対する応援要請（消防班）

- 1 村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編「第2章 協定等一覧」のとおりである。
- 2 村は必要があるときは、資料編「第2章 協定等一覧」に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

資料編	○災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書	(P21)
	○災害時等の応援に関する申し合わせ	(P23)
	○奈良県防災行政無線設備に関する協定書	(P25)
	○奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書	(P26)
	○奈良県消防広域相互応援協定	(P29)
	○消防相互応援に関する協定	(P31)
	○五條市と天川村における消防相互応援協定	(P32)
	○五條市と天川村における消防相互応援協定の詳細事項確認書	(P34)
	○奈良県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱	(P35)
	○奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	(P38)
	○奈良県水道災害相互応援に関する協定	(P40)
	○安心なまちづくりに関する協定書	(P44)
	○災害発生時における天川村と郵便局の協力に関する協定	(P46)
	○災害時における物資供給等に関する協定	(P48)
	○災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	(P51)
	○大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(P55)
	○崩土除去等における道路整備緊急対応業務に関する覚書	(P57)
	○大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物の除去等に関する覚書について	(P64)

第9節 消火活動計画

具体的な計画については、地震編「第3章 第20節 消火活動計画」に準ずる。

第10節 医療救護計画

具体的な計画については、地震編「第3章 第22節 保健医療活動計画」に準ずる。

第11節 緊急輸送計画

具体的な計画については、地震編「第3章 第19節 緊急輸送計画」に準ずる。

第12節 防疫、保健衛生計画

具体的な計画については、地震編「第3章 第23節 防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第13節 支援・受援体制の整備

【基本的な考え方】

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、国や他府県等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。また、本村の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他市町村及び他都道府県への支援を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	全職員その他	(1) 広域防災体制の確立
	総務課	(1) 被災地への人的支援

第1 広域防災体制の確立（全職員・その他）

- 1 近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、村は、自立した災害対応を行う必要がある。
- 2 村は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、指定避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第2 被災地への人的支援（総務課）

村は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や関西広域連合、全国知事会、全国市長会又は全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第14節 広域避難対策

【基本的な考え方】

村は、奈良県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課 企画観光課	(1) 広域避難者の受入体制の整備
	健康福祉課	(1) 広域避難者への対応

第1 広域避難者の受入体制の整備（総務課・企画観光課）

- 1 村は、奈良県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。
- 2 村は、県と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生による大量の被災者を受け入れるための体制整備を、県と連携して進める。
- 3 村は、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応（健康福祉課）

- 1 本村への避難者に対しては、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 村は、本村の指定避難所における避難自治体が、被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第15節 物資の確保

【基本的な考え方】

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、住民、村及び防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。

また、村は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
村	総務課	(1) 平常時の物資調達と備蓄 (2) 調達物資に関する県への報告 (3) 食料等の備蓄率の向上

第1 住民、村、県の役割分担

1 住民の役割

- (1) 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。
- (2) 東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、住民は、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。
- (3) 特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。
- (4) 住民は、ローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。
※ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法
- (5) 住民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 村の役割

- (1) 村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。

- (2) 村は、災害発生時、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

- (1) 県は、被災住民に供給する生活必需品や感染症対策に必要な物資、及び村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、村における計画策定に係る助言を行う。
- (2) 県は、災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達（総務課）

村は、供給するのに必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に被災した住民に物資を円滑に供給するために、迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- 1 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- 2 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- 3 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。
- 4 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- 5 その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 調達物資に関する県への報告（総務課）

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上（総務課）

- 1 住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、村は積極的に災害時の物資確保に努める。
- 2 村は、学校等に対し、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった園児・児童及び生徒のための物資の備蓄を促す。
- 3 村は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

天川村地域防災計画

地震編

令和7年3月
天川村防災会議

発行：天川村

編集：天川村 総務課

〒638-0392

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地

TEL：0747-63-0321